

**第二期鹿児島市  
子ども・子育て支援事業計画  
第1章～第3章（案）**

※第一期計画から修正した部分（図表は除く）については、朱書きしています。



# 第 1 章

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに子どもを生育することに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

国においては、子どもを生育しやすい環境を整備するために、平成24年制定の「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を実施し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図っております。

本市においても、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、平成27年3月に「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（第一期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

このような中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っております。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

なお、効果的効率的な施策推進の観点から、地域福祉、障害者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

## 2 計画の対象・期間

### (1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。  
(子ども・子育て支援法第6条第1項に掲げる子ども)

### (2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

### (3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

### (4) 計画期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。



# 第 2 章

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1 わが国における少子化の状況

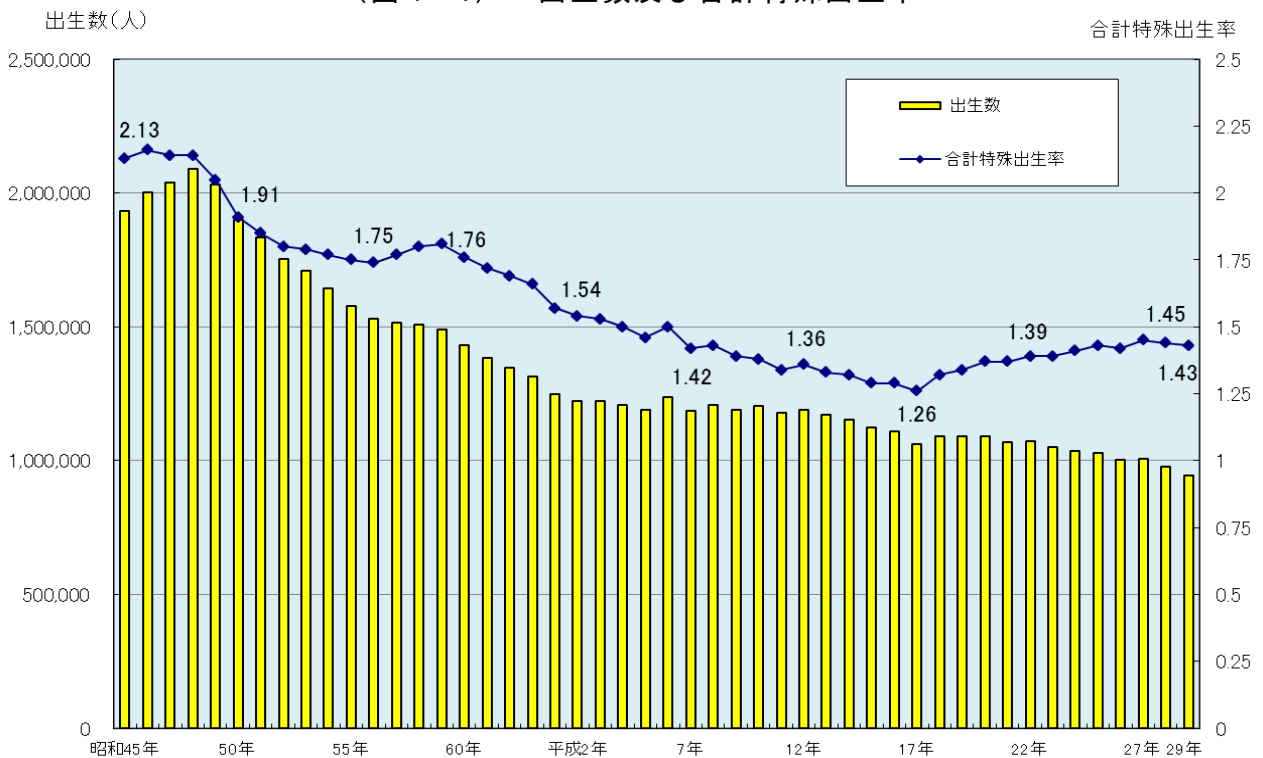
#### (1) 少子化の現状

厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 1-1 のとおり、わが国の出生数は、平成元年以降で見ますと、120 万人前後で推移していたものが、平成 28 年には 100 万人を割り込み、平成 29 年は 94 万 6,065 人となっております。

また、1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率※は、昭和 50 年に 2.0 を下回り、50 年代後半を除いて低下傾向が続いていましたが、平成 18 年から微増に転じ、平成 27 年からは、ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年は 1.43 となっております。

しかしながら、現在の人口を維持する水準とされる 2.07 前後を大きく下回る状況が続いており、主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英国等）と比較しても、低い水準にとどまっています。

(図 1-1) 出生数及び合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数のこと



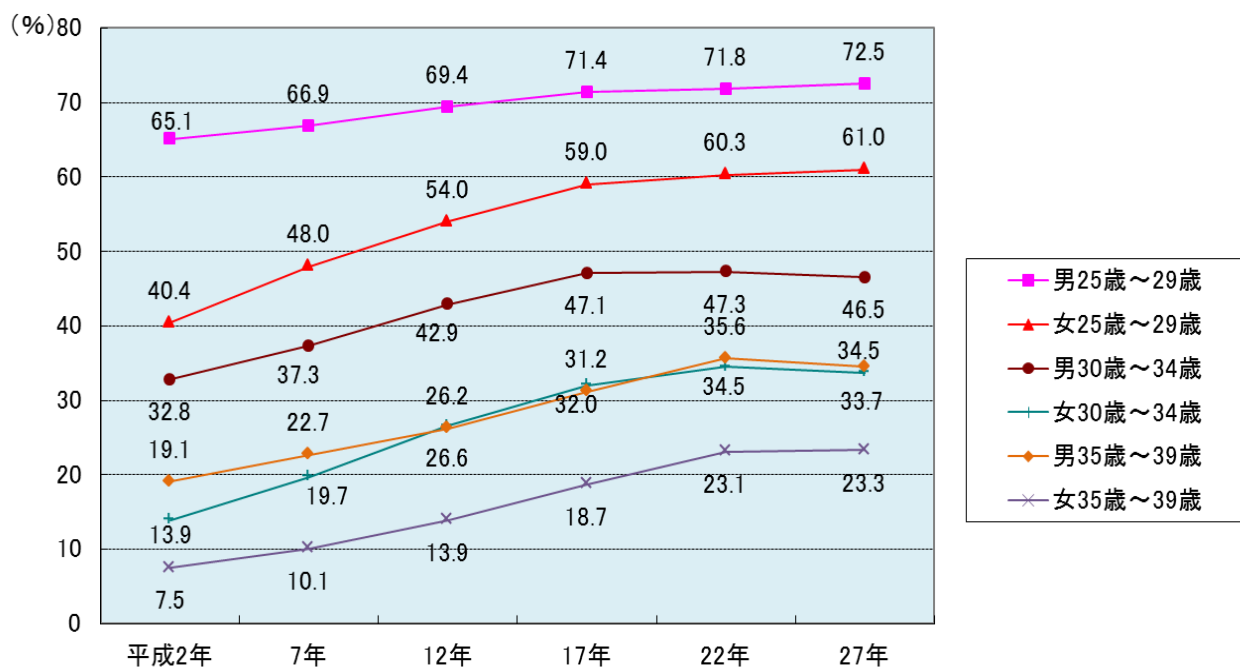
少子化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、地域・社会の担い手の減少や現役世代の負担増加など、深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

## (2) 少子化の原因と背景

少子化の原因は、多くの事象が複雑にからみ合っているため、それを特定することは困難ですが、その原因の一つに未婚化・晩婚化の進行が考えられます。

総務省の「国勢調査」によると、図 1-2 のとおり、25 歳から 29 歳の未婚率は、女性で平成 2 年の 40.4%が平成 27 年には 61.0%、男性で平成 2 年の 65.1%が平成 27 年には 72.5%、30 歳から 34 歳の未婚率は、女性で平成 2 年の 13.9%が平成 27 年には 33.7%、男性で平成 2 年の 32.8%が平成 27 年には 46.5%とそれぞれ上昇しています。

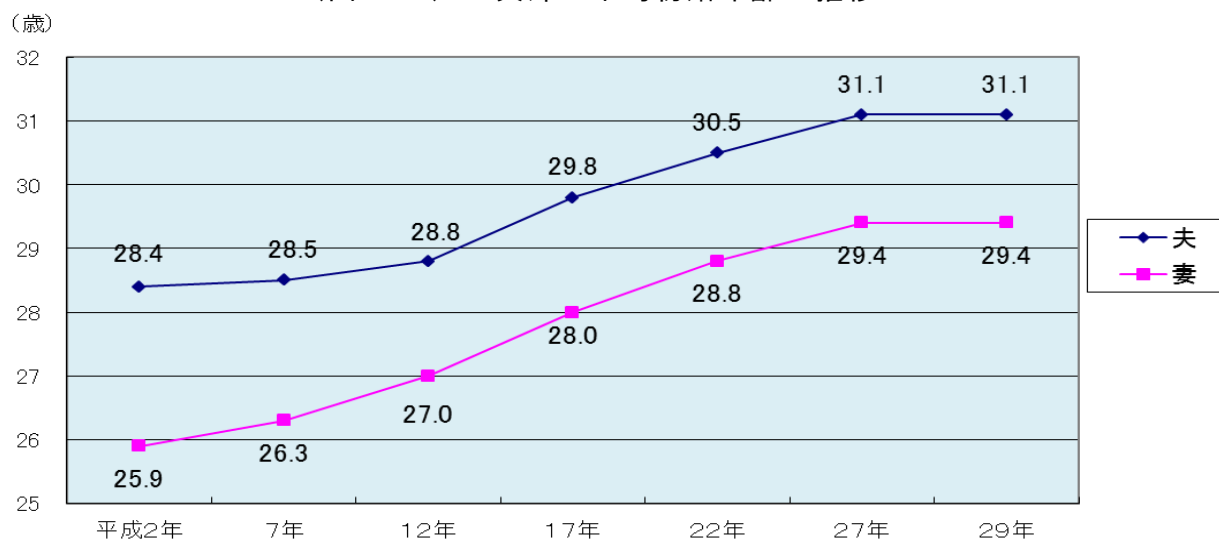
(図 1-2) 男女年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 1-3 のとおり、平均初婚年齢は、女性で平成 2 年の 25.9 歳が平成 29 年には 29.4 歳、男性で平成 2 年の 28.4 歳が平成 29 年には 31.1 歳とそれぞれ上昇しています。

(図 1-3) 夫婦の平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が平成 27 年 6 月に行った「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の中で、若者たちの結婚離れについて、

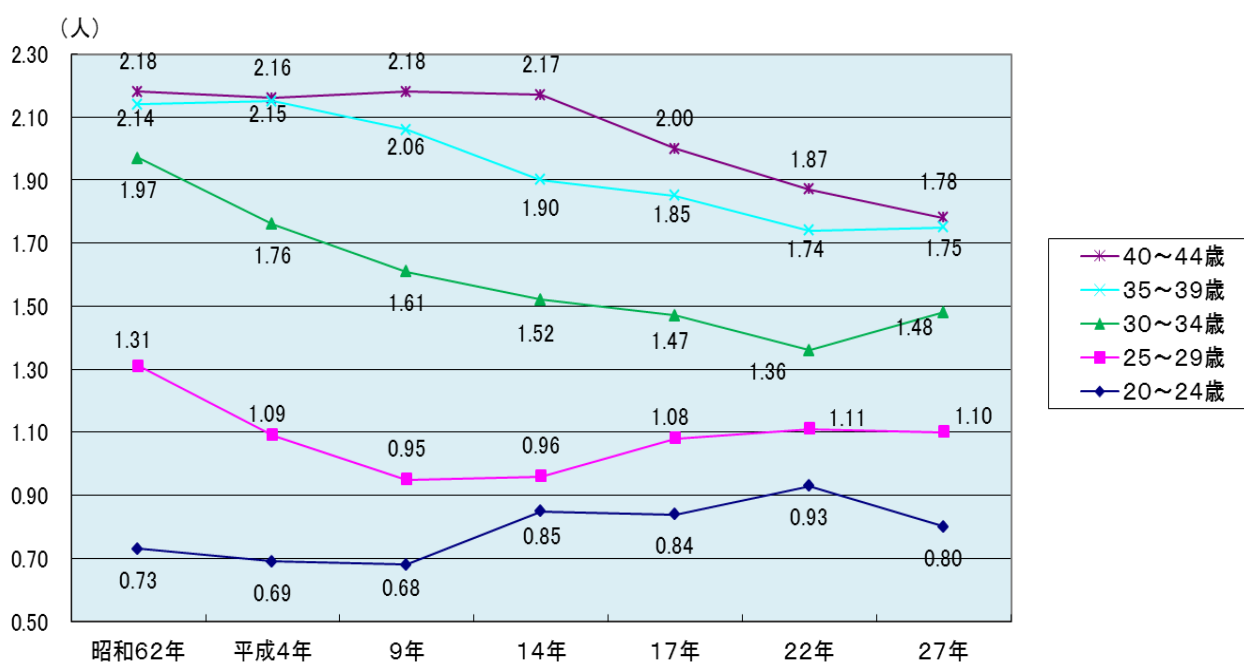
- いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、依然として高い水準にあり、18～34 歳の男性では 85.7%、同女性では 89.3%である。一方、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の微増傾向は続いており、男性では 12.0%、女性では 8.0%となっている。
- 一年以内に結婚する意思のある未婚者の割合は、全調査期間を通じて、女性の方が男性よりも高い。前回調査と比べると、男性ではすべての年齢層で微増し、18～34 歳では 45.5%となった。女性では 20 代後半のみで微増した。
- 独身生活の利点は、男女ともに「行動や生き方が自由」を挙げる人が圧倒的に多く、男性では 69.7%、女性では 75.5%であった。それ以外では「金銭的に裕福」、「家族扶養の責任がなく気楽」、「広い友人関係を保ちやすい」が比較的多い。これらの傾向は 1987 年の調査以降ほとんど変わっておらず、結婚すると行動や生き方、金銭、友人関係などが束縛されるという未婚者の感じ方は根強い。ただし女性では、友人関係が束縛されるという意識は弱まってきている。

○現在、独身にとどまっている理由について、25歳未満の若い年齢層では、「まだ必要性を感じない」など、結婚をするための積極的な動機がないことが多く挙げられている。一方、25歳～34歳の年齢層では、「適当な相手にまだめぐり会わない」などの結婚の条件が整わないことを半数程度の者が挙げているが、この年齢層でも「自由さや気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」と考える未婚者は多い。

といった調査結果を報告しています。

このほか、妻の年齢別の平均出生子ども数の推移をみると、図 1-4 にあるとおり、40歳～44歳の年齢層は減少傾向にあります。30歳～34歳では平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しています。20～29歳では、平成 9 以降増加傾向にあります。平成 22 年から平成 27 年にかけては、25～29歳ではほぼ横ばいとなり、20～24歳では減少しています。

(図 1-4) 妻の年齢別にみた、平均出生子ども数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

### (3) 国の動き

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきましたが、この取組をさらに充実するために、平成 26 年 4 月の法改正により、同法の有効期限が 10 年間延長されました。

しかしながら、我が国では、出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっております。

これらの課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月に本格施行された子ども・子育て支援新制度の実施により、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図り、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組んでおります。

また、結婚や妊娠・出産・子育てに関する国民一人一人の希望がかなう社会を実現するため、平成 27 年 3 月に決定された「少子化社会対策大綱」や平成 28 年 6 月に決定された「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革、待機児童解消に向けた保育の受け皿整備などの施策に取り組んでいます。

特に、子育て世代への経済的支援については、平成 29 年 12 月に決定された「新しい経済政策パッケージ」により、これまで段階的に進めてきた幼児教育の無償化について一気に進めるなど、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することとしております。

(※虐待に関する法律が成立後、虐待に関する文言を追加予定)

## 2 本市における状況

### (1) 少子化の現状

#### ① 人口の推移

平成 30 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は 597,193 人です。平成 27 年の国勢調査の結果によると、本市の人口は 599,814 人で、人口規模では全国で第 23 番目、中核市 58 市中で第 2 番目の都市になっています。

本市の人口の推移をみると、表 2-1（図 2-1）のとおり、平成 25 年の 607,604 人をピークに、人口が減少しており、平成 27 年以降は、60 万人を下回っております。

一方、鹿児島県の人口は、平成 2 年以降減少傾向が続いており、平成 27 年国勢調査では、1,648,177 人で、県全体における本市の人口割合では、36.4%と県人口の 3 割以上を占めており、年々割合が増加しています。

(表 2-1) 人口の推移

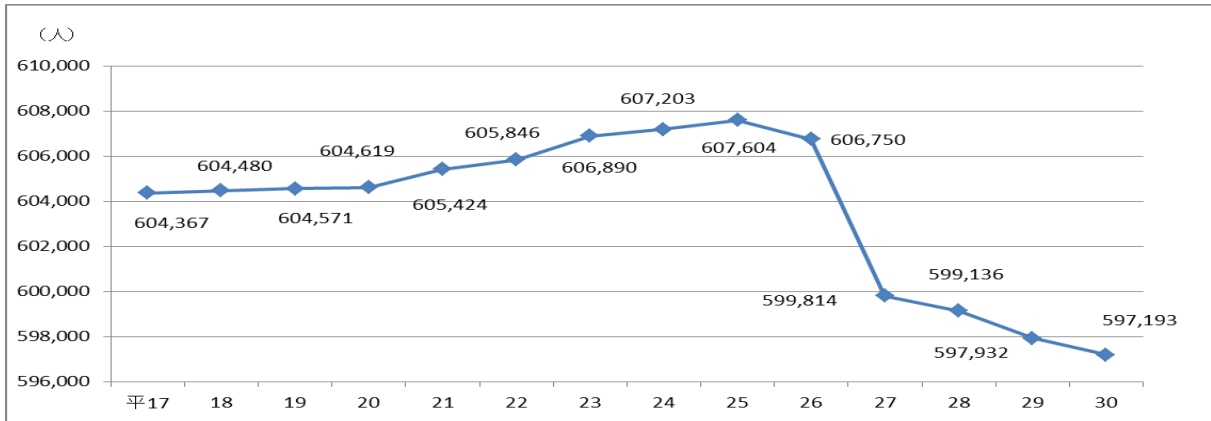
年次	人口			増減	増加率(%)	備考
	総数	男	女			
平成2	536,752	252,127	284,625	—	—	第15回国勢調査
3	536,895	251,648	285,247	143	0.0	第16回国勢調査
4	537,775	251,691	286,084	880	0.2	
5	539,911	252,677	287,234	2,136	0.4	
6	542,932	254,110	288,822	3,021	0.6	
7	546,282	255,999	290,283	3,350	0.6	
8	548,392	256,932	291,460	2,110	0.4	
9	549,977	257,543	292,434	1,585	0.3	
10	550,557	257,646	292,911	580	0.1	第17回国勢調査
11	550,815	257,766	293,049	258	0.0	
12	552,098	258,135	293,963	1,283	0.2	
13	552,817	258,320	294,497	719	0.1	
14	554,007	258,805	295,202	1,190	0.2	編入合併(11月1日) 新市発足 第18回国勢調査
15	555,116	259,173	295,943	1,109	0.2	
16	605,308	282,542	322,766	50,192	9.0	
17	604,367	281,389	322,978	△ 941	△ 0.2	
18	604,480	281,180	323,300	113	0.0	
19	604,571	280,827	323,744	91	0.0	
20	604,619	280,519	324,100	48	0.0	第19回国勢調査
21	605,424	280,878	324,546	805	0.1	
22	605,846	281,133	324,713	422	0.1	
23	606,890	281,325	325,565	1,044	0.2	
24	607,203	281,195	326,008	313	0.1	
25	607,604	281,456	326,148	401	0.1	
26	606,750	281,012	325,738	△ 854	△ 0.1	第20回国勢調査
27	599,814	279,108	320,706	△ 6,936	△ 1.1	
28	599,136	278,876	320,260	△ 678	△ 0.1	
29	597,932	278,319	319,613	△ 1,204	△ 0.2	
30	597,193	278,012	319,181	△ 739	△ 0.1	

注1)10月1日現在の推計人口。ただし、国勢調査年次については、国勢調査人口を記載。

注2)平成16年は、平成16年11月1日現在の推計人口。

資料:総務省統計局、市市民課、市総務部総務課

(図 2-1) 人口の推移



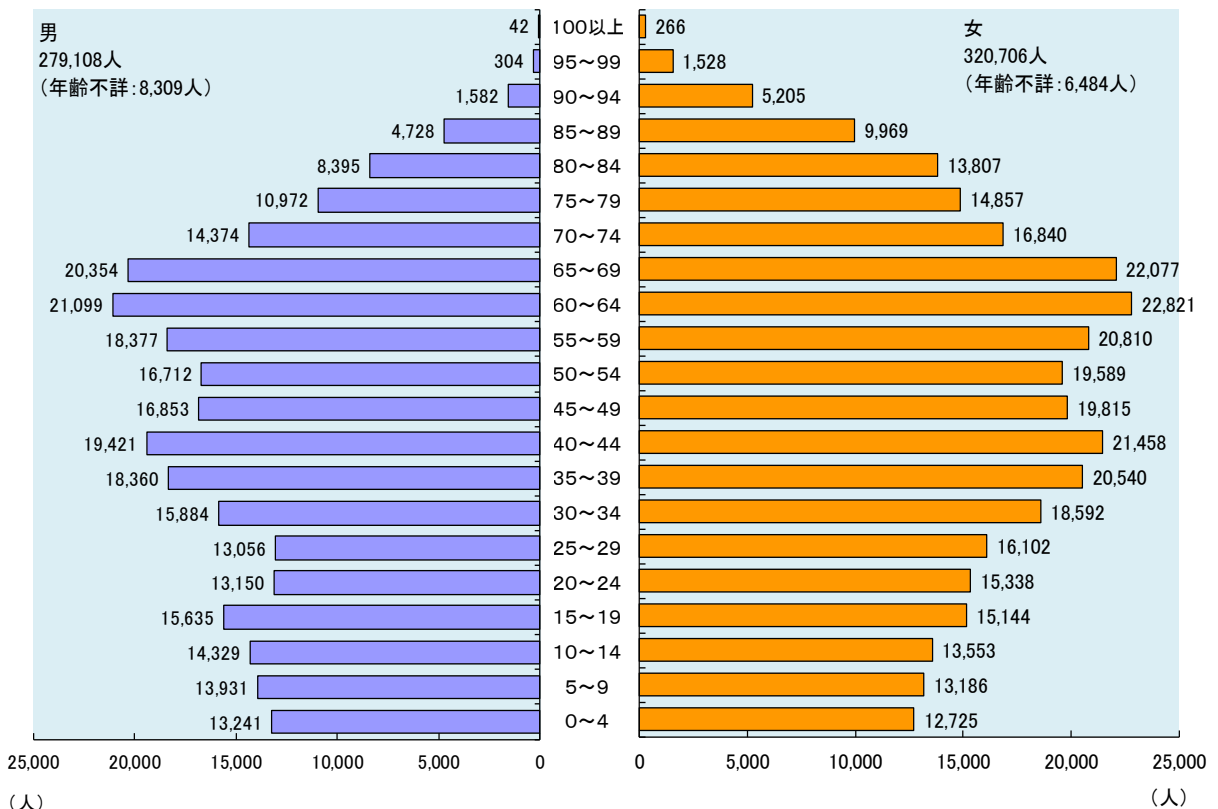
※資料等については、表 2-1 に同じ

## ② 人口ピラミッド

平成 27 年国勢調査における 5 歳階級ごとの人口ピラミッドは、図 2-2 のとおりです。昭和 20 年代前半と昭和 40 年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては 2 つのピークを形成しており、本市の人口ピラミッドの形態は、2 段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。

また、19 歳以下の人口は階級ごとに減少しており、将来、親となる世代の全体数が減少していくことから、一層の少子化が懸念されます。

(図 2-2) 5 歳階級別人口ピラミッド



資料：国勢調査

### ③ 年齢別人口

国勢調査によると、年少人口（15歳未満）は、表2-2のとおり、平成2年に109,433人であったものが、平成27年には80,965人と28,468人減少し、総人口に占める割合で20.4%が13.8%と6.6ポイント減少しており、年々減少傾向にあります。

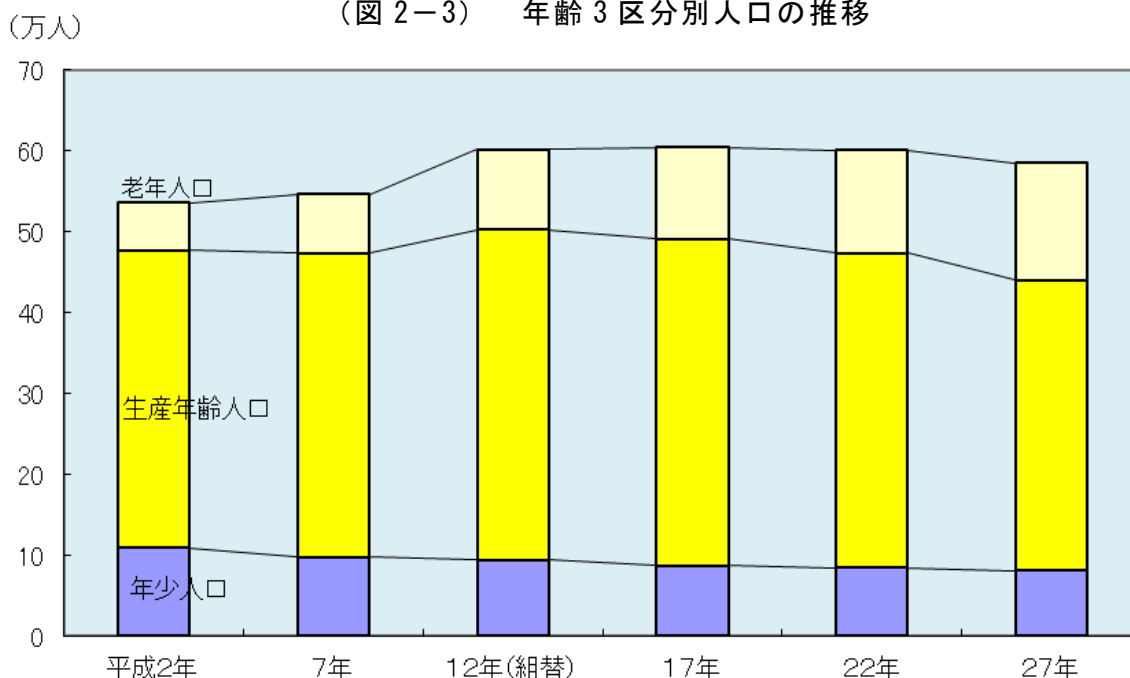
一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年に59,004人であったものが、平成27年には145,300人と86,296人増加し、総人口に占める割合で11.0%が24.8%と13.8ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

(表2-2) 年齢3区分別人口

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		総人口
	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	
平成2年	109,433	20.4	367,197	68.4	59,004	11.0	536,752
7年	97,851	17.9	375,257	68.7	73,160	13.4	546,282
12年	86,269	15.6	377,347	68.3	88,475	16.0	552,098
12年(組替)	94,234	15.7	407,852	67.8	99,597	16.6	601,693
17年	87,591	14.5	403,208	66.7	113,505	18.8	604,367
22年	84,416	14.1	388,674	64.7	127,446	21.2	605,846
27年	80,965	13.8	358,756	61.3	145,300	24.8	599,814

資料：国勢調査

(図2-3) 年齢3区分別人口の推移

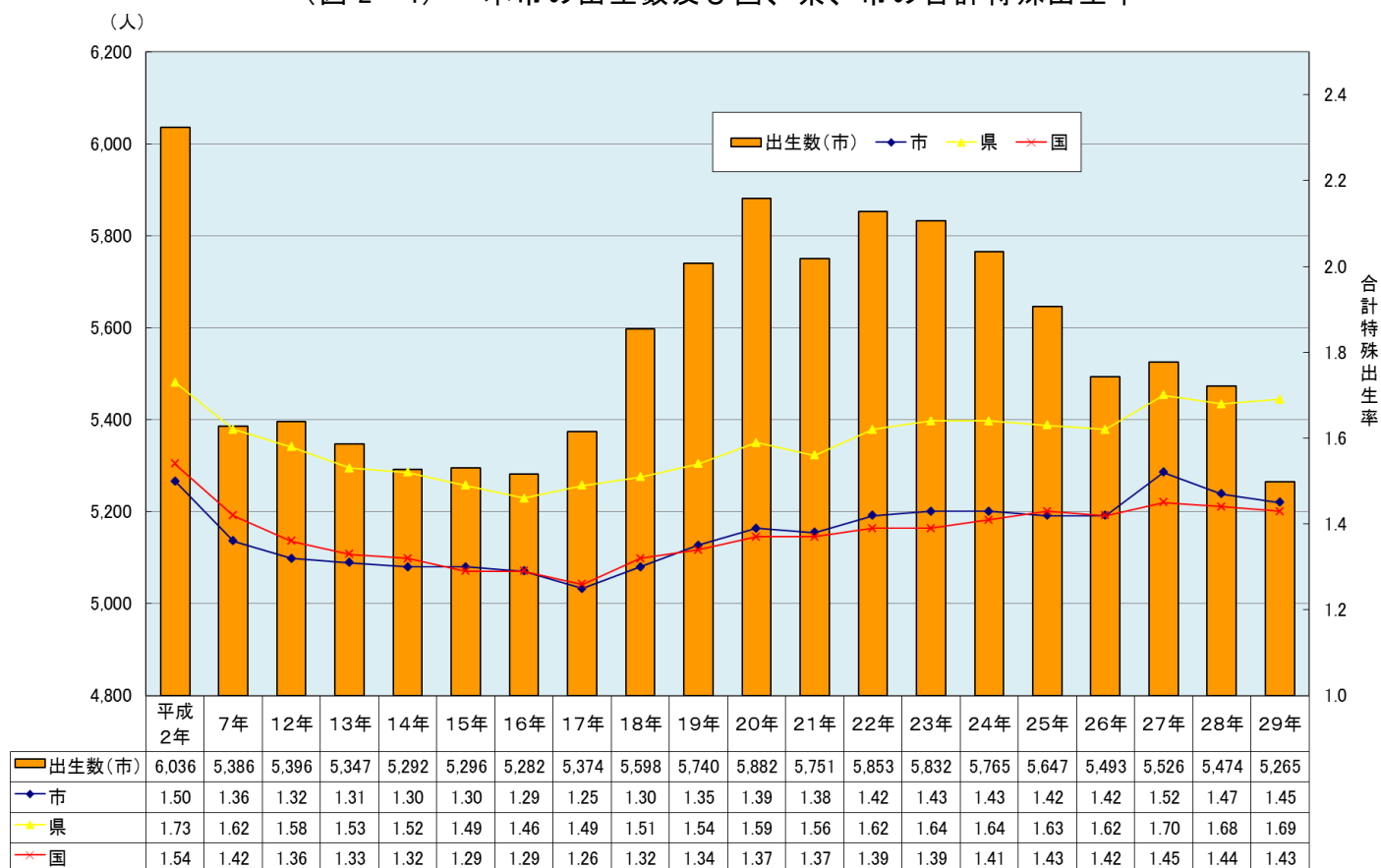


資料：国勢調査

#### ④ 出生数及び合計特殊出生率

本市において、出生数は図 2-4 のとおり、平成 17 年の 5,374 人が平成 29 年には 5,265 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 29 年には 1.45 と、近年微増傾向にあります。国の状況と同様に低い水準であり、少子化が進行している状況です。

(図 2-4) 本市の出生数及び国、県、市の合計特殊出生率



資料：かごしま市の保健と福祉



## ⑤ 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢別、年次別出生数は図 2-5 のとおりです。

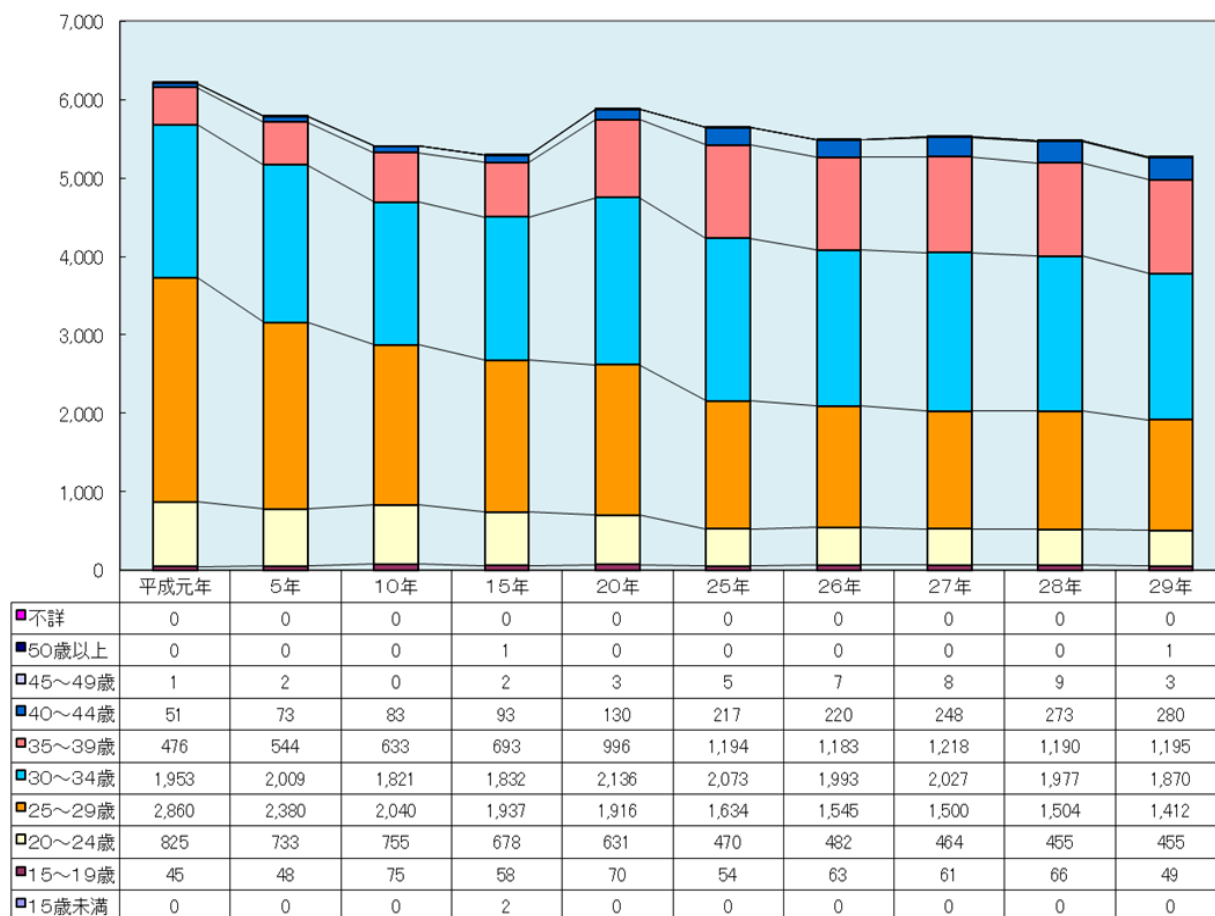
平成元年以降における母親の 5 歳階級ごとの出生数は、平成 15 年までは 25～29 歳の出生数が最も多く、次いで 30～34 歳の階級が続いていたものが、平成 20 年以降はそれが逆転し、30～34 歳の出生数が最も多く、次いで 25～29 歳の階級が続いています。

20～24 歳の階級では、平成元年に 825 人であったものが平成 29 年で 455 人と減少し、構成比では 13.3%が 8.6%と 4.7 ポイント減少しています。

25～29 歳の階級では、平成元年に 2,860 人であったものが、平成 29 年では 1,412 人と減少し、構成比では、46.0%が 26.8%と 19.2 ポイント減少しています。

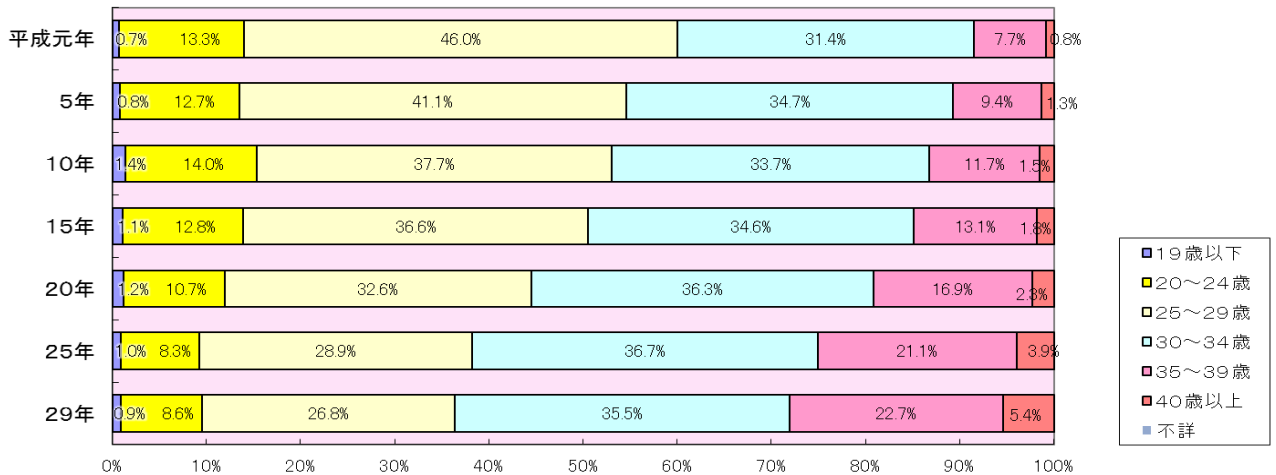
35～39 歳の階級では、平成元年に 476 人であったものが平成 29 年では 1,195 人と増加し、構成比も 7.7%が 22.7%と 15.0 ポイント増加しています。

(人) (図 2-5) 母親の年齢階級・年次別出生数



資料：かごしま市の保健と福祉

(構成比)



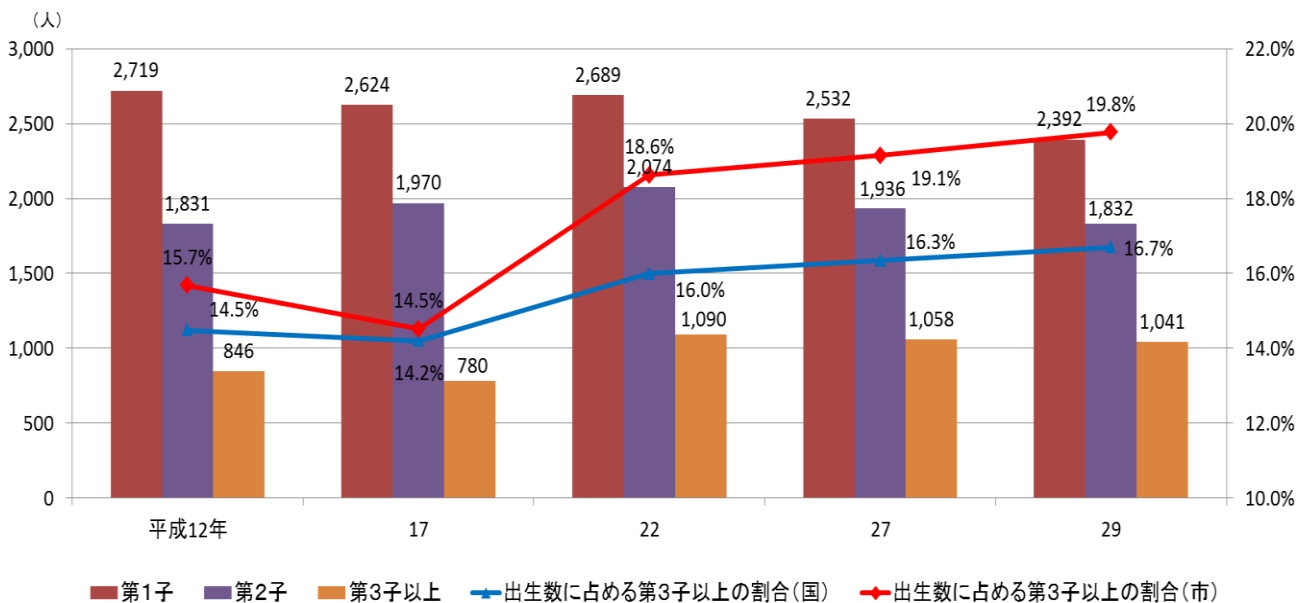
資料：かごしま市の保健と福祉

⑥ 出生数に占める第3子以上の割合

図 2-6 のとおり、近年、第1子・第2子の出生数は減少傾向にあり、第3子以上の出生数も、微減となっております。

出生数に占める第3子以上の割合は、平成17年に14.5%であったものが上昇しており、平成29年は19.8%と国の16.7%と比較して3.1ポイント高くなっています。

(図 2-6) 年次別出生数における第3子以上の出生数とその割合



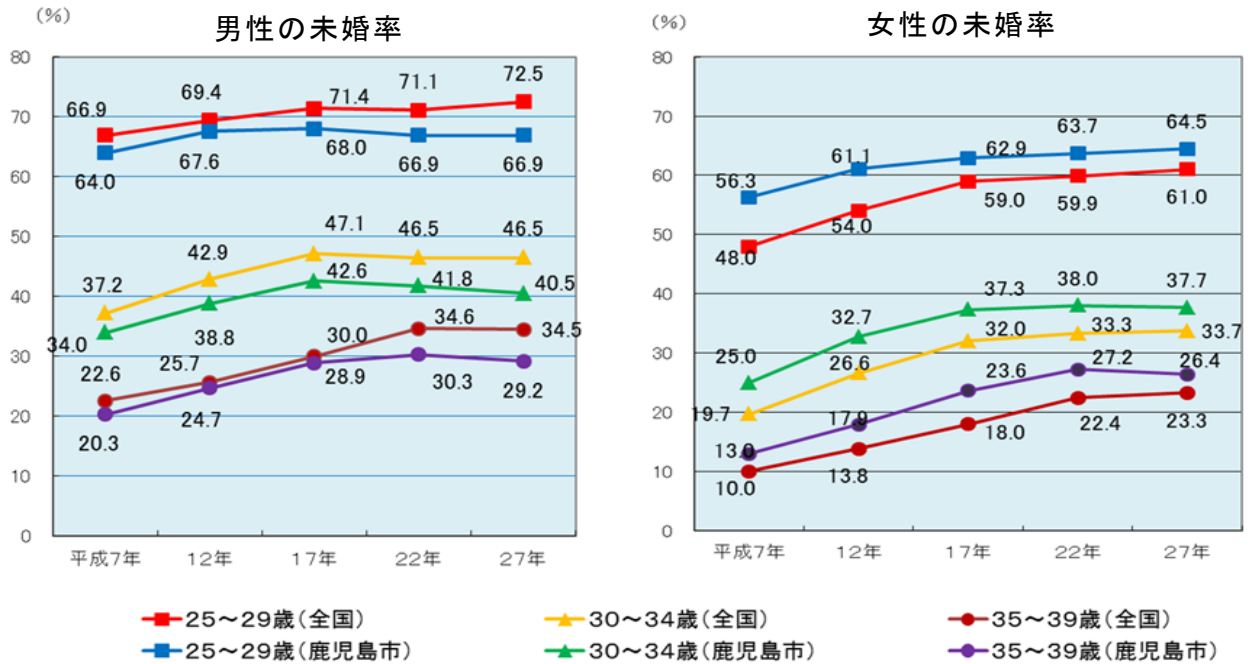
資料：厚生労働省人口動態統計、かごしま市の保健と福祉

## ⑦ 未婚率・初婚平均年齢の状況

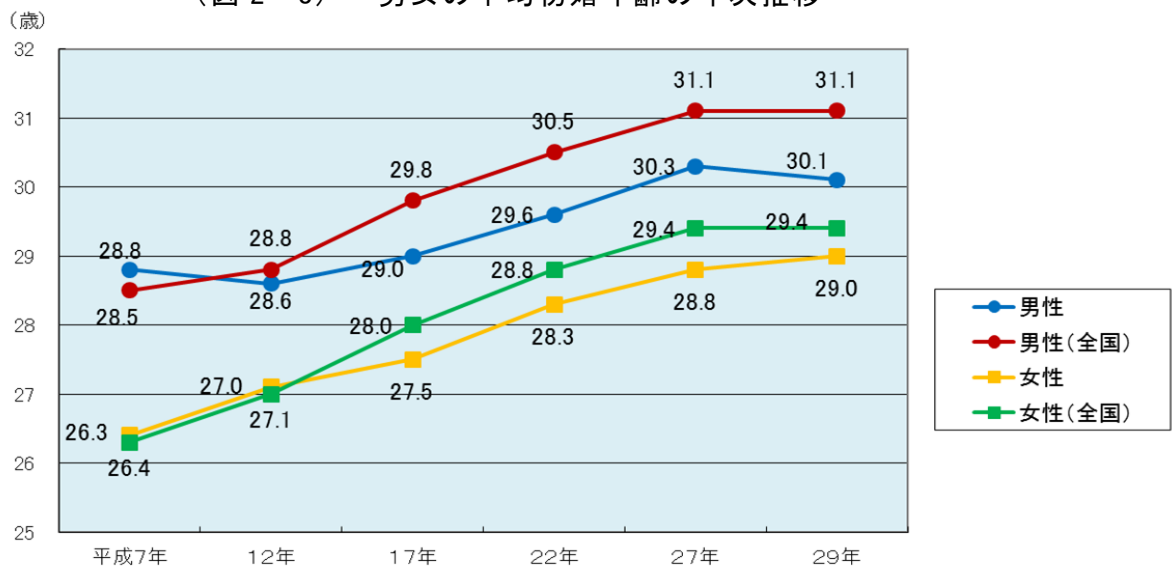
男性、女性の未婚率は、図 2-7 のとおり、全国同様、男女ともに、上昇傾向にあります。全国平均との比較では、男性は低く、女性は高くなっています。

また、平均初婚年齢は、図 2-8 のとおり、男女ともに上昇傾向にあり、晩婚化傾向にあるといえます。

(図 2-7) 未婚率の推移



(図 2-8) 男女の平均初婚年齢の年次推移



## (2) 将来人口推計

本市の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※により将来の人口を推計した結果、本市の人口は、表 2-3 のとおり、平成 31 年 4 月 1 日末現在で 602,359 人であったものが、令和 6 年では 592,467 人となると思われます。

将来人口の推移をみると、総人口とともに、年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は年々減少していく一方で、高齢人口（65 歳以上）は増加していくものと思われます。

年齢 3 区分で見ると、まず、年少人口（0 歳～14 歳）は、令和元年に 83,878 人であったものが、令和 6 年では 80,619 人、総人口に対する構成比では、令和元年に 13.9%であったものが、令和 6 年では 13.6%と緩やかに減少していくと思われま

す。次に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、令和元年に 358,226 人であったものが、令和 6 年では 342,053 人、構成比で令和元年に 59.5%であったものが、令和 6 年では 57.7%と減少していくと思われま

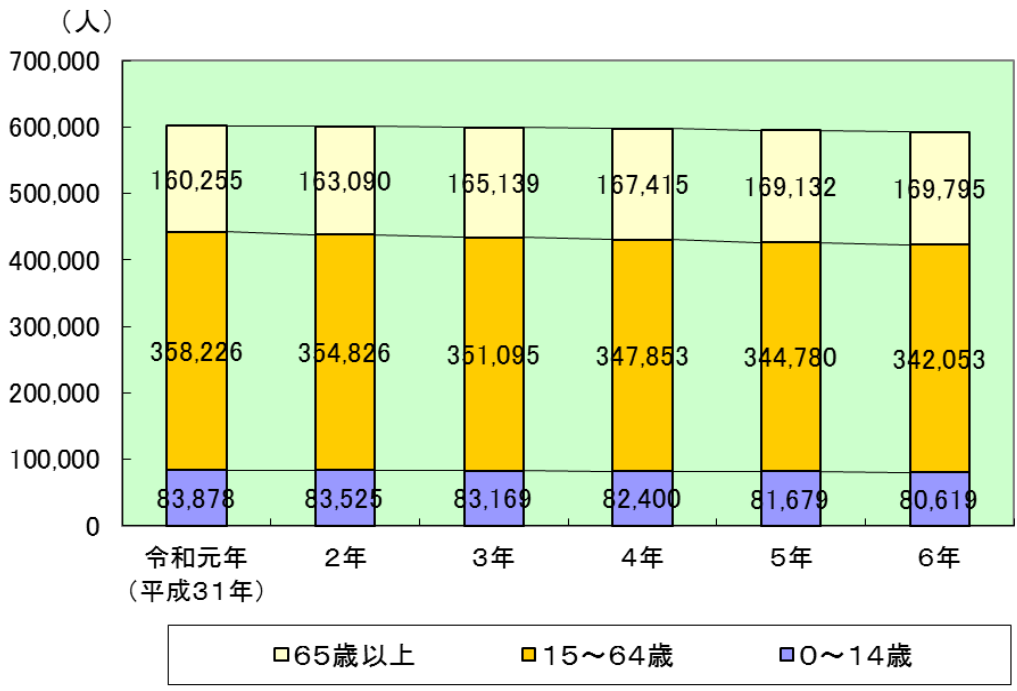
す。最後に、高齢人口（65 歳以上）は、令和元年に 160,255 人であったものが、令和 6 年では 169,795 人、構成比で令和元年に 26.6%であったものが、令和 6 年では 28.7%に増加し、少子高齢化が進行していくと思われま

(表 2-3) 将来人口の推移

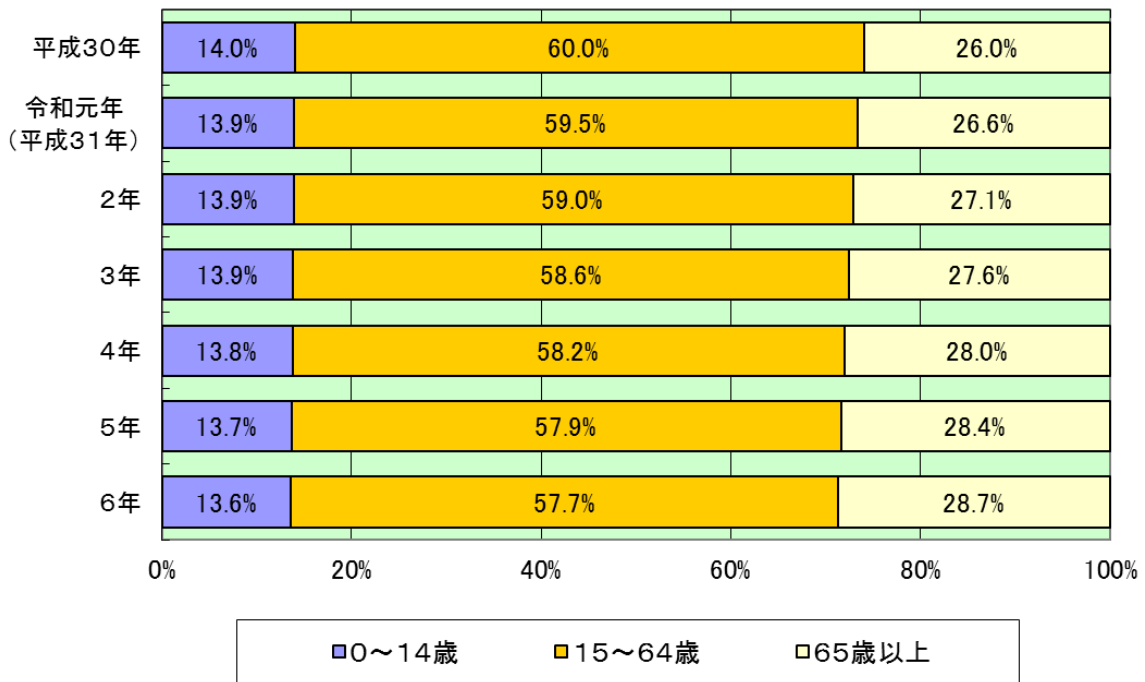
	平成 30 年	令和元年 (平成 31 年)	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
総人口	603,733	602,359	601,441	599,403	597,668	595,591	592,467
0～14 歳	84,517	83,878	83,525	83,169	82,400	81,679	80,619
15～64 歳	362,509	358,226	354,826	351,095	347,853	344,780	342,053
65 歳以上	156,707	160,255	163,090	165,139	167,415	169,132	169,795
構成比							
0～14 歳	14.0%	13.9%	13.9%	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%
15～64 歳	60.0%	59.5%	59.0%	58.6%	58.2%	57.9%	57.7%
65 歳以上	26.0%	26.6%	27.1%	27.6%	28.0%	28.4%	28.7%
人口増加率	-	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%

※コーホート変化率法：同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(図 2-9) 将来人口の推移



(構成比)



### (3) 世帯の状況

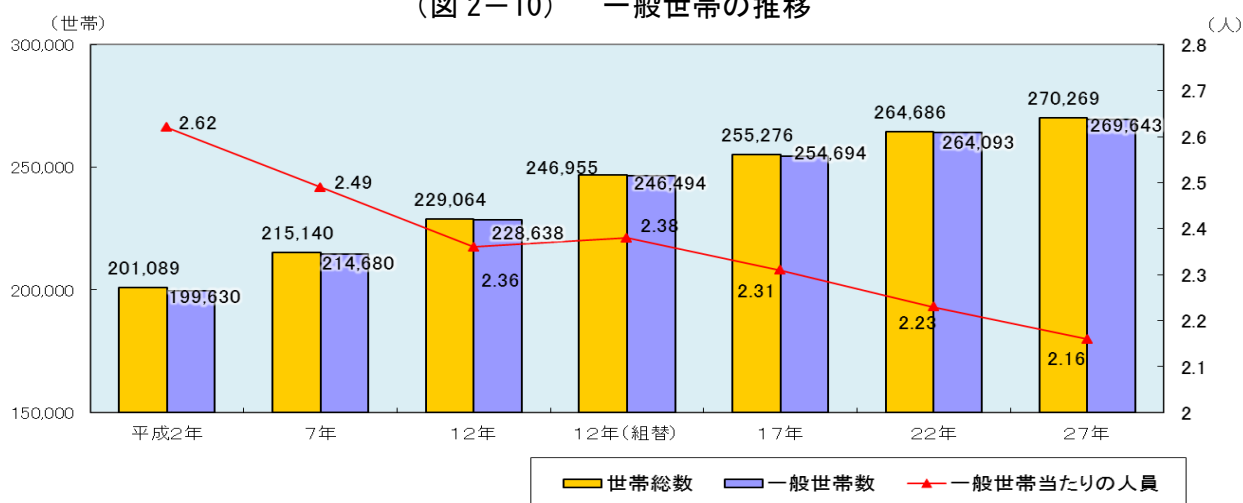
#### ① 世帯及び世帯人員の推移

平成27年10月1日現在の本市の世帯数は図2-10のとおり、270,269世帯であり、そのうち一般世帯が269,643世帯で、残りは施設等の世帯です。

また、一般世帯のうち、18歳未満親族のいる世帯は56,171世帯で一般世帯の20.8%となっております。

世帯総数、一般世帯数の推移は、ともに増加傾向ですが、一般世帯の1世帯当たりの人員は、平成2年に2.62人であったものが、平成27年には2.16と減少してきています。

(図2-10) 一般世帯の推移



資料：国勢調査

また、世帯人員分布をみると、表2-4のとおり、平成27年には1人世帯が105,105世帯で一般世帯の39.0%と最も多く、4人以下の世帯が全体の95.2%を占めています。

(表2-4) 世帯人員別一般世帯

区分	一般世帯人員	世帯人員1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	199,630	58,036	46,303	34,984	39,564	16,565	3,267	911
7年	214,680	68,447	53,057	37,178	37,032	15,288	2,946	732
12年	228,638	78,874	59,468	39,541	34,838	12,963	2,362	592
12年(組替)	246,494	82,549	65,110	42,853	37,933	14,552	2,761	736
17年	254,694	88,232	69,958	44,780	36,298	12,409	2,408	609
22年	264,093	96,554	74,559	45,320	34,190	10,986	1,930	554
27年	269,643	105,105	76,741	43,478	31,357	10,493	1,945	524

(構成比)

区分	一般世帯人員	世帯人員1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	100%	29.1%	23.2%	17.5%	19.8%	8.3%	1.6%	0.5%
7年	100%	31.9%	24.7%	17.3%	17.2%	7.1%	1.4%	0.3%
12年	100%	34.5%	26.0%	17.3%	15.2%	5.7%	1.0%	0.3%
12年(組替)	100%	33.5%	26.4%	17.4%	15.4%	5.9%	1.1%	0.3%
17年	100%	34.6%	27.5%	17.6%	14.3%	4.9%	0.9%	0.2%
22年	100%	36.6%	28.2%	17.2%	12.9%	4.2%	0.7%	0.2%
27年	100%	39.0%	28.5%	16.1%	11.6%	3.9%	0.7%	0.2%

資料：国勢調査

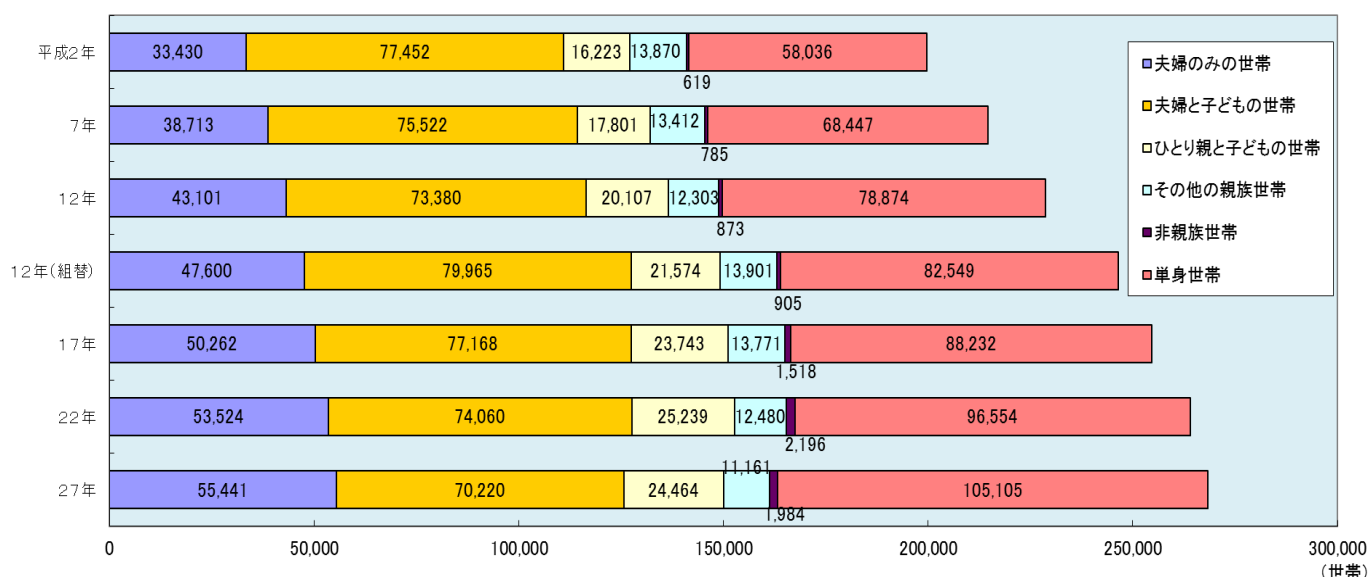
## ② 類型別の世帯数の推移

平成 27 年の一般世帯を家族類型別にみると、図 2-11 のとおり、世帯主の親族関係にある世帯員のいる世帯（親族世帯）が、161,286 世帯で、全体の 59.8% を占め、世帯主と親族関係にある者がいない世帯（非親族世帯）が 1,984 世帯で 0.7%、世帯人員が 1 人の世帯（単身世帯）が 105,105 世帯で、39.0% となっています。

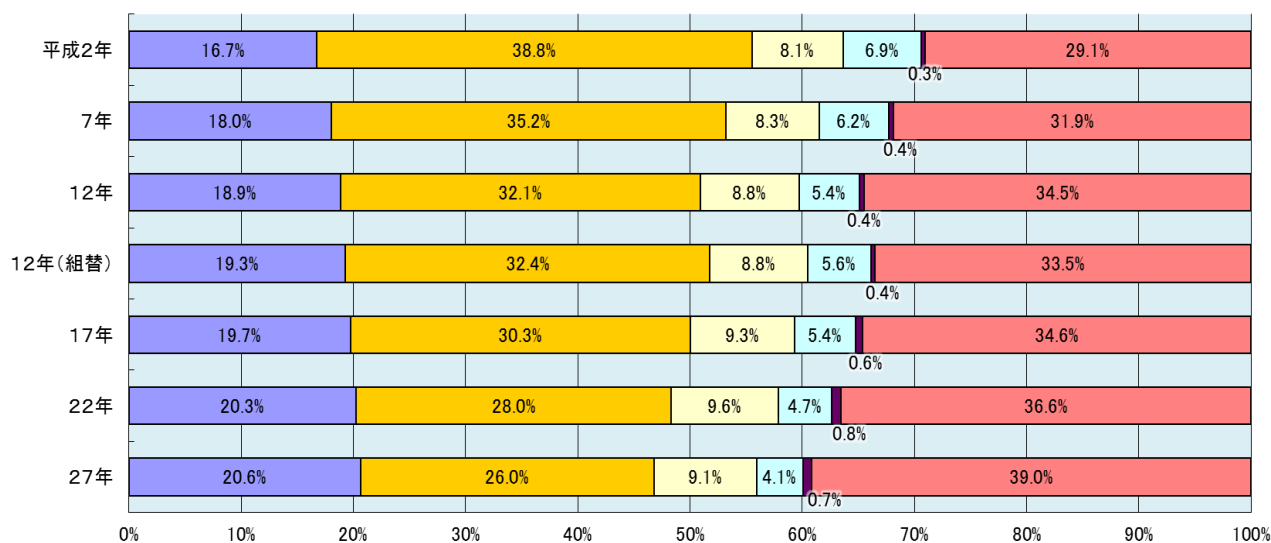
また、親族世帯のうち、核家族世帯は 150,125 世帯で一般世帯の 55.7% を占め、その他の親族世帯は、11,161 世帯となっています。

家族類型別の世帯数の推移は、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、単身世帯がそれぞれ増加傾向にあり、夫婦と子どもの世帯が減少傾向にあります。

(図 2-11) 家族類型別世帯数の推移



(構成比)



※平成 22 年以降は、総数に世帯の家庭類型「不詳」含む

資料：国勢調査

### ③ 人口動態

表 2-5 のとおり、出生数は平成 2 年に 6,103 人であったものが、平成 29 年では 5,265 人と減少しています。

一方、死亡数は、平成 2 年に 3,046 人であったものが、平成 29 年では 6,035 人と増加しています。

この結果、出生数及び死亡数の関係である自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加により、平成 2 年に 3,057 人の増であったものが、平成 29 年では 770 人の減と減少に転じています。

次に、転入者数は、平成 2 年に 31,204 人であったものが、平成 29 年では 21,013 人と減少しています。また、転出者数は、平成 2 年に 33,930 人であったものが、平成 29 年では 21,443 人と減少しています。

この結果、転入者数及び転出者数の関係である社会動態は、転入者数と転出者数が近似していることから年により増減があります。

人口動態は、平成 22 年まで人口増となっていました、平成 27 年には、減少に転じています。

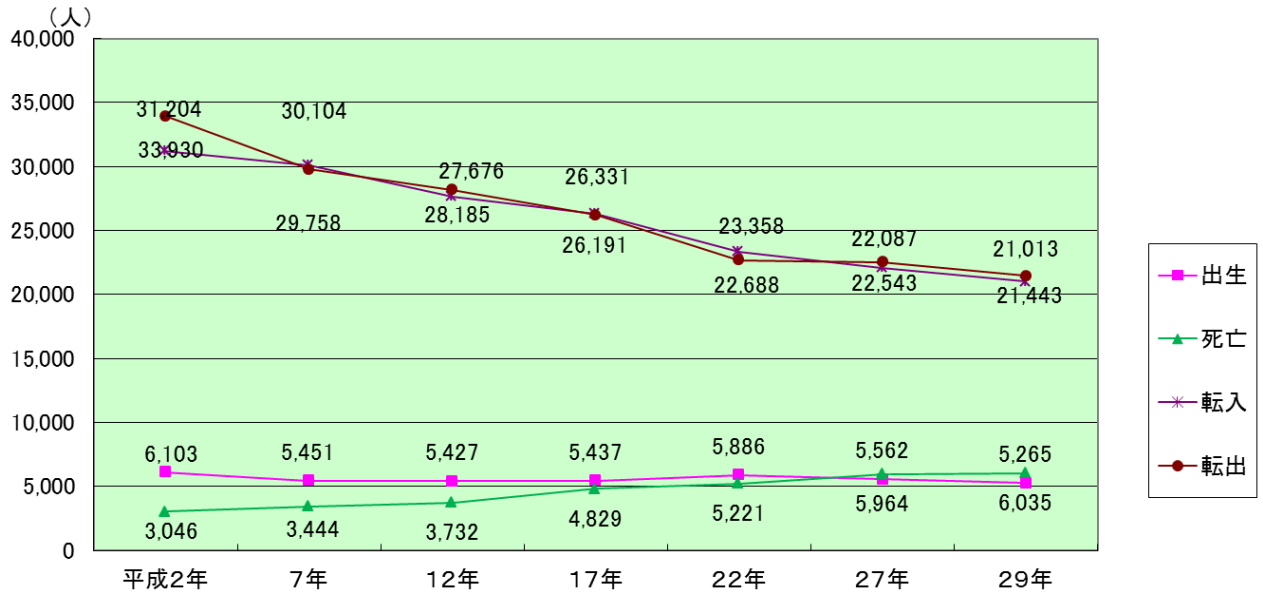
(表 2-5) 人口動態の推移

	自然動態			社会動態			人口増減数
	自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出	
平成2年	3,057	6,103	3,046	▲ 2,726	31,204	33,930	331
7年	2,007	5,451	3,444	346	30,104	29,758	2,353
12年	1,695	5,427	3,732	▲ 509	27,676	28,185	1,186
17年	608	5,437	4,829	140	26,331	26,191	748
22年	665	5,886	5,221	670	23,358	22,688	1,335
27年	△ 402	5,562	5,964	△ 456	22,087	22,543	△ 858
29年	△ 770	5,265	6,035	△ 430	21,013	21,443	△ 1,200

資料：市市民課（毎月推計人口調査より）



(図 2-12) 人口動態の推移



資料：国勢調査

#### ④ 就業状況

15歳以上の就業者数は、表2-6のとおり、平成27年では269,760人で、就業率（15歳以上の人口に占める「就業者」の割合）は、56.1%となっています。

男女別にみると、男性の就業者数は、平成22年に150,303人であったものが平成27年では141,929人と8,374人減少し、就業率も68.3%から65.4%へと2.9ポイント減少しています。一方、女性の就業者数は、平成22年に129,427人であったものが平成27年では127,831人と1,596人減少し、就業率も49.3%から48.5%と0.8ポイント減少しています。

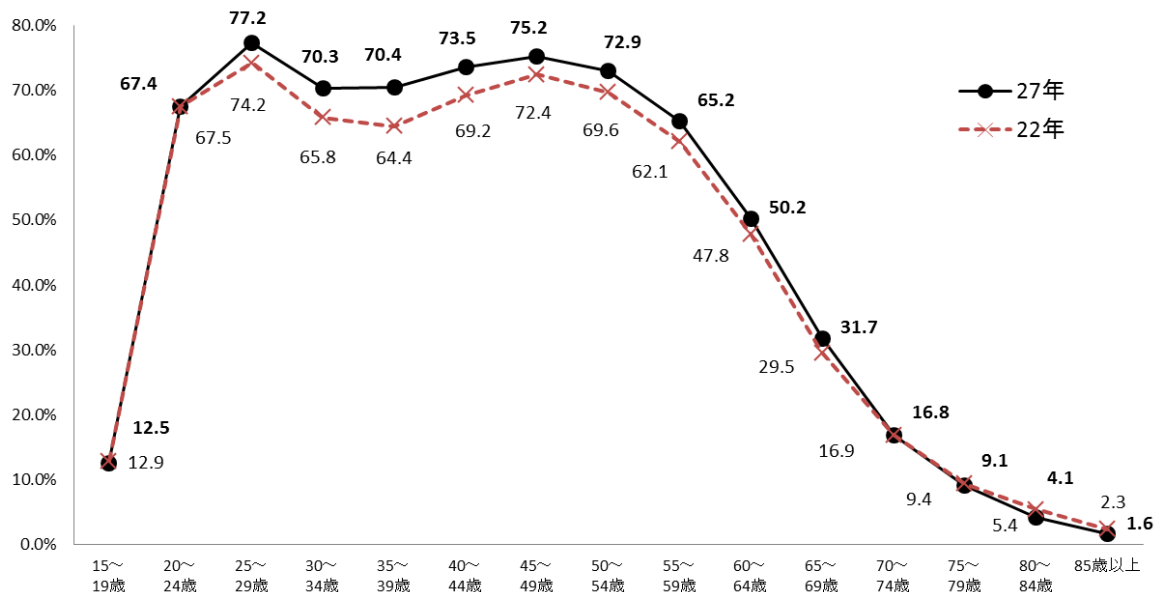
また、図2-13のとおり、女性の就業率は、平成22年と平成27年国勢調査ともに、25～29歳、及び45～49歳をピークとするM字型を示していますが、35～39歳の就業率が6.0ポイント増加しているほか、ほとんどの年代で増加しており、全体的に底上げされていると思われます。

(表2-6) 就労の状況

区分		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	増減
総数(15歳以上)	就業者数(人)	279,730	269,760	▲ 9,970
	就業率(%)	57.9	56.1	▲ 1.8
男性(15歳以上)	就業者数(人)	150,303	141,929	▲ 8,374
	就業率(%)	68.3	65.4	▲ 2.9
女性(15歳以上)	就業者数(人)	129,427	127,831	▲ 1,596
	就業率(%)	49.3	48.5	▲ 0.8

資料：国勢調査

(図2-13) 女性の年齢階層別（5歳階級）の就業率



資料：国勢調査

## ⑤ 育児休業等の状況

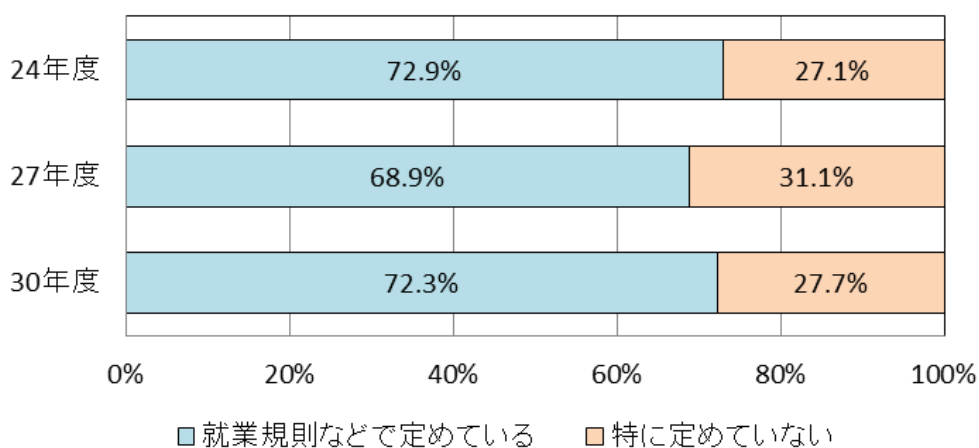
育児休業等については、国等を中心に育児・介護休業法に係る制度の普及・定着の取組が進められています。このような制度は、子どもの養育を支援するとともに、子どもを養育する労働者の雇用の継続の促進に寄与するものであり、子育てと仕事とを両立させる上で大きな役割を果たすものです。

少子高齢化が急速に進行する社会情勢のなかで、将来にわたって安定した労働力を確保し、未来を担う子ども達が健全に成長していくためには、育児休業制度等の普及と定着を図り、育児等を行う男女労働者が制度を安心して利用できる職場環境の整備がますます必要不可欠となっています。

### ア. 事業所における育児休業制度の導入状況

本市が平成30年度に実施した事業所に対する調査結果(対象1,000事業所、回答509事業所)では、図2-14のとおり、育児休業制度の有無について、約7割の事業所が「就業規則などで定めている」と回答しています。

(図2-14) 育児休業制度の有無

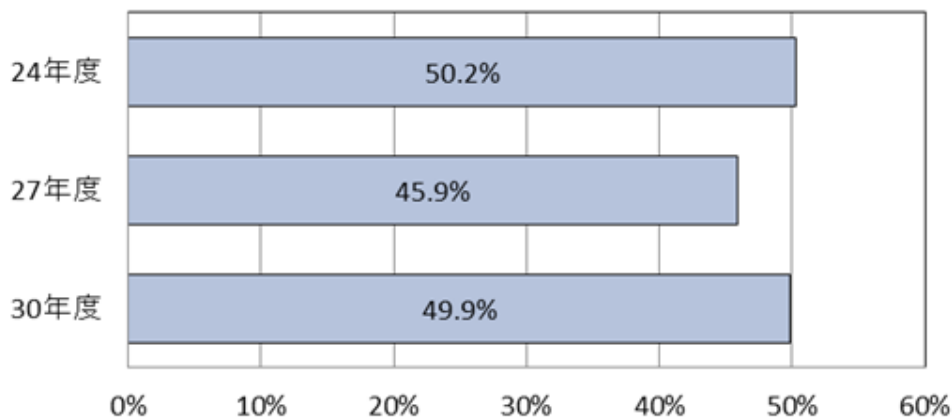


資料：鹿児島市労働基本調査

イ. 育児休業の取得状況

育児休業の取得率は、平成 30 年度調査において、49.9%となっています。

(図 2-15) 育児休業の取得状況

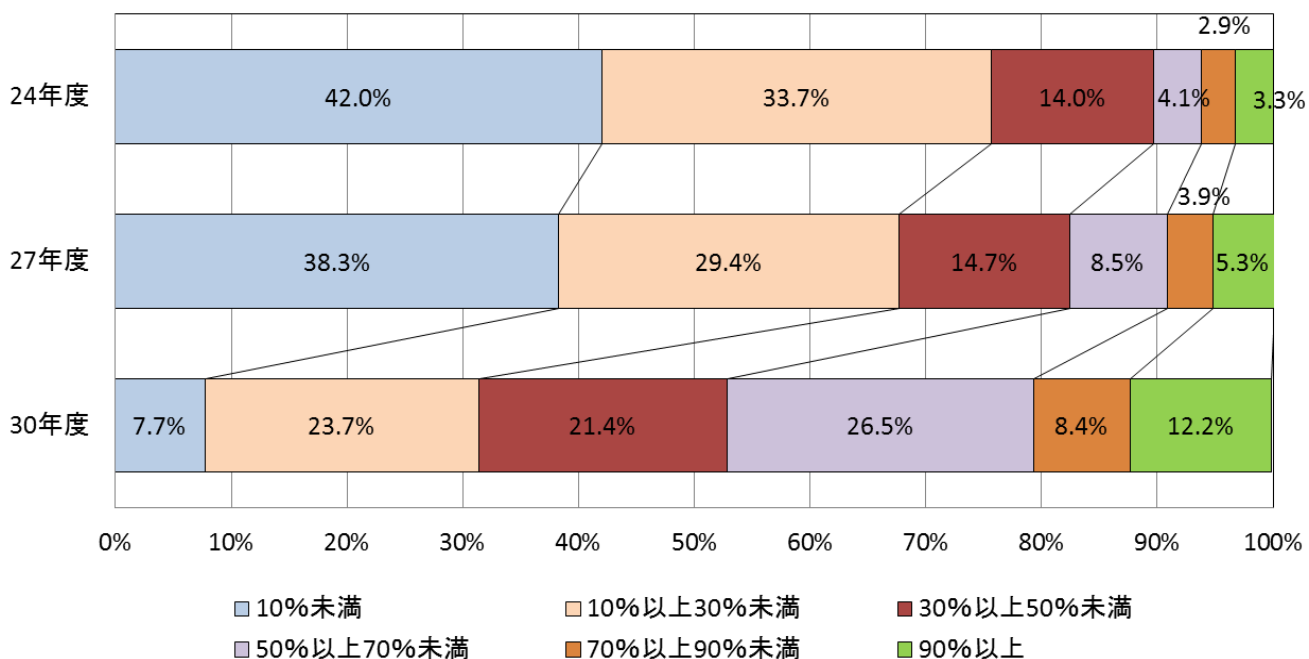


資料：鹿児島市労働基本調査

ウ. 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇の取得率について、平成 24 年度調査と比較すると、取得率 50%以上の事業所の割合が約 1 割から約 5 割に増加するなど、全体的に取得率が向上しています。

(図 2-16) 年次有給休暇の各事業所における取得状況



資料：鹿児島市労働基本調査

## ⑥ ひとり親家庭の状況

### ア. 母子及び父子世帯数の推移

表2-7の子どもがいる世帯別の状況をみると、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる母子世帯数、父子世帯数は、それぞれ減少しております。6歳未満の子どもがいる世帯の割合は減少傾向にあり、平成27年は母子世帯で19.1%、父子世帯で7.1%となっています。1世帯当たりの子どもの数の平均は、母子世帯、父子世帯ともに横ばいで推移しています。

表2-8の平成27年の配偶者別の内訳をみると、離別は、母子世帯6,317世帯のうち4,964世帯で78.6%、父子世帯751世帯のうち480世帯で63.9%と、最も多くなっています。年齢別でみると、母子世帯は40～44歳、父子世帯は45～49歳が最も多く、母子世帯では次いで35～39歳、45～49歳の順となっています。

(表2-7) 子どもがいる世帯別母子及び父子世帯数

	母子世帯数				父子世帯数			
	総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どもがいる世帯		総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どもがいる世帯	
			世帯数	構成比			世帯数	構成比
平成17年(※)	5,052	1.6	1,167	23.1	573	1.6	61	10.6
平成22年(※)	4,935	1.6	1,012	20.5	459	1.5	50	10.9
平成27年(※)	4,791	1.6	916	19.1	450	1.5	32	7.1
平成27年 (他の世帯員がいる世帯を含む)	6,317	1.5	1,320	20.9	751	1.5	88	11.7

(※) 未婚、死別または離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

(表2-8) 年齢、配偶者関係別母子及び父子世帯数

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
母子世帯数	6,317	13	135	397	946	1,423	1,662	1,149	459	133
死別	348	0	1	3	17	40	85	98	78	26
離別	4,964	0	69	274	773	1,157	1,342	928	331	90
未婚	1,005	13	65	120	156	226	235	123	50	17
父子世帯数	751	3	3	28	66	102	177	187	106	79
死別	158	0	0	0	4	10	25	49	35	35
離別	480	0	0	21	38	73	124	125	59	40
未婚	113	3	3	7	24	19	28	13	12	4

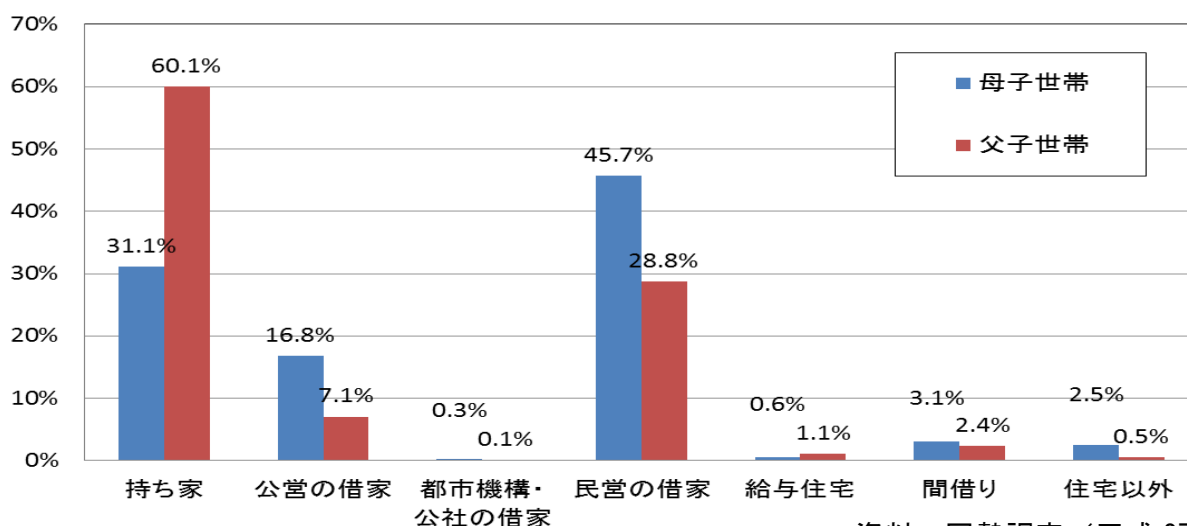
資料：国勢調査（平成27年）

イ. 母子及び父子世帯の住居の状況

母子世帯では、民間の借家が 45.7%と最も多く、次いで持ち家が 31.1%、公営の借家が 16.8%となっています。

父子世帯では、持ち家が 60.1%と最も多く、次いで民間の借家が 28.8%、公営の借家が 7.1%となっています。

(図 2-17) 母子及び父子世帯の住居の状況



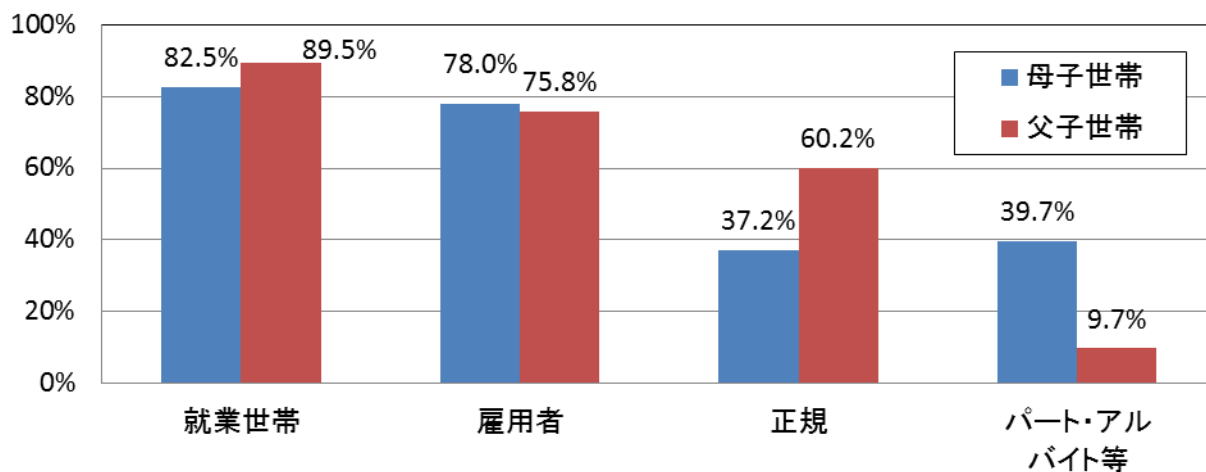
資料：国勢調査（平成 27 年）

ウ. 母子及び父子世帯の就業状況

母子世帯では、5,213 世帯（就業率：82.5%）が就業しており、うち、正規の職員等が 2,352 世帯、パート・アルバイト等が 2,508 世帯となっています。

父子世帯では、672 世帯（就業率：89.5%）が就業しており、うち、正規の職員等が 452 世帯、パート・アルバイト等が 73 世帯となっています。

(図 2-18) 母子及び父子世帯の就業の状況



資料：国勢調査（平成 27 年）

#### (4) 母子保健水準の状況

##### ① 周産期死亡、新生児死亡、乳児死亡及び妊産婦死亡の推移

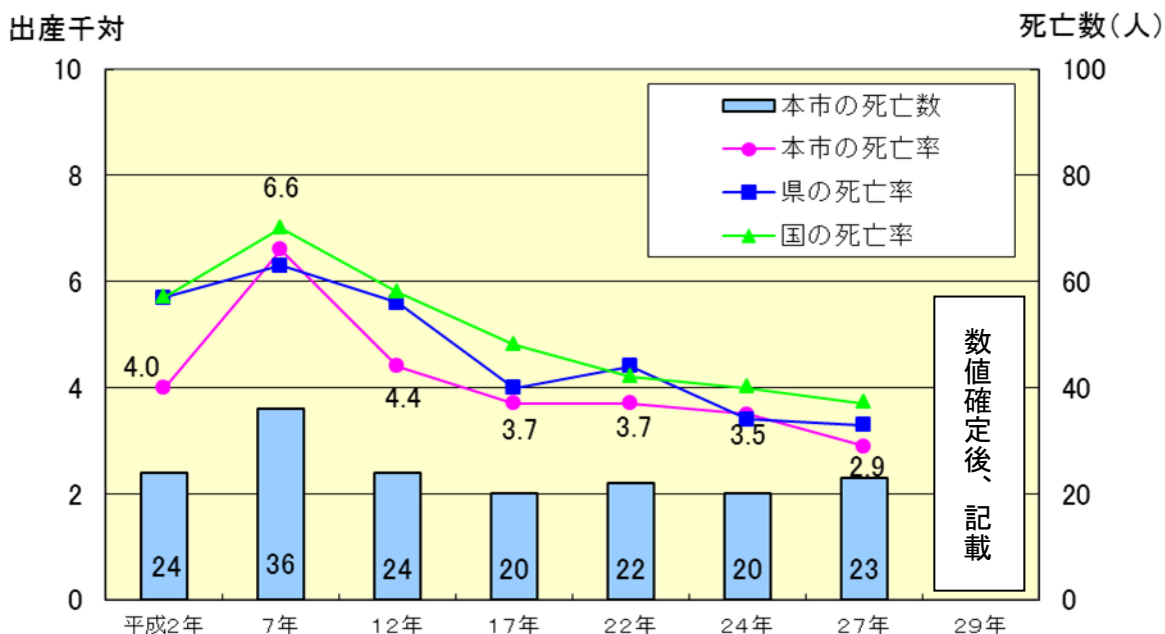
妊娠満 22 週以後の死産数に、生後 1 週未満の乳児の死亡数を加えたものを周産期死亡とといいます。周産期死亡の推移を図 2-19 に示していますが、本市の周産期死亡率は、国より低率で推移し、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

また、新生児死亡（生後 4 週未満の死亡）の推移は、図 2-20 のとおりです。本市の新生児死亡率は、多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

乳児死亡（生後 1 年未満の死亡）の推移は、図 2-21 のとおりです。本市の乳児死亡率は、平成 7 年頃までは減少傾向にあり、その後多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

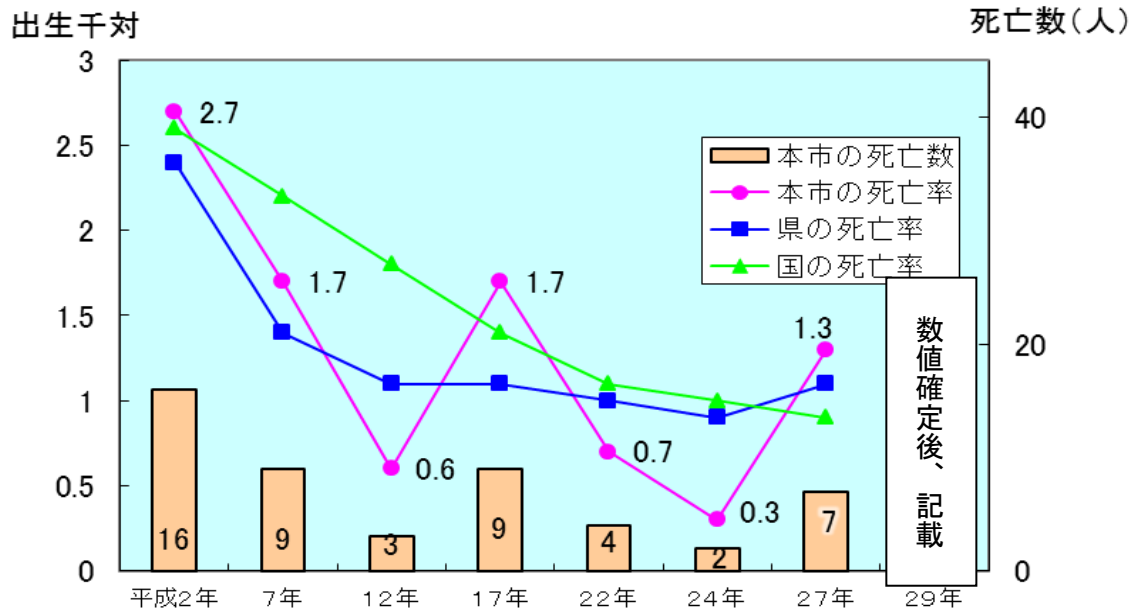
このように、これまでの周産期医療体制の整備や母子保健対策の取組によって、周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡は着実に改善されており、今後も高水準を維持させていくことが望まれます。

(図 2-19) 周産期死亡率の推移



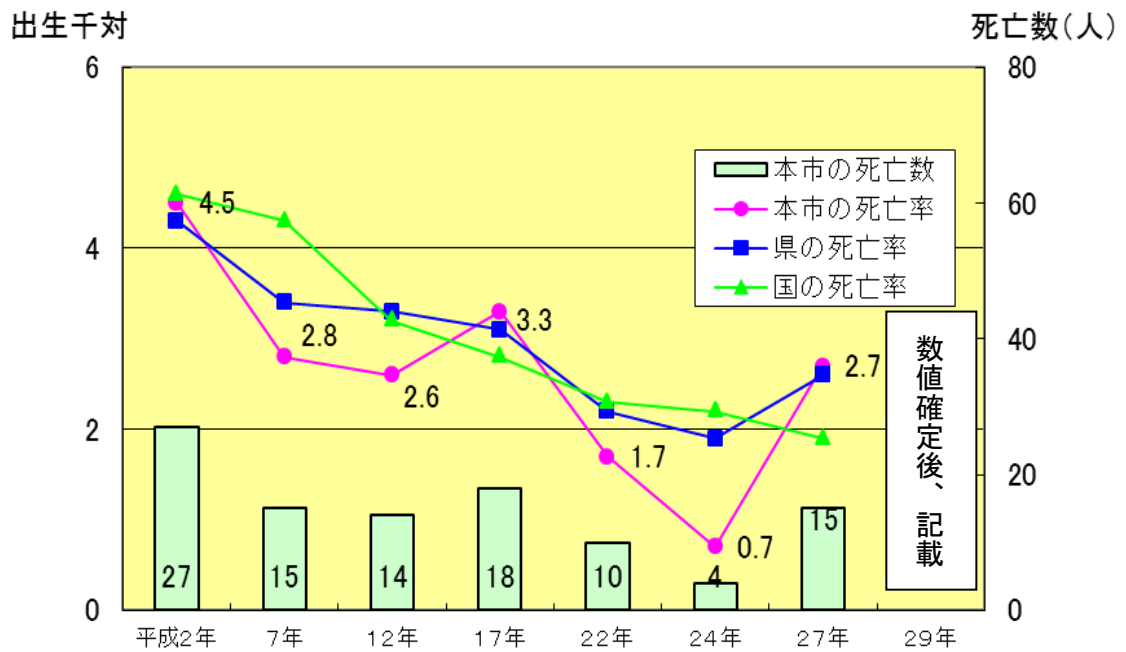
資料：人口動態統計

(図 2-20) 新生児死亡の推移



資料：人口動態統計

(図 2-21) 乳児死亡の推移



資料：人口動態統計

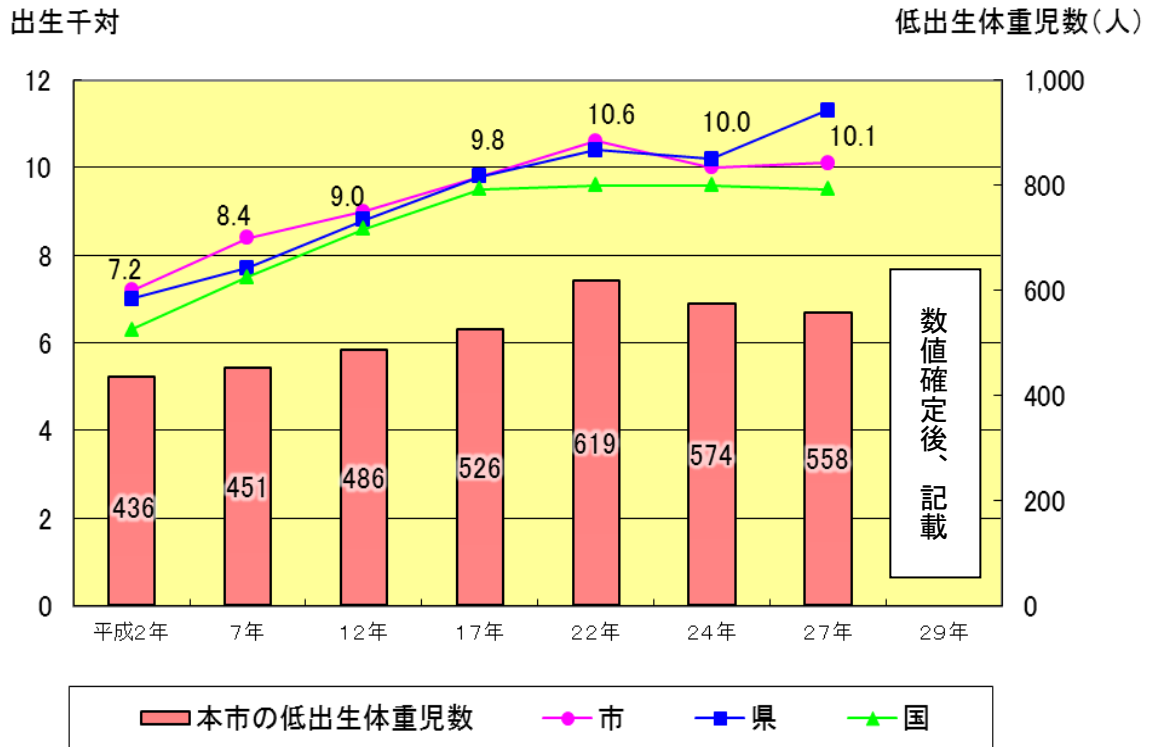


## ② 低出生体重児の出生割合の推移

本市の全出生数に対する低出生体重児の出生割合は、図 2-22 とおりです。本市では、国の平均を上回って推移し、上昇傾向が続いています。

低出生体重児の出生については、妊娠中の喫煙等が関係していると指摘されており、母子保健指導の強化等の予防活動が必要です。

(図 2-22) 低出生体重児の出生割合の推移



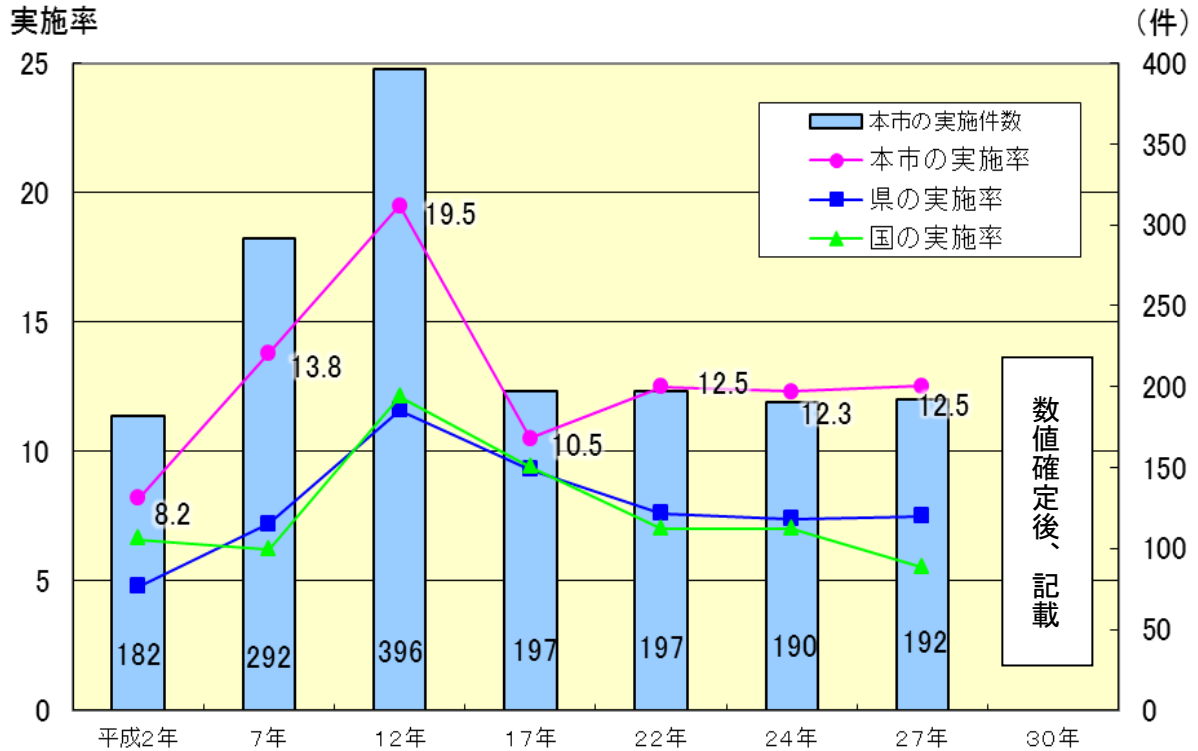
資料：人口動態統計

### ③ 10代の人工妊娠中絶の推移

10代の人工妊娠中絶の推移は、図2-23のとおりです。本市の10代の人工妊娠中絶実施率は、県や国を上回って推移しています。

自分や相手の身体について正確な知識を身につけて、自分で判断し自ら健康管理できるように、家庭、学校や地域における性教育や健康教育を充実させることが望まれます。

(図2-23) 10代の人工妊娠中絶の推移

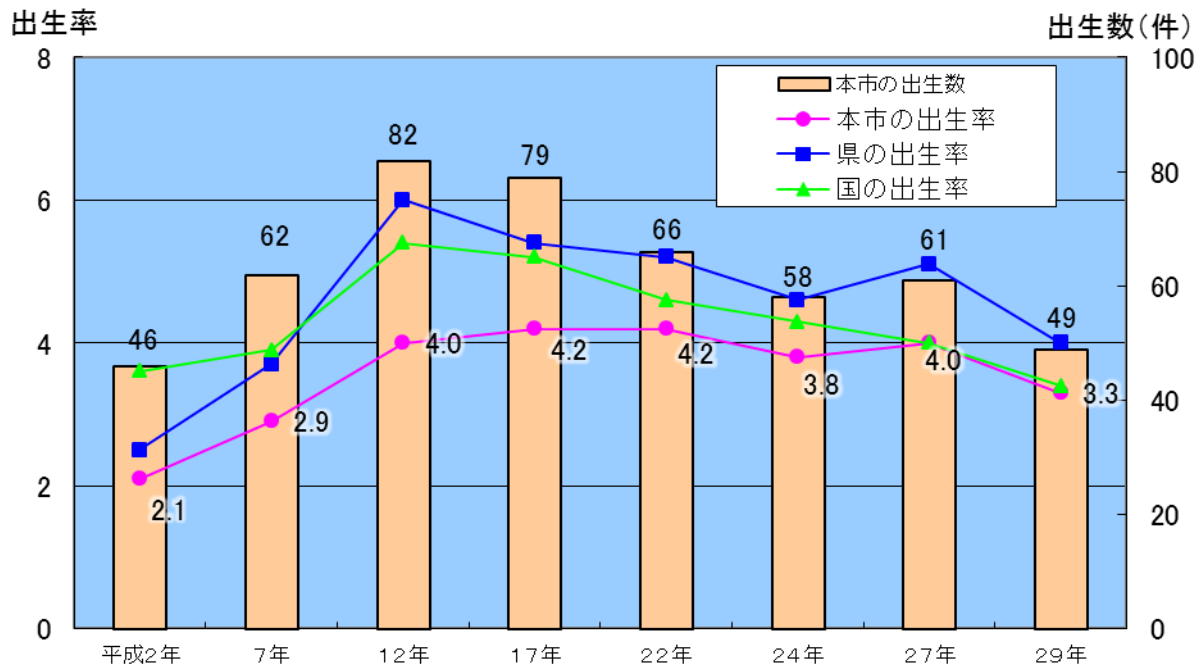


資料：母体保護統計

#### ④ 15～19歳の母親からの出生の推移

15～19歳の母親による出生数を当該年齢女子総人口1,000人当たりの率に置き換えた出生率の推移は、図2-24のとおりです。本市の15～19歳の母親による出生率は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成17年以降は横ばいで推移しています。

(図2-24) 15～19歳の母親からの出生の推移



資料：人口動態統計

## (5) 主な子育て支援施策の状況

### ① 保育の提供状況

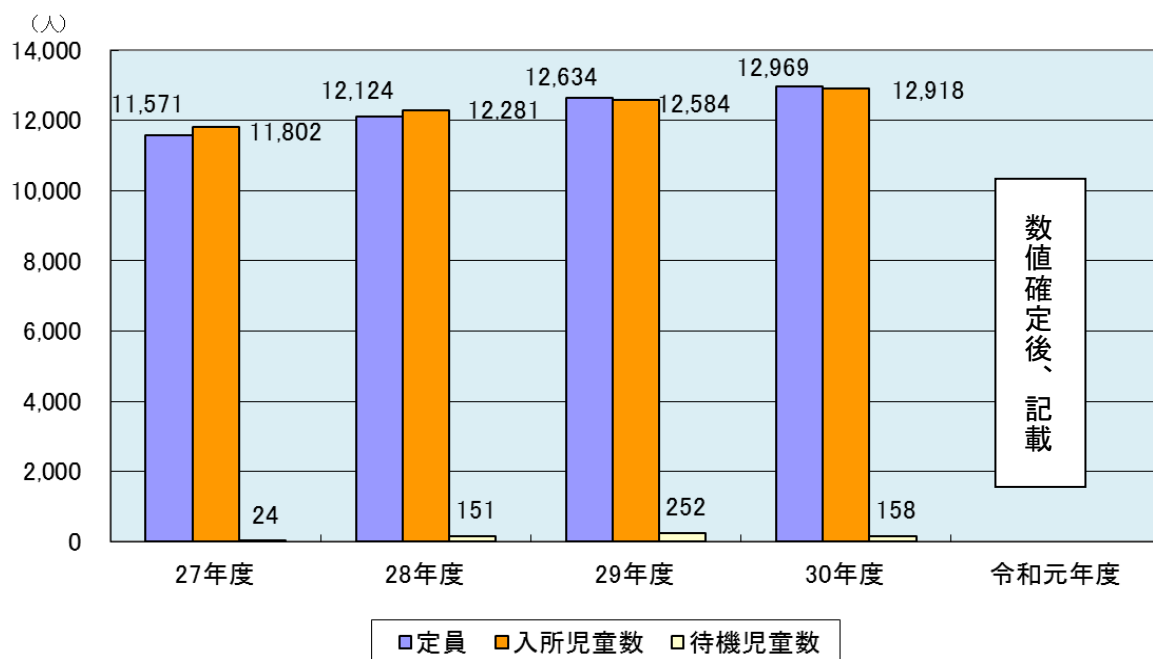
保育所は日々保護者の委託を受けて、保護者の就労等のため家庭で保育が行えない児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、教育と保育を一体的に行う施設として、学校と児童福祉施設の位置づけを持つ単一の施設である「幼保連携型認定こども園」と幼稚園に保育所機能を設ける「幼稚園型認定こども園」など、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた保育サービスの受け皿が拡大しました。

新制度移行後の保育所・認定こども園の定員、入所児童数及び待機児童数の推移を図2-25に、保育所・認定こども園数と一時預かり事業などの特別保育の実施状況の推移を図2-26に示しています。

本市では、保育を必要とする保護者の需要への対応として、保育所等の新設などによる定員増を行っているところですが、就学前児童数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の保育所等への申込者数が増加し、保育ニーズが年々高まっており、待機児童が発生している状況にあります。

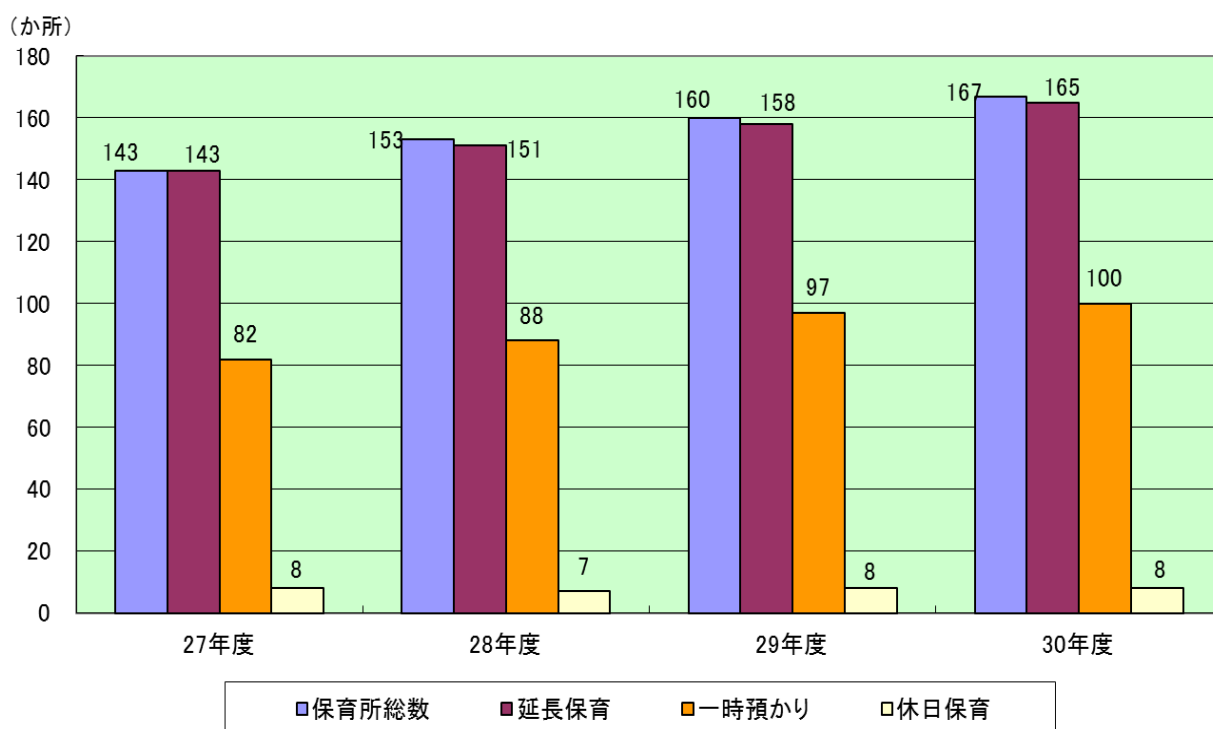
また、午後6時以降の延長保育、日曜・祝日に保育を行う休日保育の実施など、保護者の就労状況に応じた保育サービスの提供を行うとともに、一時的に保育の必要な保護者に対応する一時預かり事業や、保育所等の入所児童等が病気の回復期にあり、家庭で保育ができない場合に一時的に施設に預かる病児・病後児保育事業など、多様な保育サービスの拡充を図っています。

(図 2-25) 保育所等の定員、入所児童数及び待機児童数（各年度 4 月 1 日現在）



資料：鹿児島市保育所統計

(図 2-26) 保育所等総数と特別保育等の実施保育所数（各年度 3 月 1 日現在）



資料：鹿児島市保育所統計

## ② 教育の提供状況

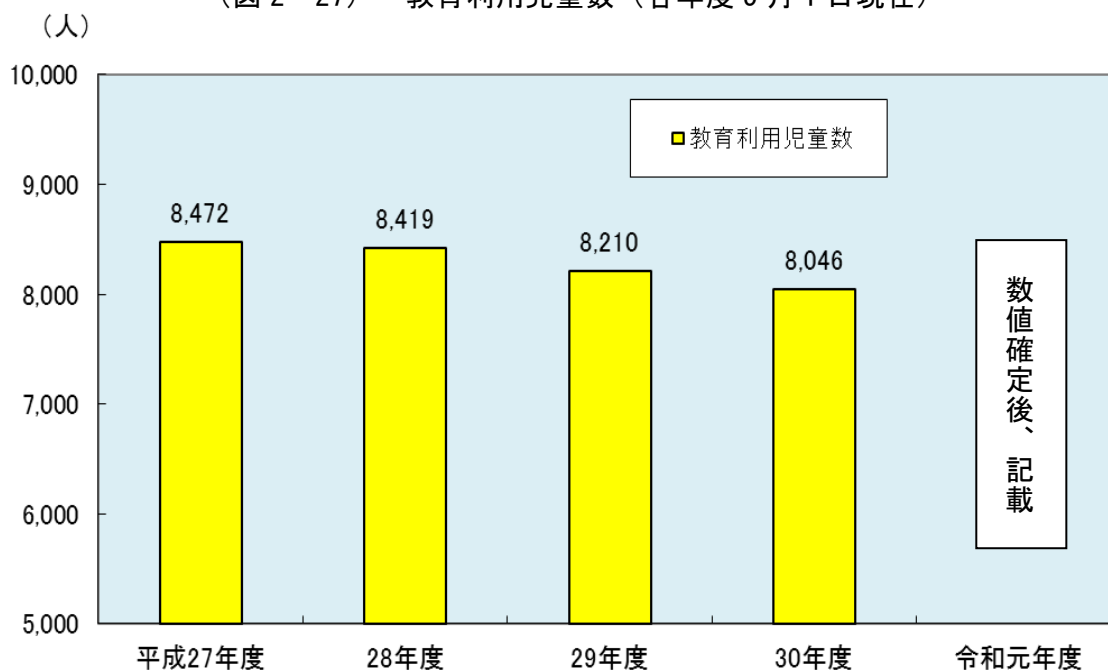
満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長するための教育を提供する場として、認定こども園、幼稚園（以下「認定こども園等」という。）が設けられています。

本市の教育利用児童数（認定こども園の教育機能・幼稚園を利用）を図2-27に示しています。

認定こども園等では、地域の実態や保護者の要請により、通常の教育時間の前後や長期休業中などに希望する者を対象に行う預かり保育などを行っています。

認定こども園等については、施設型給付費や補助金による運営費の支援を行うほか、新制度に移行していない幼稚園に通園する保護者の負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助を行っています。

（図2-27） 教育利用児童数（各年度5月1日現在）



資料：鹿児島市幼稚園統計

### ③ 放課後児童健全育成事業の状況

核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している状況の中、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立が可能となるよう支援するとともに、これらの児童の健全育成を図ることを目的として、児童クラブを設置しています。

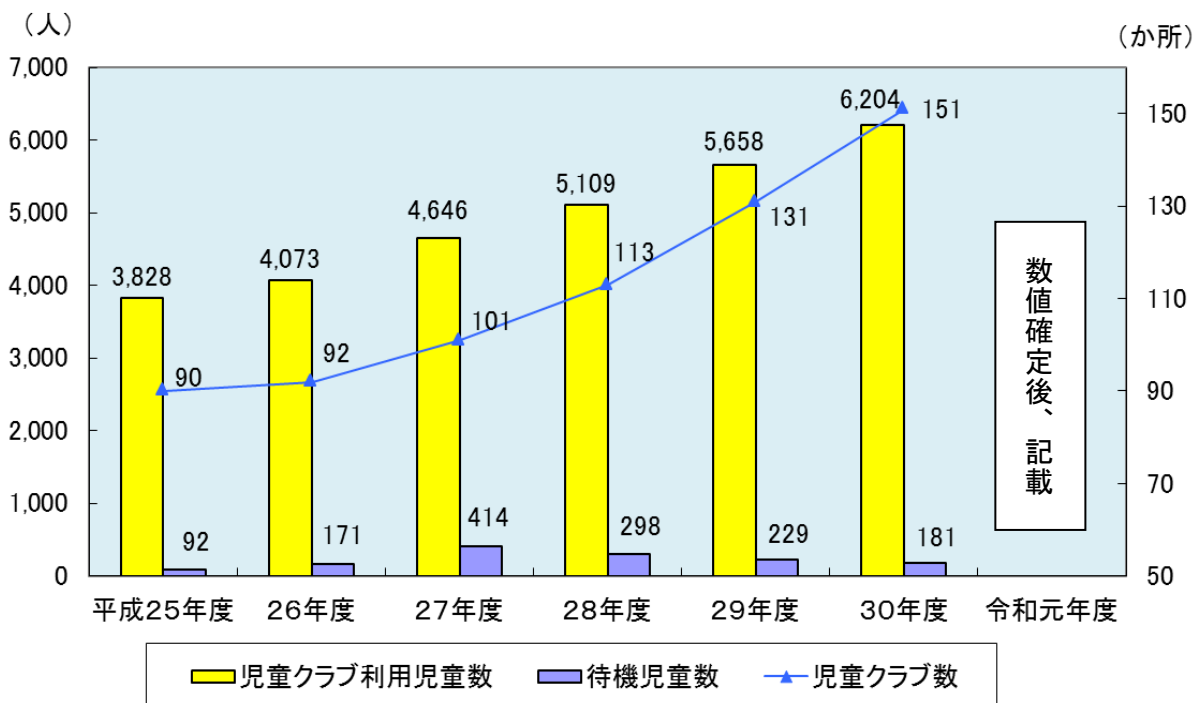
共働き家庭の増加や、平成27年4月の児童福祉法一部改正で、対象児童が小学校低学年（1年生～3年生）から小学校に就学している児童に拡大されたこと等により、利用児童数は年々増加しています。

本市では、これまで、待機児童の状況や未就学児の状況等を分析し、校区ごとの利用希望の把握に努め、計画的かつ積極的に児童クラブの設置に取り組み、待機児童の解消を図ってきました。

本市が設置する児童クラブは、令和元年5月1日現在で、市内全79校区（うち1校区は休校）のうち72校区、163か所で、利用児童数は〇〇〇人、待機児童数は〇〇〇人となっています。

（図2-28） 児童クラブ利用児童数、待機児童数、児童クラブの推移

（各年度5月1日現在）



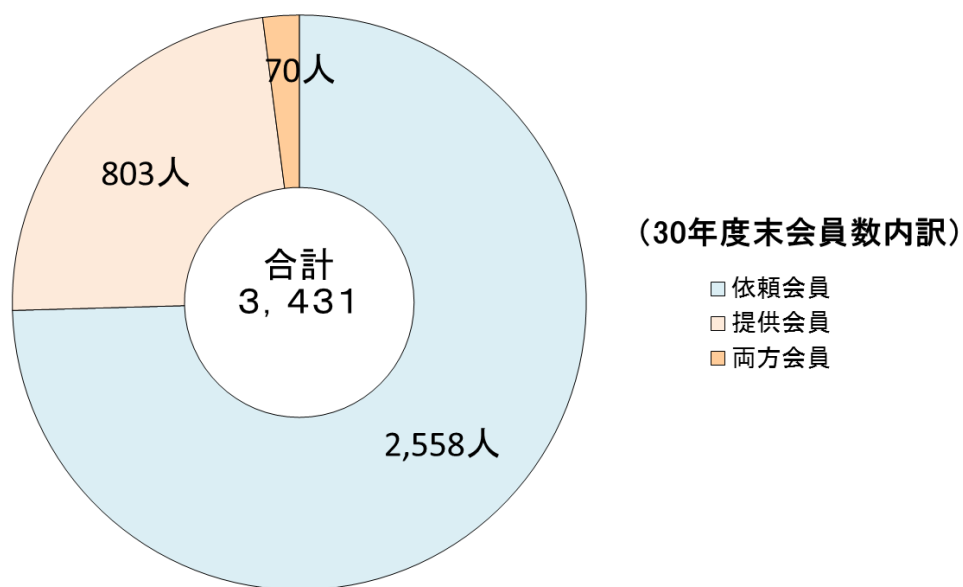
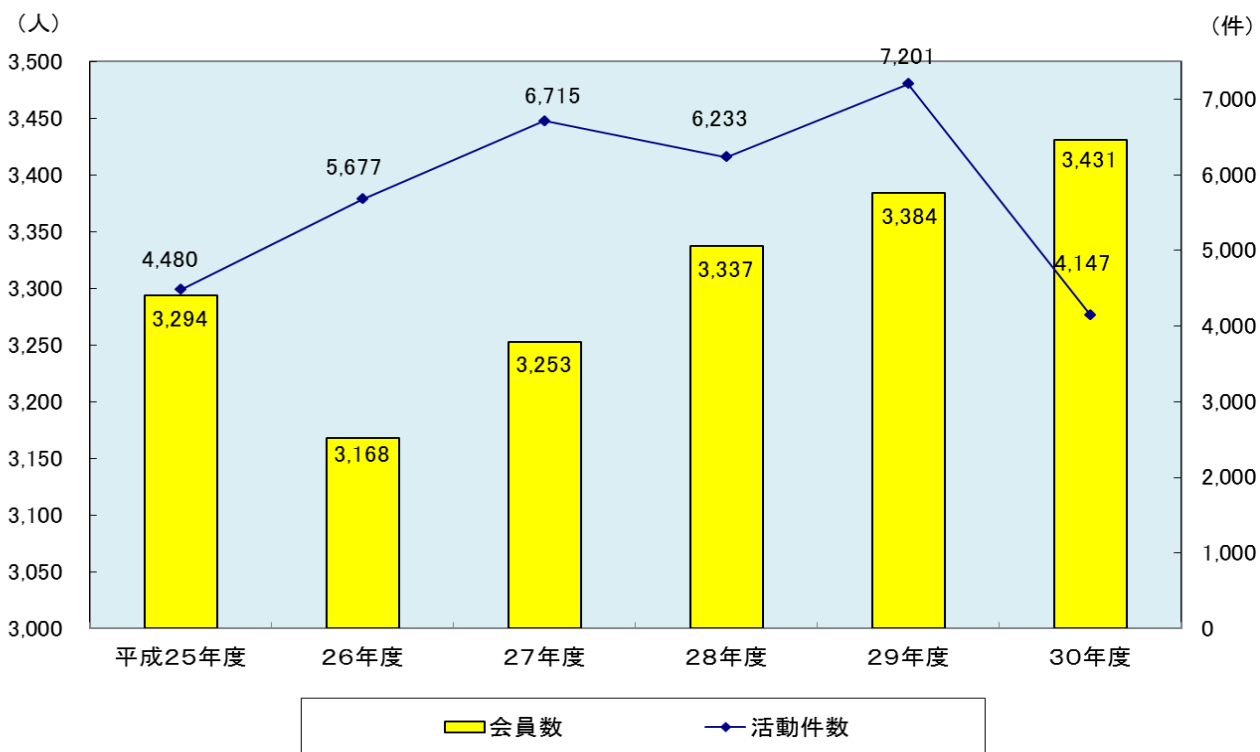
資料：こども政策課

#### ④ ファミリー・サポート・センター事業の状況

本市では、育児の援助を依頼する依頼会員、育児の援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による育児の相互援助活動を実施しています。

同センターの会員数は、3,431人に達し、平成26年度以降年々増加しています。

(図 2-29) 会員数及び活動件数及び30年度末会員内訳 (各年3月31日現在)



資料：こども政策課

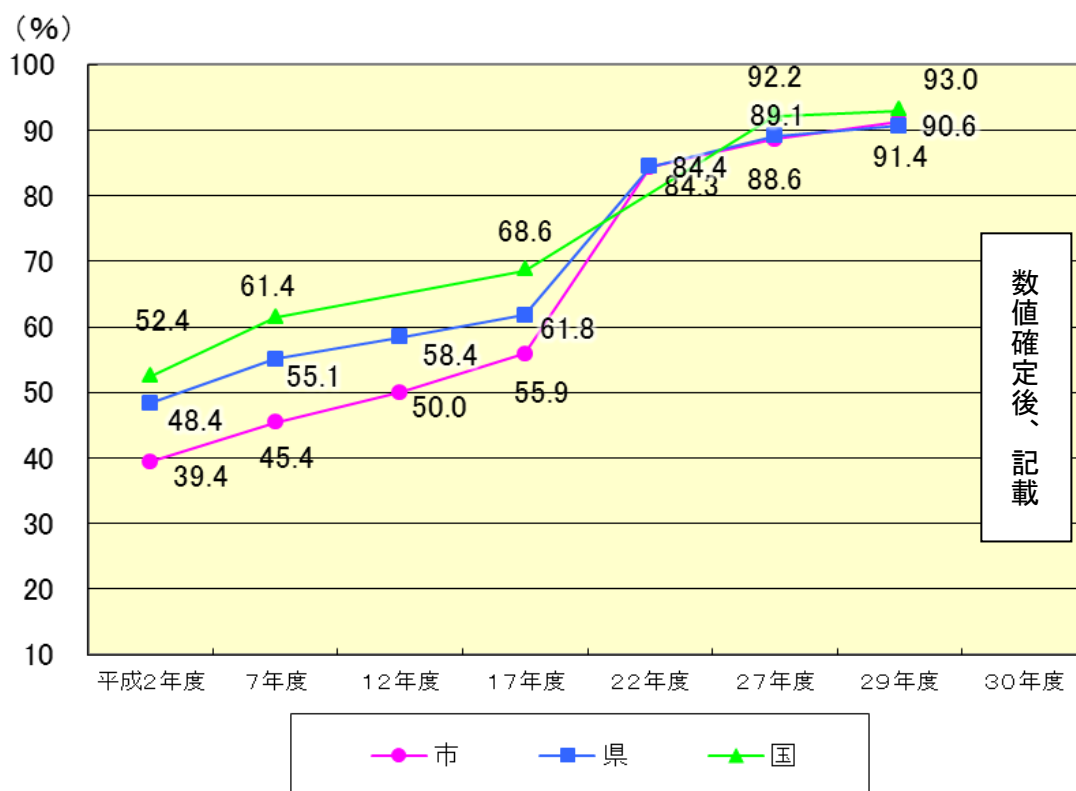


## ⑤ 妊産婦健康相談の状況

母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健対策を実施するため妊産婦健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子手帳の活用法などの周知に取り組んでいます。

本市の妊娠11週以内の届出の年次推移を、図2-30に表しました。本市では、平成2年度は39.4%でしたが、年々増加し平成29年度は91.4%です。母子保健の出発点として、妊娠早期からの届出が望まれます。

(図2-30) 妊娠11週内の届け出率の年次推移



資料：母子保健の主なる統計、地域保健・老人保健事業報告、

鹿児島県の母子保健、かごしま市の保健と福祉

## ⑥ 妊婦健康診査の状況

妊婦健康診査では、妊娠中の定期健診の費用の一部を援助し受診を徹底させることで、異常の早期発見・早期対応につながり、より安全な分娩と健康な子どもの出生を図るよう取り組んでいます。平成29年度の平均受診回数は、12.0回でした。今後も異常の早期発見や早期対応につながる健診は重要です。

## ⑦ 母子保健訪問指導、産後ケア事業の状況

妊産婦・未熟児・低出生体重児・新生児・乳幼児等を対象に保健師・助産師などのほか、市から委託された地域の助産師などが訪問し、家庭環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況などを把握し、個人にあった具体的な保健指導を行っています。

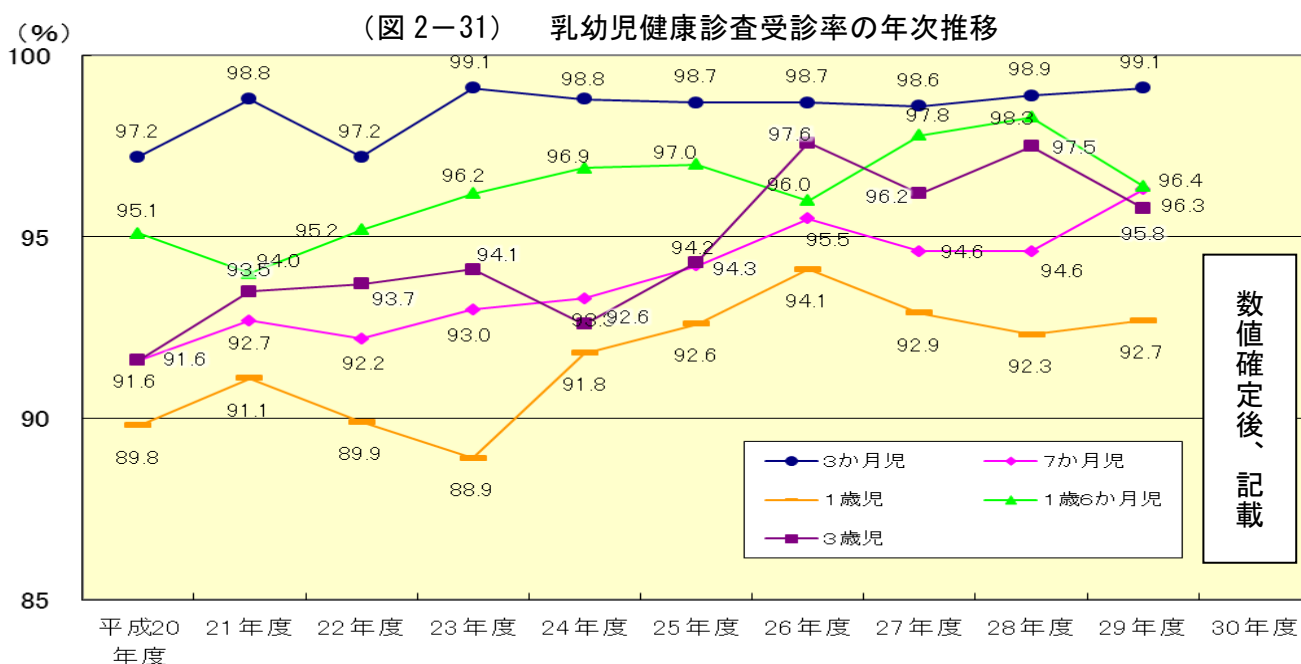
また、平成8年度から産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦が助産施設へ一定期間入所し保健指導を受けられる産後ケア事業を実施しています。

妊娠・出産・産じょく期の女性は、短い期間に心身に非常に大きな変化の起こることに加え、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになることから、この時期に子育てに対する不安や負担感を軽減する取組を行うことは重要です。

## ⑧ 乳幼児健康診査の状況

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期発見し、適切な措置を講ずるため健康診査を実施しています。3か月、7か月及び1歳児健康診査は、市内の医療機関に委託し、1歳6か月児、3歳児の健康診査は、保健センターなどで実施しています。

乳幼児健康診査受診率の年次推移は、図2-31とおりです。各健診の受診率は90%以上の間で推移しており、平成29年度は、3か月児99.1%、7か月児96.3%、1歳児92.7%、1歳6か月児96.4%、3歳児95.8%となっています。乳幼児期に異常を早期に発見し、早期治療や訓練が適切に行われるように、受診率の向上に努めていくことが必要です。

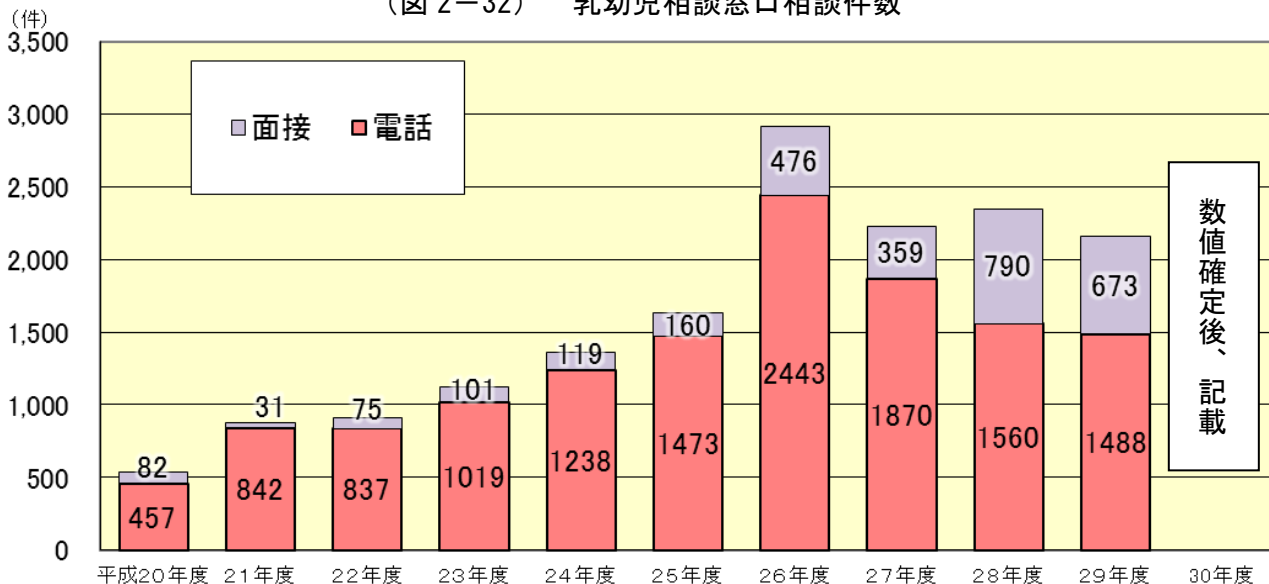


資料:かごしま市の保健と福祉

### ⑨ 乳幼児相談窓口の状況

発育、発達の気かりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に相談員が個別に対応しています。平成 29 年度の相談件数は 2,161 件でした。今後も、様々な相談に応じるとともに、情報提供を行っていきます。

(図 2-32) 乳幼児相談窓口相談件数

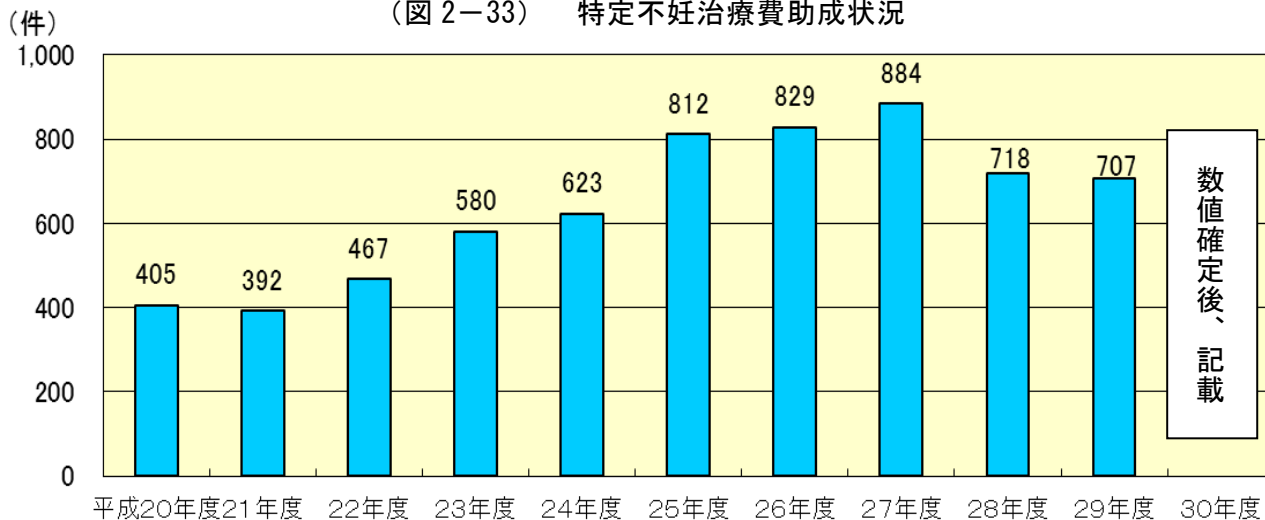


資料:かごしま市の保健と福祉

### ⑩ 特定不妊治療費の助成状況

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。平成 29 年度の助成件数は 707 件でした。今後も、不妊に悩む方への支援を行っていきます。

(図 2-33) 特定不妊治療費助成状況



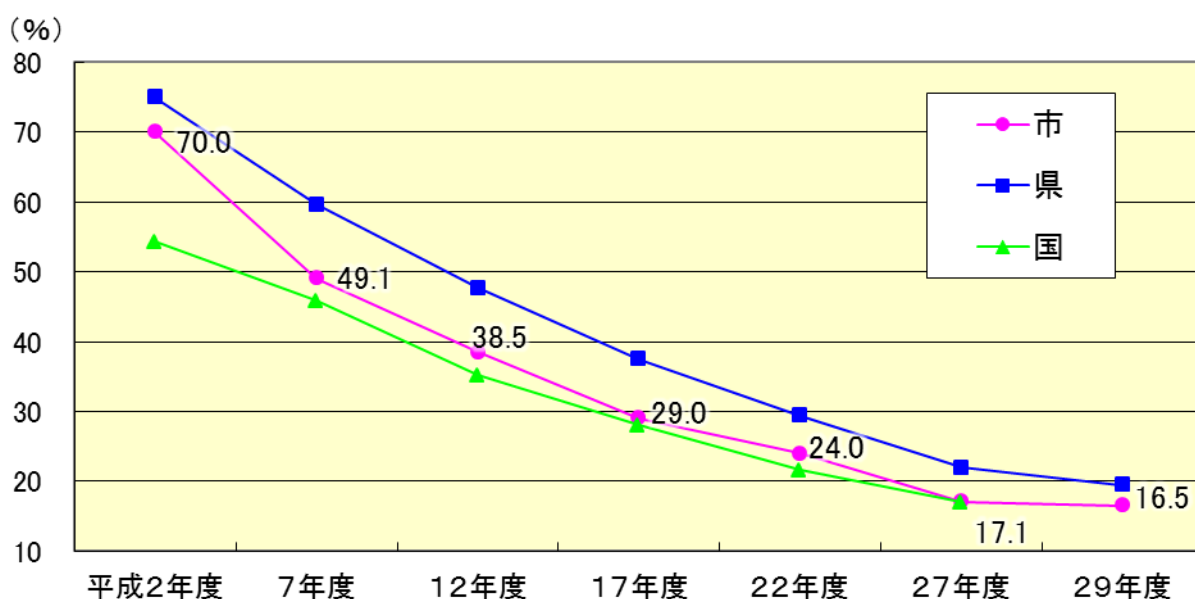
資料:かごしま市の保健と福祉

## ⑪ 乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布の状況

1歳児歯科健診、2歳児・2歳6か月児・翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象にした歯科健診とフッ素塗布を医療機関に委託して実施しています。また、保健センターで、1歳6か月児及び3歳児を対象に歯科健診を実施しています。

3歳児のむし歯有病者率の推移は、図2-34のとおりです。本市の3歳児のむし歯有病者率は、平成2年度頃までは、60～70%で推移していましたが、その後、乳幼児歯の健康づくり事業等の実施により減少傾向が続き、全国平均に近づいています。

(図2-34) 3歳児のむし歯有病者率の推移



資料：厚生労働省

## ⑫ 児童虐待の状況

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律において、保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四つのタイプに定義されます。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。

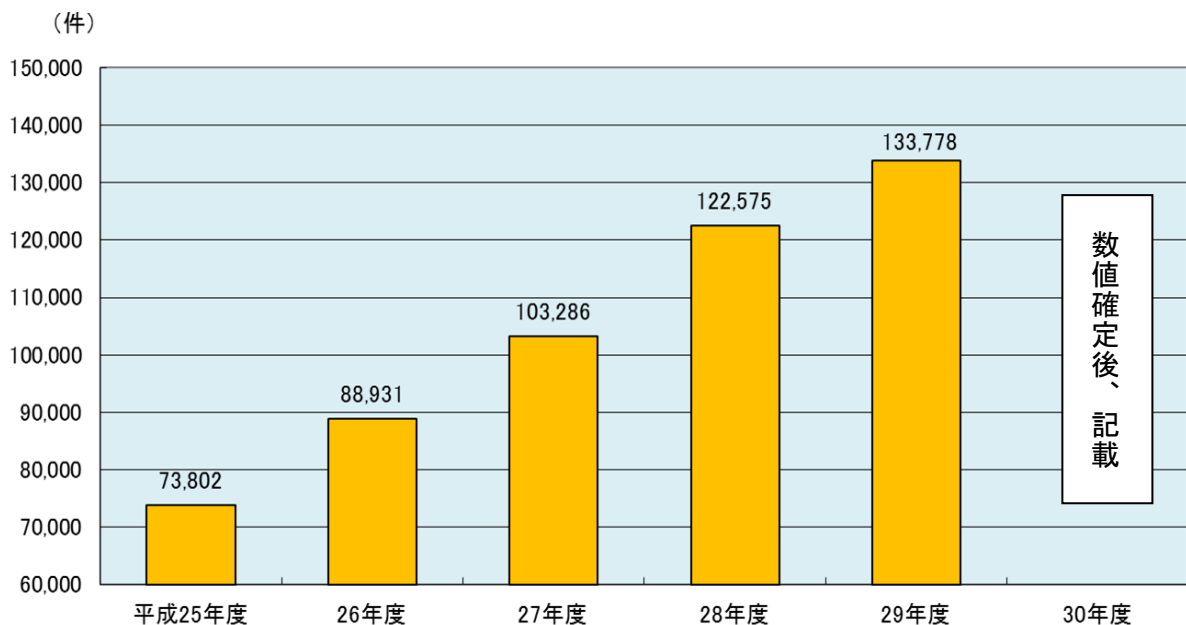
平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、図2-35のとおり、133,778件で、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、13万件を超えました。

また、県の児童虐待相談件数及び児童虐待認定件数は、図2-36のとおり、平成29年度は、相談件数が1,651件で、認定件数が1,148件となっています。

次に、本市の児童虐待相談件数及び認定件数は、図2-37のとおり、29年度は、相談件数が580件で、認定件数が372件となっています。

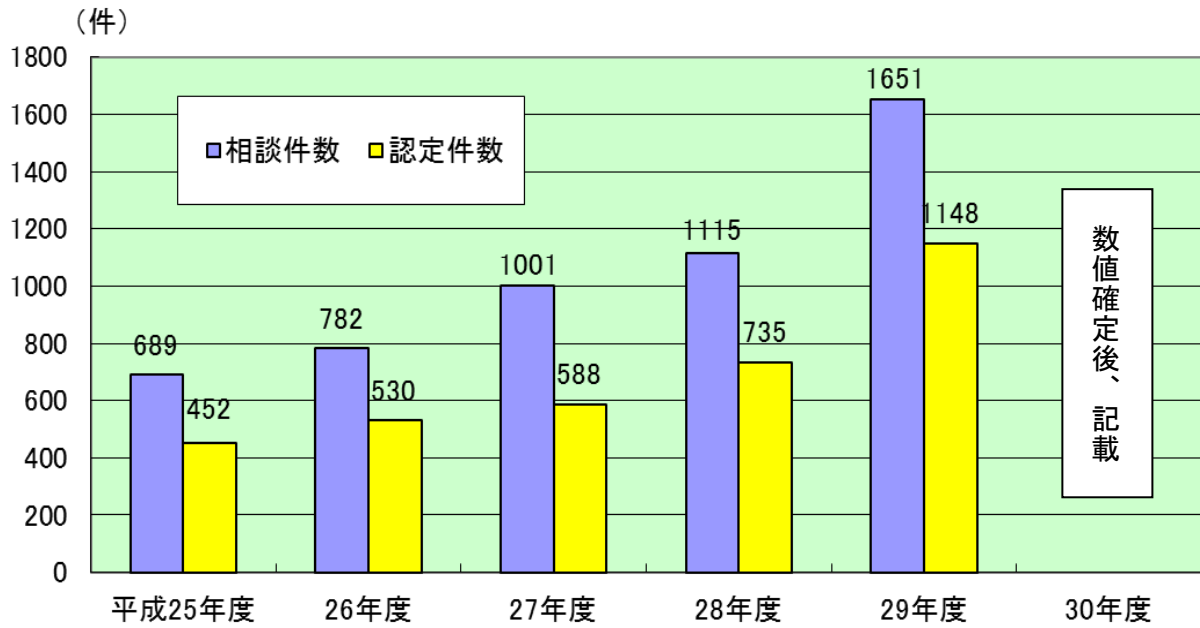
こうした中、本市においては児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施しており、それらの施策を総合的に推進するとともに、関係機関との緊密な連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止対策の充実を図っています。

(図2-35) 全国の児童虐待相談対応件数



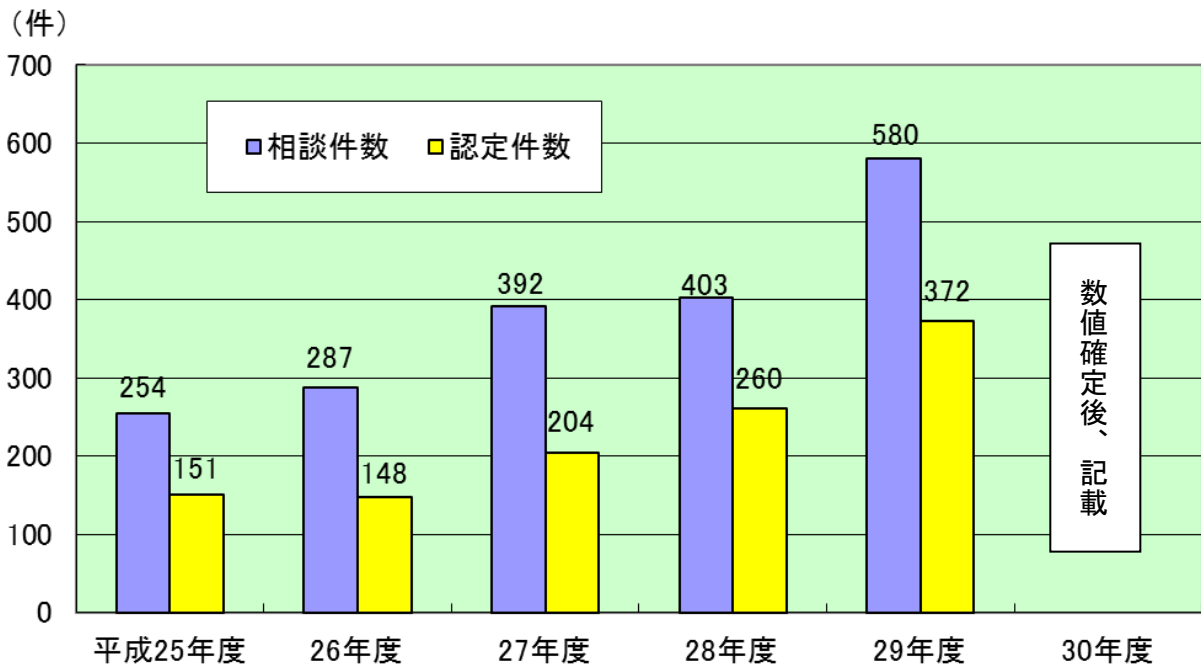
資料：厚生労働省

(図 2-36) 鹿児島県児童虐待相談件数・認定件数



資料：県中央児童相談所、市こども福祉課

(図 2-37) 本市児童虐待相談件数・認定件数



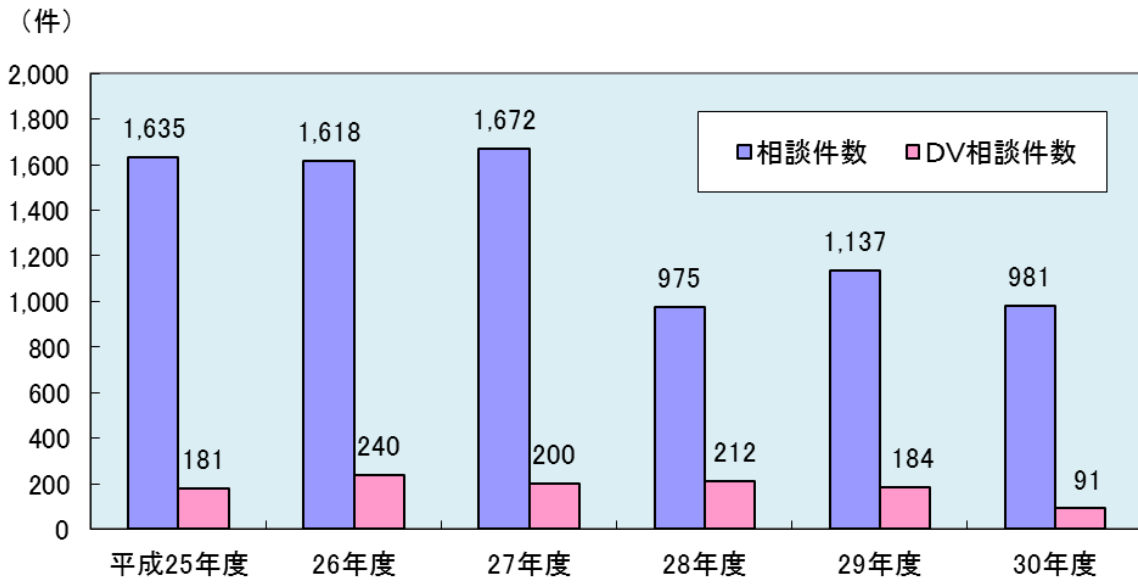
資料：市こども福祉課

### ⑬ 女性相談の状況

女性相談室では、女性の身上や生活について相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談・助言なども行っています。

電話や来室での相談件数は、図 2-38 のとおりです。相談内容は、家庭問題、離婚問題、経済問題、夫等からの暴力、施設入所などがあります。

(図 2-38) 女性相談への相談件数



## ⑭ いじめ・不登校の状況

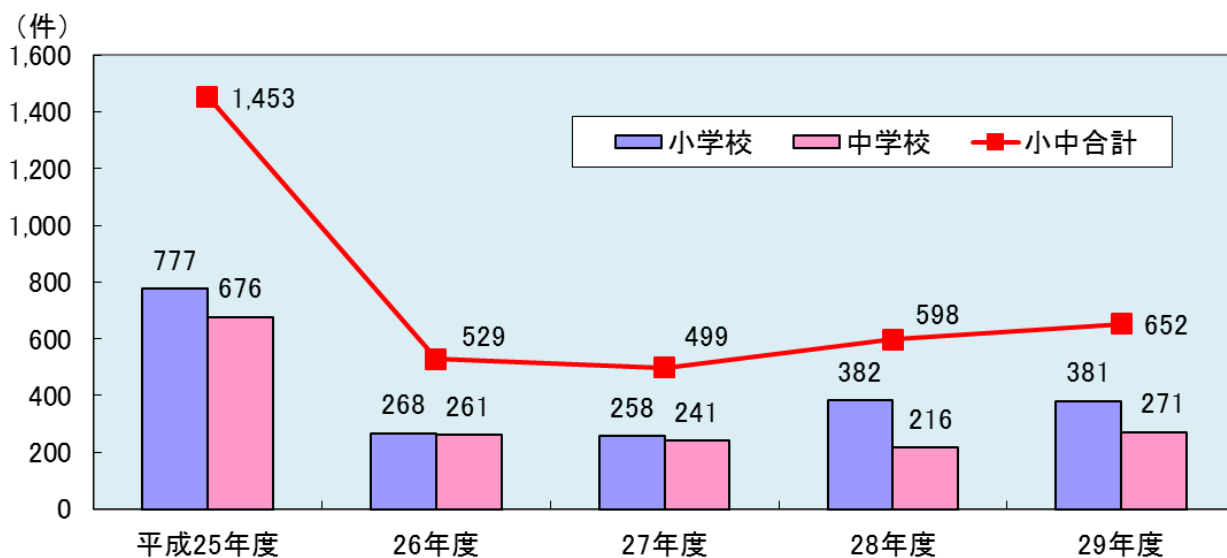
いじめの認知件数の推移は、図 2-39 のとおりです。

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、学校では、保護者や地域等と連携しながら「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、早期発見・早期対応に努めています。

平成 29 年 3 月には、文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行い、平成 29 年 10 月には、「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定が行われました。

国、県の改定を踏まえ、「鹿児島市いじめ防止基本方針」を平成 30 年 3 月に改定し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

(図 2-39) いじめの認知件数の推移



資料：鹿児島市の教育

不登校（年間 30 日以上欠席）の人数の推移は、図 2-40 のとおりです。

不登校（年間 30 日以上欠席）とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいいます。

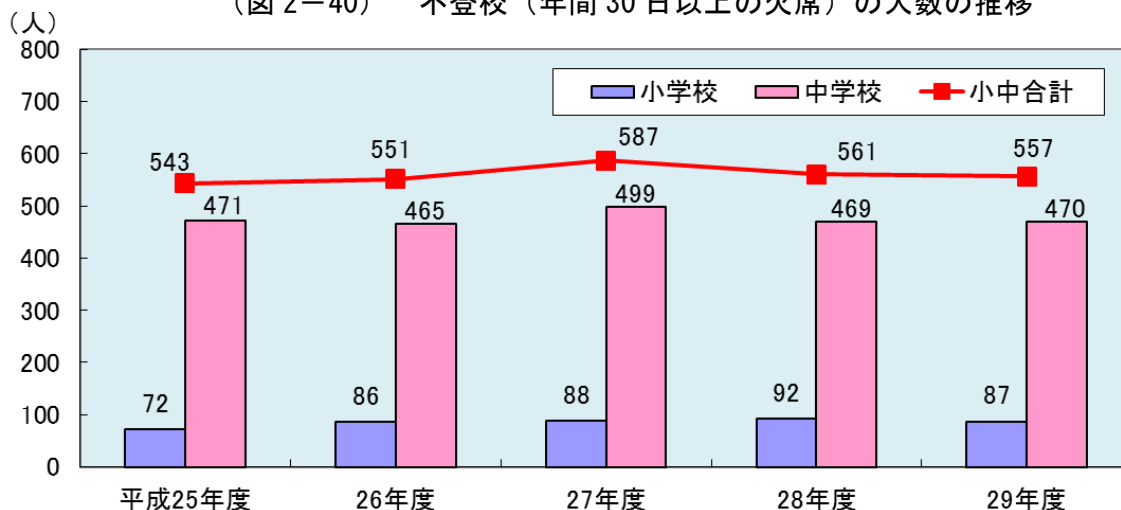
不登校の人数は 500 人を超える数値で推移しており、本市において解決すべき喫緊の課題です。



本市では、教育相談室や適応指導教室を開設しているほか、学校や家庭に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員等を派遣し、児童生徒や保護者への相談に応じるとともに、家庭環境の改善も図っています。

また、各学校においては、未然防止や早期対応の取組の充実、定期的な教育相談の設定、学校外の相談窓口の周知などにより、不登校の減少に向けて取り組んでいます。

(図 2-40) 不登校（年間 30 日以上欠席）の人数の推移



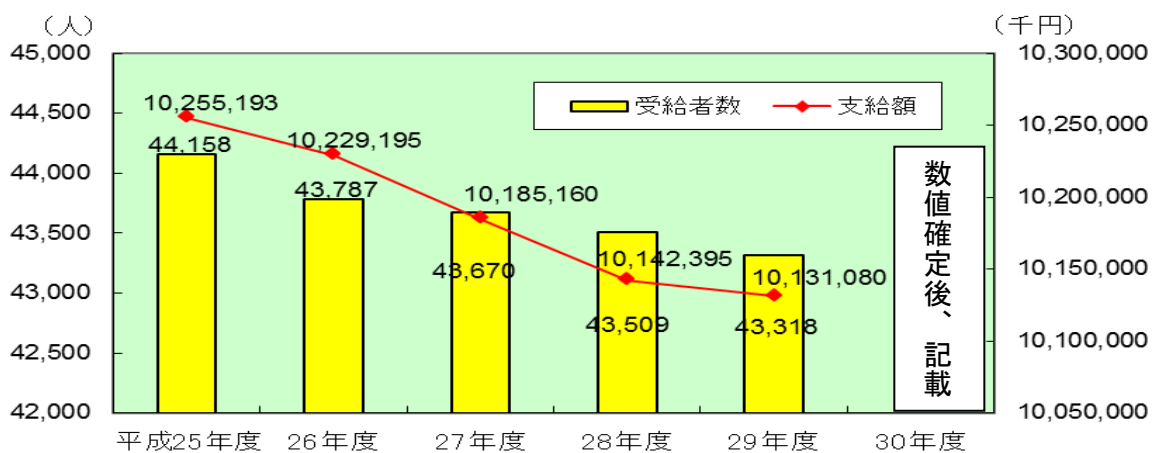
資料：鹿児島市の教育

### ⑮ 児童手当等の状況

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び支給額の推移は図 2-41 のとおりです。

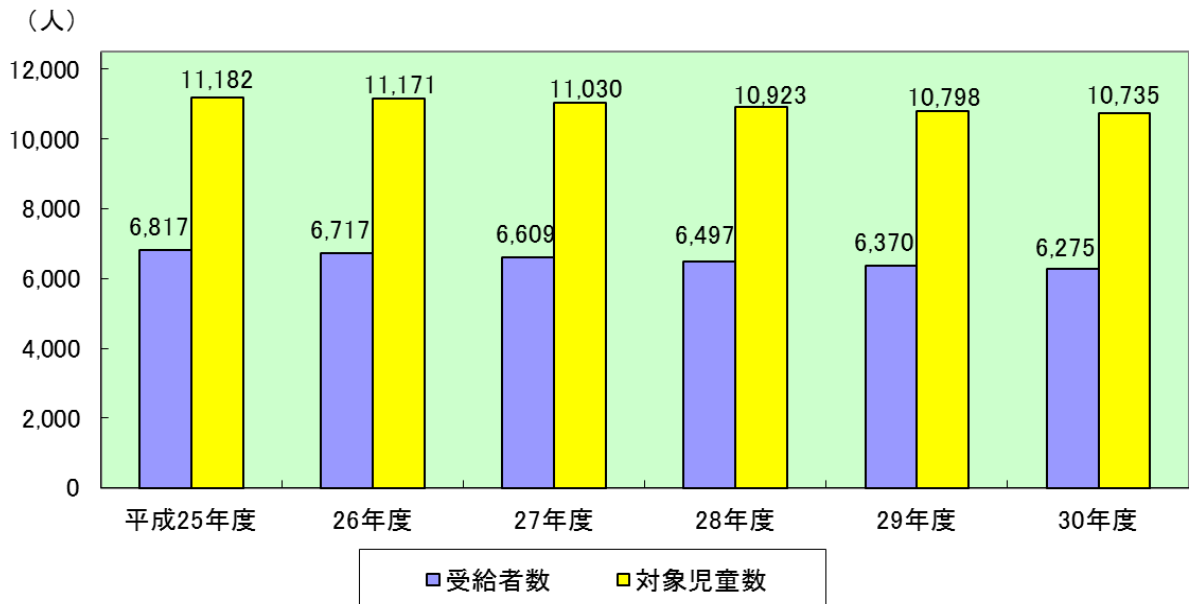
(図 2-41) 児童手当の受給者数と支給額の推移



資料：市こども福祉課

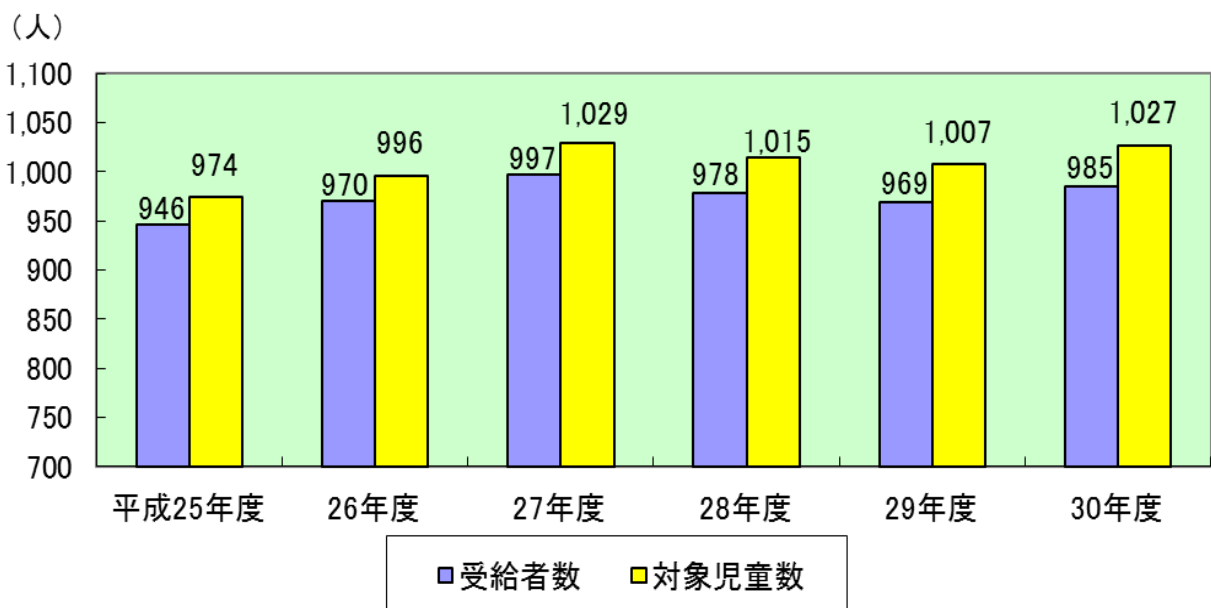
児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-42のとおりです。

(図2-42) 児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



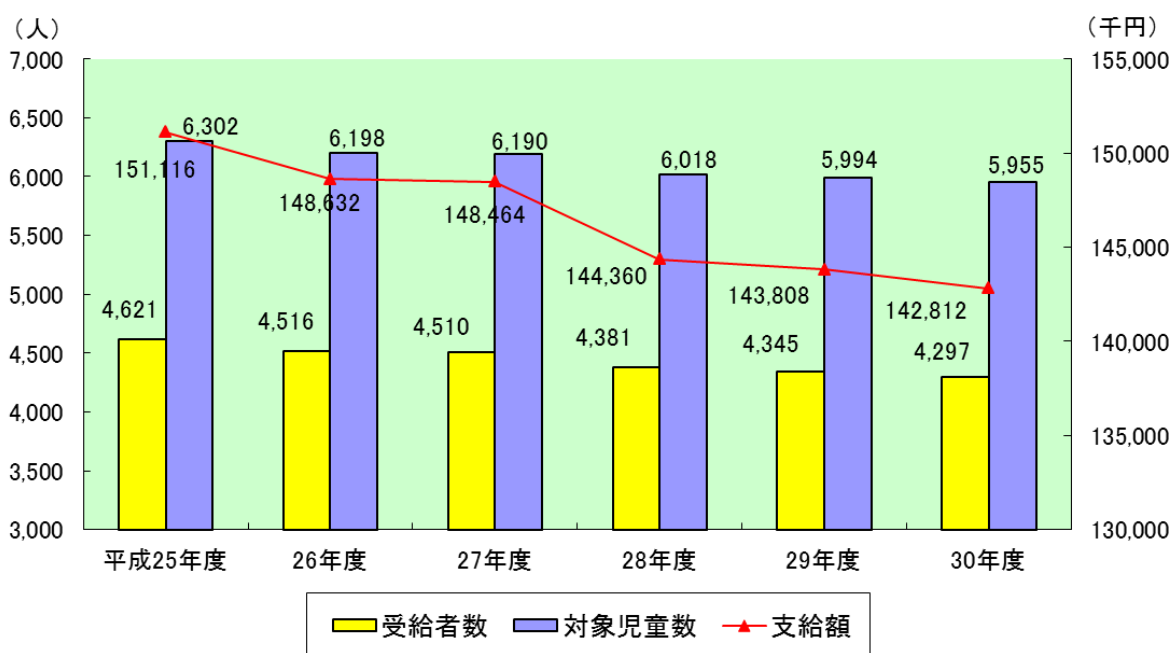
特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-43のとおりです。

(図2-43) 特別扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



本市独自の制度として、4月1日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有するひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育している人に対して市民福祉手当（遺児等修学手当）を支給しています。受給者数、対象児童数及び支給額は、図2-44のとおりです。

（図2-44） 遺児等就学手当の受給者数と対象児童数、支給額の推移



資料：市こども福祉課

## ⑯ 児童医療等の状況

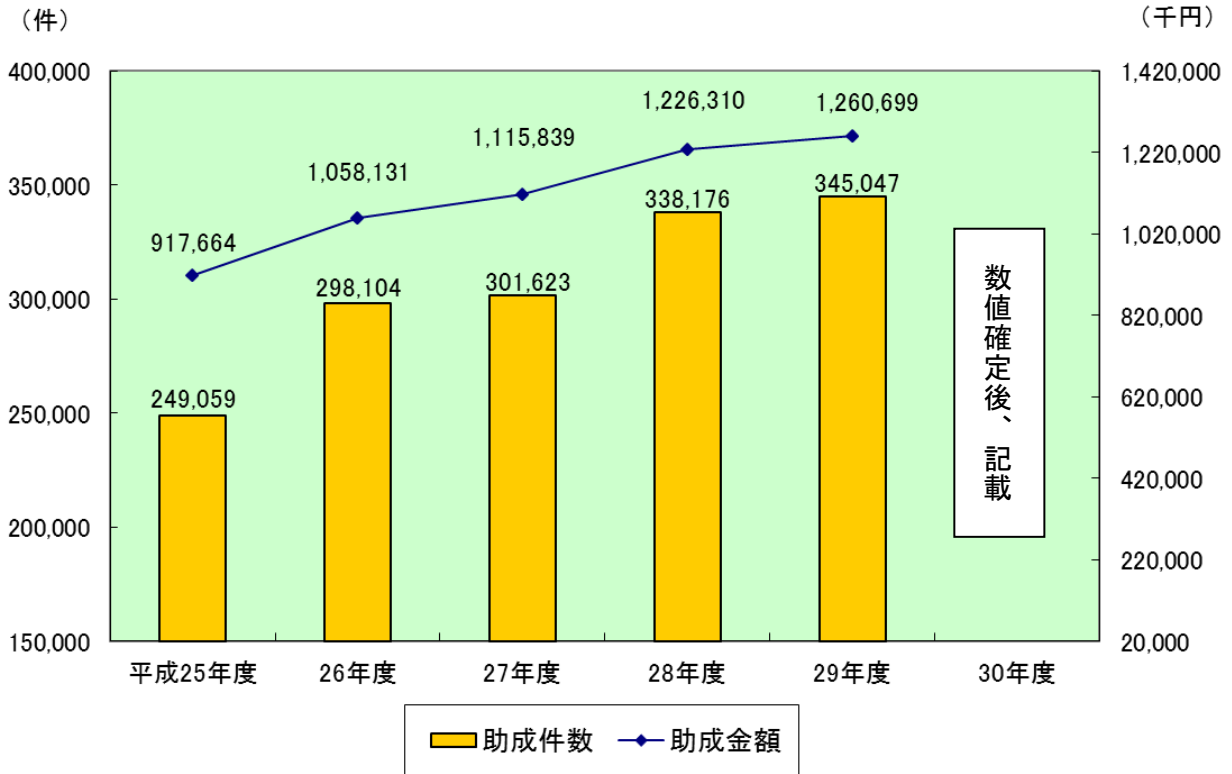
子どもの健康と健やかな育成を図るため、**中学3年生**までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の一部を助成しています。

こども医療費助成は、3歳未満児については、保険診療による自己負担金全額を、3歳から小学6年生までの子どもについては、自己負担額から1か月2,000円を控除した額（市町村民税非課税世帯を除く。）を助成しています。

助成方法は、**市町村民税非課税世帯の未就学児（母子・父子家庭の子ども及び、障害のある子どもを含む）**は現物給付方式、その他の子どもは償還払い方式となっています。（平成30年10月診療～）

助成件数及び助成金額の推移は、図2-45のとおりです。

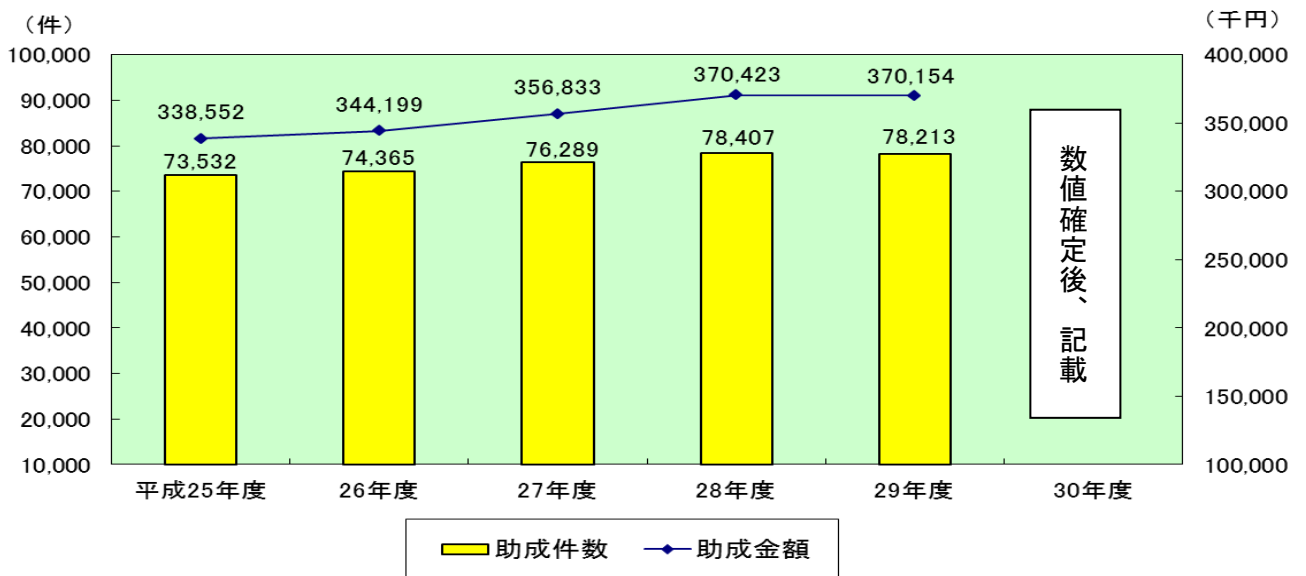
(図 2-45) こども医療費の助成件数と助成金額の推移



(平成 25 年 8 月に未就学児から小学校卒業まで、平成 28 年 4 月に中学校卒業まで支給対象を拡充) 資料：市こども福祉課

母子・父子家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童等を有するひとり親家庭等の児童の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。助成件数及び助成金額の推移は、図 2-46 のとおりです。

(図 2-46) 母子・父子家庭等医療費の助成件数と助成金額の推移



資料：市こども福祉課

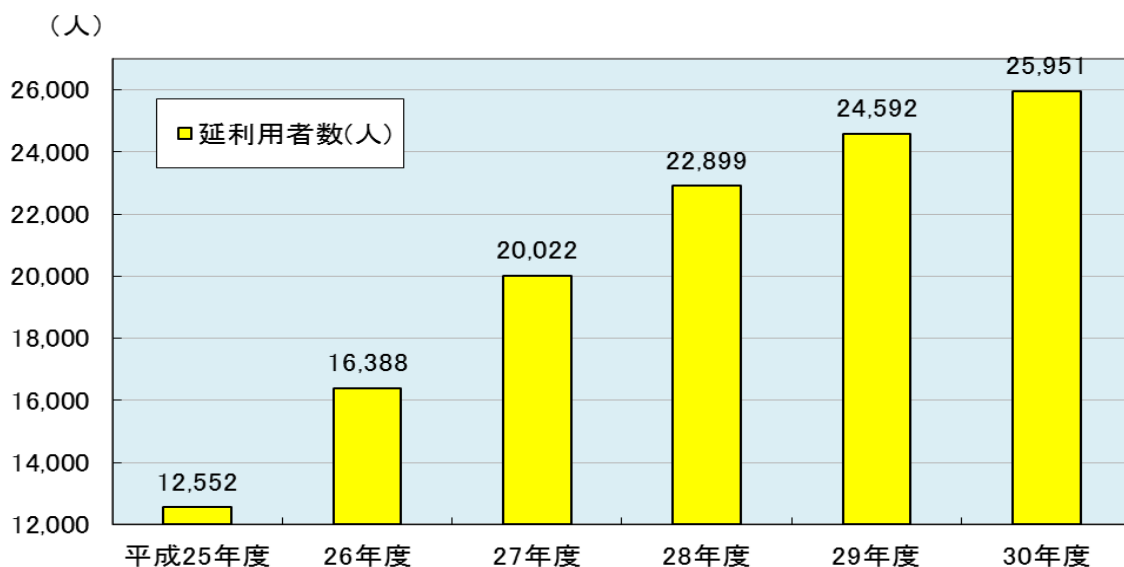
## ⑰ 障害のある子ども等への支援状況

育ちの弱さの見られる子どもに対する子育て支援では、早期発見、早期対応により、一人一人の状態に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に、大きな影響を及ぼすと言われています。

現在、本市では、発達の遅れの早期発見や障害のある子どもに対する支援として次のような事業を行っています。

- ・「子どもすこやか安心ねっと事業」における乳幼児相談窓口の設置や、保育所等への巡回支援、親子遊びや仲間づくりをとおして子どもの発達を促す親子教室、医師等の専門家による「総合発達相談会」を行っています。
- ・ことばの発達上指導の必要がある幼児とその保護者に対し、鹿児島市心身障害者総合福祉センターで助言、指導、訓練などことばの相談を行い、保護者と幼児が一体となって健やかなことばの発達が図れるよう努めています。
- ・補装具や日常生活用具の給付を行っています。
- ・児童発達支援として、障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行っており、延利用者数は年々増加しています。

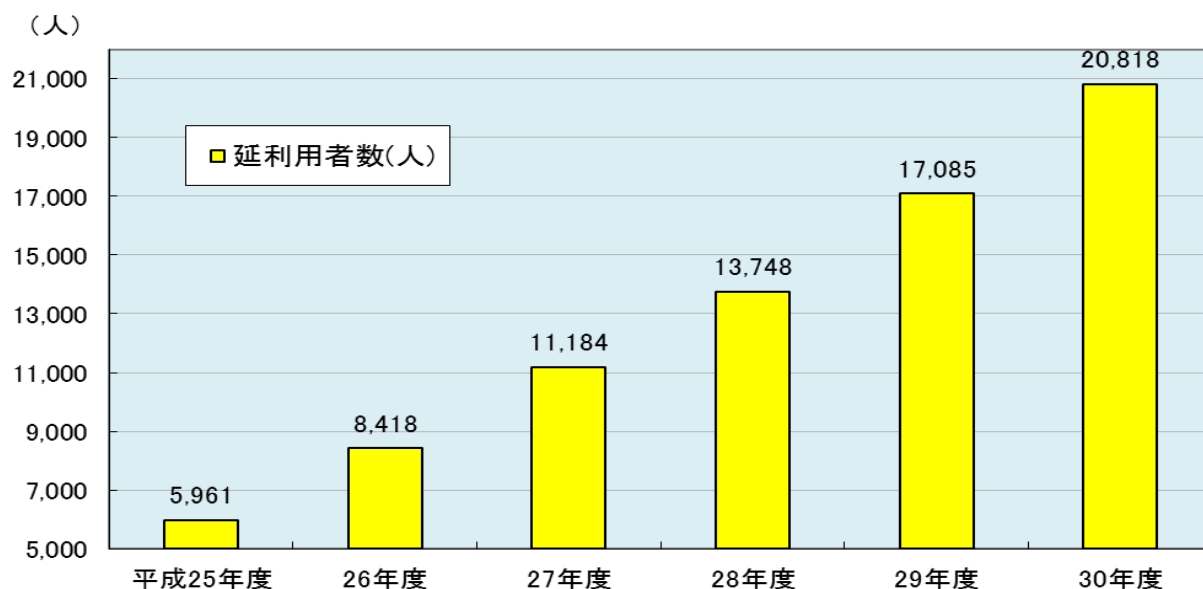
(図 2-47) 児童発達支援における延利用者数



資料：市障害福祉課統計資料

- ・放課後等デイサービスとして、障害のある就学児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行っており、延利用者数は年々増加しています。

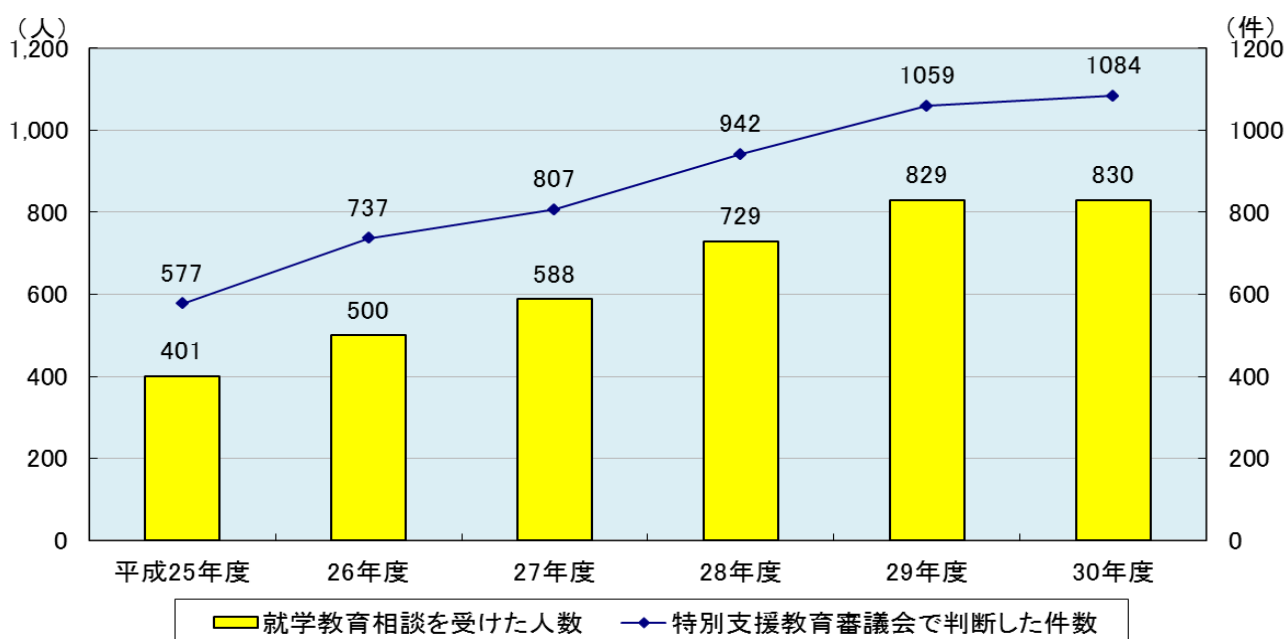
(図 2-48) 放課後等デイサービスの延利用者数



資料：市障害福祉課

- ・障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、望ましいと思われる就学先を判断するために、専門家による就学教育相談を実施しています。

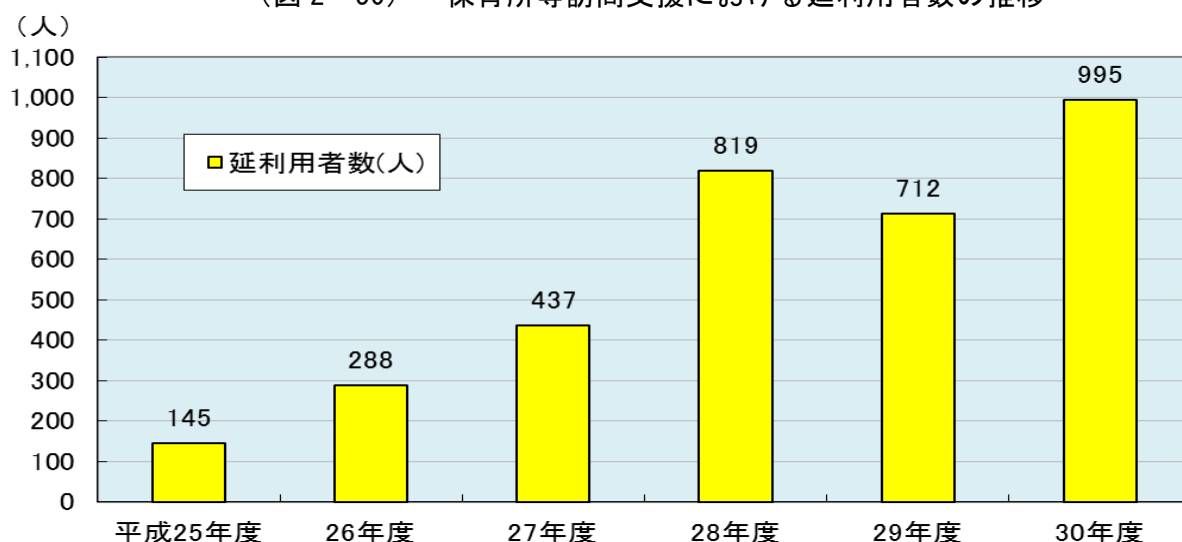
(図 2-49) 就学教育相談を受けた人数及び特別支援教育審議会判断件数



資料：鹿児島市の教育

- ・知的障害や自閉症・情緒障害などのある児童生徒に対して、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を特別支援学級で行っています。
- ・通常の学級に在籍する言語障害や自閉症・情緒障害、難聴などがある児童生徒に対して、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受けられるようにしています。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもたちの実態を把握し、適切な指導が行われるようにしています。
- ・障害のある子どもを受け入れている私立保育園・私立幼稚園等が障害の程度に応じた保育・教育を行った場合に、各保育所・幼稚園に対して助成しています。
- ・保育所等訪問支援として、障害のある子どもが通う保育所や小学校などを支援者が訪問し、集団生活への適応のために支援するサービスを行っており、延利用者数は年々増加しています。

（図 2-50） 保育所等訪問支援における延利用者数の推移



資料：市障害福祉課

## ⑩ 生活環境の整備状況

住宅や広場、公園などは、明るく楽しい家庭生活や、親子や子ども同士のふれ合いの場として大切なものであり、家族の絆の形成や子どもの心と体の成長に大きな影響を与えるものです。

また、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、子育てに配慮した施設の整備やバリアフリーへの対応などに加え、犯罪のない明るいまちづくりに向けた取組や未就学児のけがや事故の約半数が家庭内で発生していることから、家庭内でのけがや事故を未然に防ぐための取組も重要です。

これらの観点から、現在、生活環境の整備のため、次のような事業を行っています。

- ・市営住宅の空家募集の際に、新婚・子育て世帯向けの別枠募集を行い、子育て世帯の居住の安定確保を図っています。
- ・市営住宅に、子育てに適した広さや設備等を備えた住宅として子育て仕様住戸等を建設し、安心して子どもを生き育てることができる環境の整備を図っています。

(表 2-9) 子育て世帯向住宅募集戸数と倍率

	空家住戸	新築住戸	倍率
平成25年度	57	11	5.00
26年度	83	0	3.46
27年度	68	0	3.70
28年度	92	1	3.77
29年度	112	0	2.74

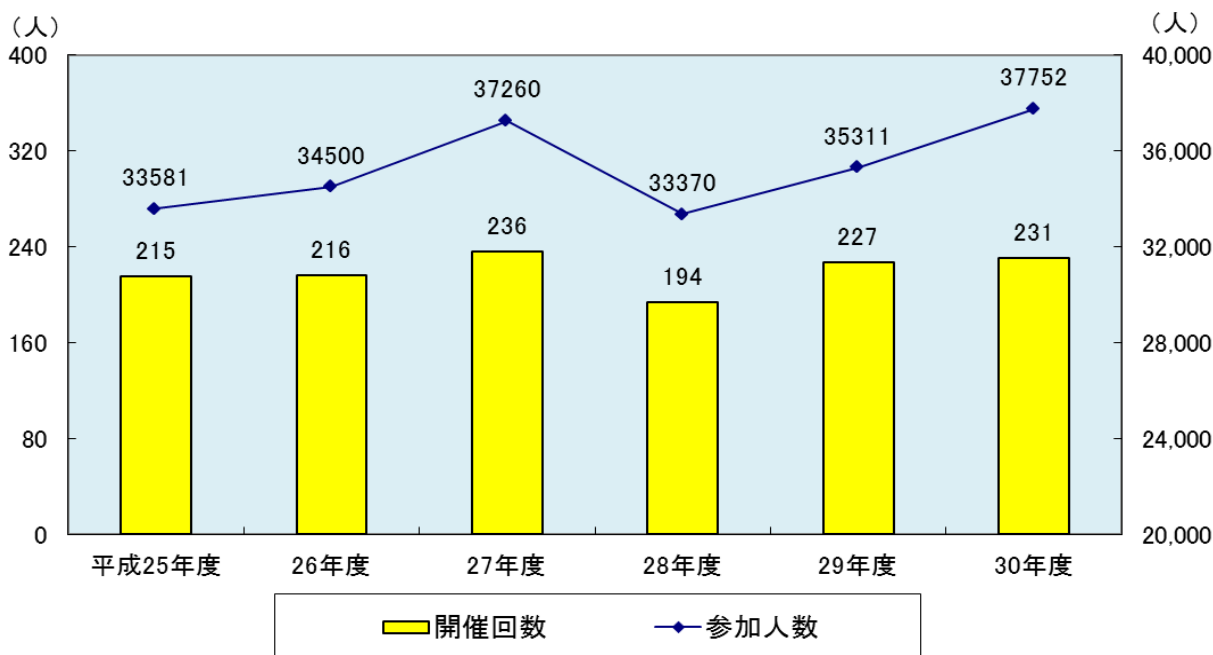
注1) 平成28年6月からは花野住宅ほか29住宅を「新婚・子育て世帯」向けとし、対象を拡充

資料：市住宅課



- ・安心安全なまちづくりを進めるため、防犯に対する意識啓発や、防犯団体の育成強化、防犯灯の設置の促進に取り組んでいます。

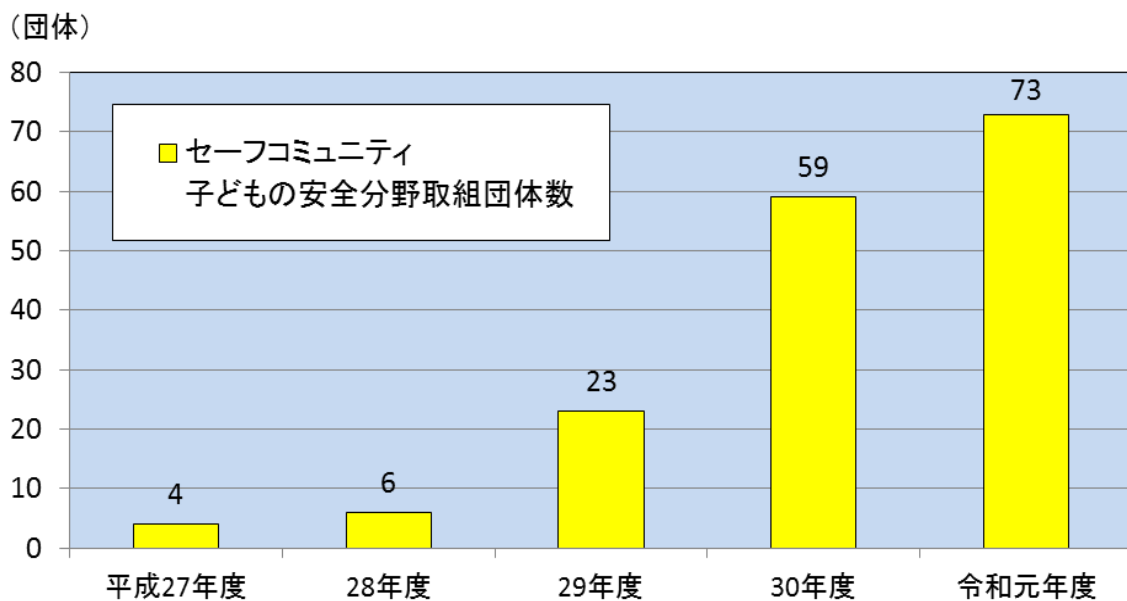
(図 2-51) 防犯教室の開催状況



資料：市安心安全課

- ・セーフコミュニティ子どもの安全分野では、市内の保育園や幼稚園、ふれあい子育てサロン等において、保護者に対する家庭内の安全対策についての情報発信や児童への安全教育など、子どもの事故やけがの予防につながる活動の推進を図っています。

(図 2-52) セーフコミュニティ子どもの安全分野取組団体数



資料：市子ども政策課

## (6) 子ども・子育ての地域資源

本市においては、多様な子ども・子育て支援施設の整備が進むとともに、子ども・子育て支援の取組には、多くの市民やボランティアが参加しています。

### ① 主な子ども・子育て支援施設等

区分	内容	施設数等
教育・保育施設	幼稚園	〇〇〇〇
	保育所	〇〇〇〇
	認定こども園	〇〇〇〇
	認可外保育施設	〇〇〇〇
保育事業	病児・病後児保育施設	〇〇〇〇
	ショートステイ	〇〇〇〇
	トワイライト	〇〇〇〇
	保育コーディネーター	〇〇〇〇
放課後の児童施設	児童クラブ(公営)	〇〇〇〇
	児童クラブ(民営)	〇〇〇〇
	放課後子ども教室	〇〇〇〇
	放課後等デイサービス	〇〇〇〇
子育て支援施設	すこやか子育て交流館	〇〇〇〇
	親子つどいの広場	〇〇〇〇
	児童センター	〇〇〇〇
	地域子育て支援センター	〇〇〇〇
	ファミリー・サポート・センター	〇〇〇〇
医療機関	小児科	〇〇〇〇
	産婦人科	〇〇〇〇
母子保健施設	保健センター	〇〇〇〇
	子育て世代包括支援センター	〇〇〇〇
	母子保健サポーター	〇〇〇〇
こども福祉関係	母子生活支援施設	〇〇〇〇
	婦人保護施設	〇〇〇〇
	児童相談所	〇〇〇〇
	こども食堂	〇〇〇〇
障害福祉関係	放課後等デイサービス	〇〇〇〇
	障害児等療育支援事業所	〇〇〇〇
教育機関	市立小学校	〇〇〇〇
	国立、私立小学校	〇〇〇〇
	市立中学校	〇〇〇〇
	国立、私立中学校	〇〇〇〇
	市立高校	〇〇〇〇
	県立高校	〇〇〇〇
	私立高校	〇〇〇〇
	大学・短大・高専	〇〇〇〇
	特別支援学校	〇〇〇〇
公園	〇〇〇〇	
子育て世帯向け市営住宅募集戸数	〇〇〇〇	

② 主な地域の子育て支援の状況

内容	人数・団体数等
民生委員・児童委員	〇〇〇〇
子育てサークル	〇〇〇〇
ファミリー・サポート・センター提供会員	〇〇〇〇
子育てサポーター	〇〇〇〇
にこにこ子育て応援隊協賛店舗数	〇〇〇〇
ふれあい子育てサロン	〇〇〇〇
町内会加入率	〇〇〇〇
あいご会加入数	〇〇〇〇
小学校PTA加入者数	〇〇〇〇
中学校PTA加入者数	〇〇〇〇
地域公民館	〇〇〇〇
校区公民館	〇〇〇〇
子ども110番の家	〇〇〇〇
安心安全推進員	〇〇〇〇
児童通学保護員	〇〇〇〇
保護司	〇〇〇〇
地域福祉館の児童ルーム	〇〇〇〇

## (7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

### ① 教育・保育施設の提供体制

		項目	27年度 (実績)	31年度 (実績値見込み)	31年度 (計画値)
	教育ニーズ	量の見込み	8,455	〇〇〇〇	8,128
		提供量	10,909	〇〇〇〇	10,246
		確保方策	-	〇〇〇〇	-
	保育ニーズ	量の見込み	12,753	〇〇〇〇	13,891
		提供量	12,415	〇〇〇〇	13,079
		確保方策	423	〇〇〇〇	210

### ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

No.	目標項目	指標	27年度 (実績)	31年度 (実績値見込み)	31年度 (計画値)
1	延長保育事業	量の見込み	1,621人	〇〇〇〇	2,433人
		確保方策	1,621人	〇〇〇〇	2,433人
2	放課後児童健全育成事業	量の見込み	5,477人	〇〇〇〇	7,179人
		確保方策	5,063人	〇〇〇〇	7,179人
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込み	460人	〇〇〇〇	694人
		確保方策	460人	〇〇〇〇	694人
	子育て短期支援事業（トワイライト）	量の見込み	7人	〇〇〇〇	11人
		確保方策	7人	〇〇〇〇	11人
4	新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんにちは赤ちゃん事業（乳児 家庭全戸訪問事業）	量の見込み	5,890人	〇〇〇〇	5,757人
		確保方策	5,890人	〇〇〇〇	5,757人

No.	目標項目	指 標	27年度 (実績)	31年度 (実績値見込み)	31年度 (計画値)
5	育児支援家庭訪問事業	量の見込み	436人	〇〇〇〇	409人
		確保方策	436人	〇〇〇〇	409人
6	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	量の見込み	373,998人	〇〇〇〇	539,808人
		確保方策	426,000人	〇〇〇〇	540,000人
7	一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）	量の見込み	184,440人	〇〇〇〇	290,386人
		確保方策	184,440人	〇〇〇〇	290,386人
8	一時預かり事業（その他）	量の見込み	69,497人	〇〇〇〇	63,636人
		確保方策	69,497人	〇〇〇〇	63,636人
9	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	量の見込み	8,024人	〇〇〇〇	10,960人
		確保方策	8,024人	〇〇〇〇	11,250人
10	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	量の見込み	6,715人	〇〇〇〇	6,325人
		確保方策	6,715人	〇〇〇〇	6,325人
11	妊婦健康診査・健康相談事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	量の見込み	68,069人	〇〇〇〇	67,899人
		確保方策	68,069人	〇〇〇〇	67,899人
12	利用者支援に関する事業（利用者支援事業基本型分）	量の見込み	1か所	〇〇〇〇	5か所
		確保方策	1か所	〇〇〇〇	5か所
13	保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）	量の見込み	4か所	4か所	4か所
		確保方策	4か所	4か所	4か所
14	利用者支援に関する事業（利用者支援事業母子保健型分）	量の見込み	5か所	5か所	5か所
		確保方策	5か所	5か所	5か所

## (8) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果(概要)

### ■調査の目的

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を行うための計画である「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、市民の子育てに関するニーズを把握し、計画づくりの基礎資料とするため実施した。

### ■調査区域

鹿児島市全域

### ■調査期間

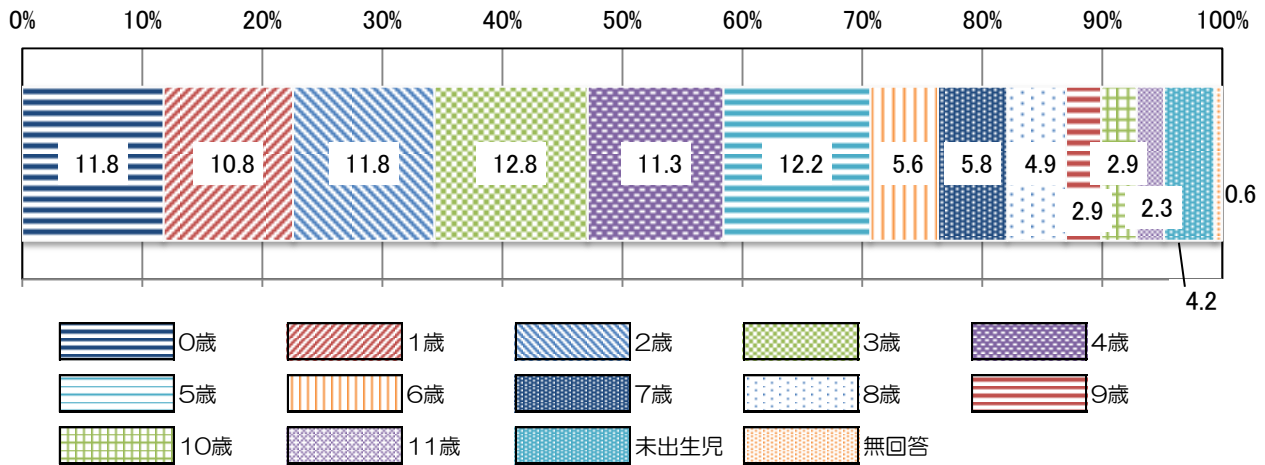
平成30年11月14日から12月6日まで

### ■調査対象及び回収結果

対象者		配布数	回答数	回答率
①	小学校就学前児童の保護者	4,000 人	3,022 人	54.9%
②	小学校児童の保護者	1,500 人		
③	母子健康手帳交付者（第一子のみ）	139 人	133 人	95.7%
合計		5,639 人	3,155 人	55.9%

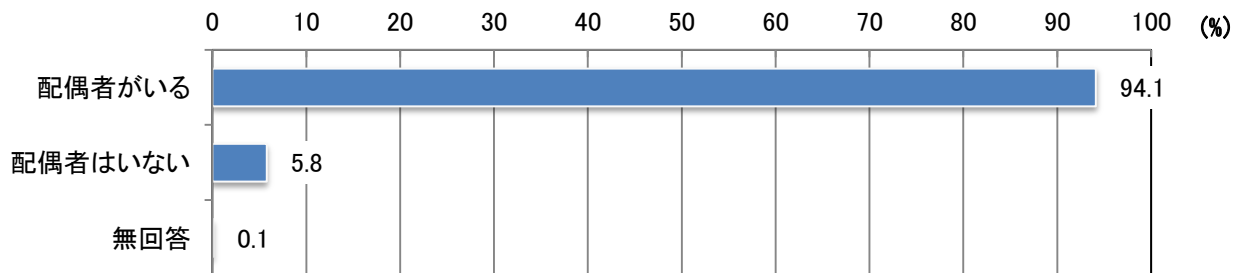
## 子どもの年齢について

0歳～5歳までの数が全体の70.7%を占めており、かつそれぞれの数が10%程度であり、大きな差はみられない。6歳～11歳は全体の24.4%である。



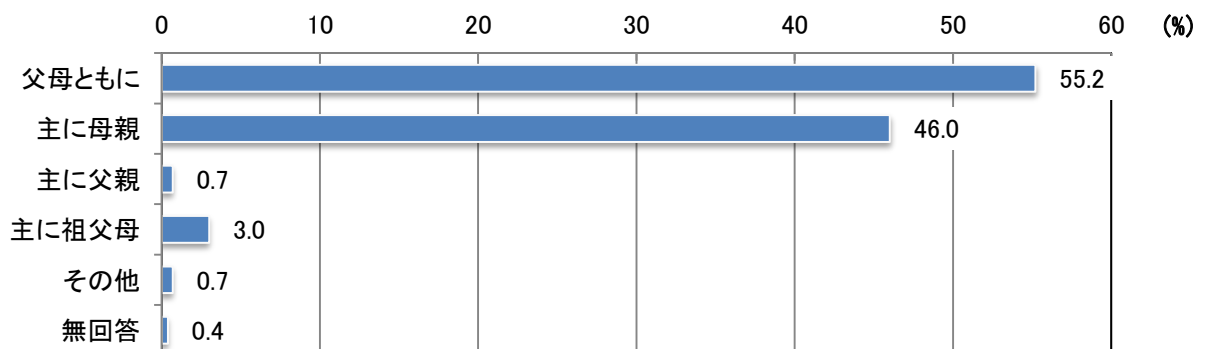
## 配偶者の有無について

「配偶者がいる」が94.1%であり、「配偶者はいない」は5.8%である。



## 子どもの子育てを主に行っている人について（複数回答）

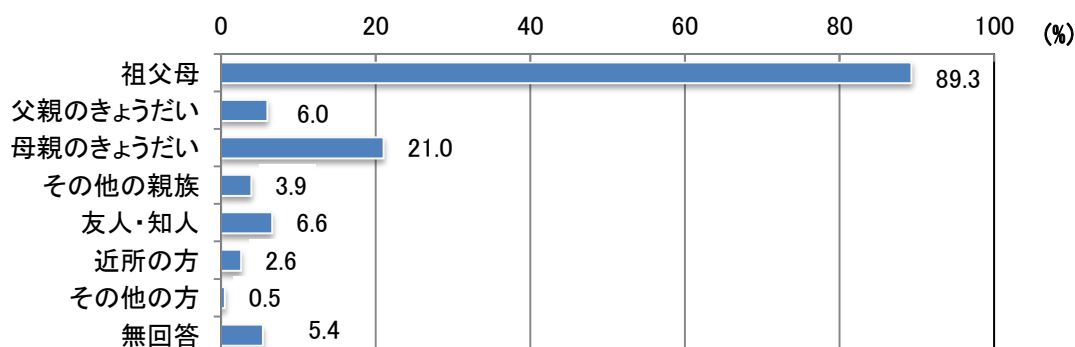
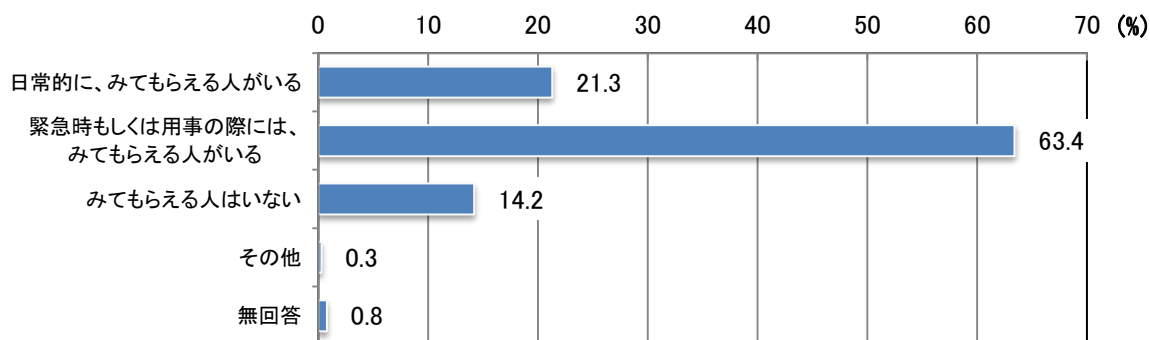
「父母ともに」行っているが55.2%と最も多く、次いで「主に母親」が46.0%である。



## 子どもを見てもらえる親族・知人について

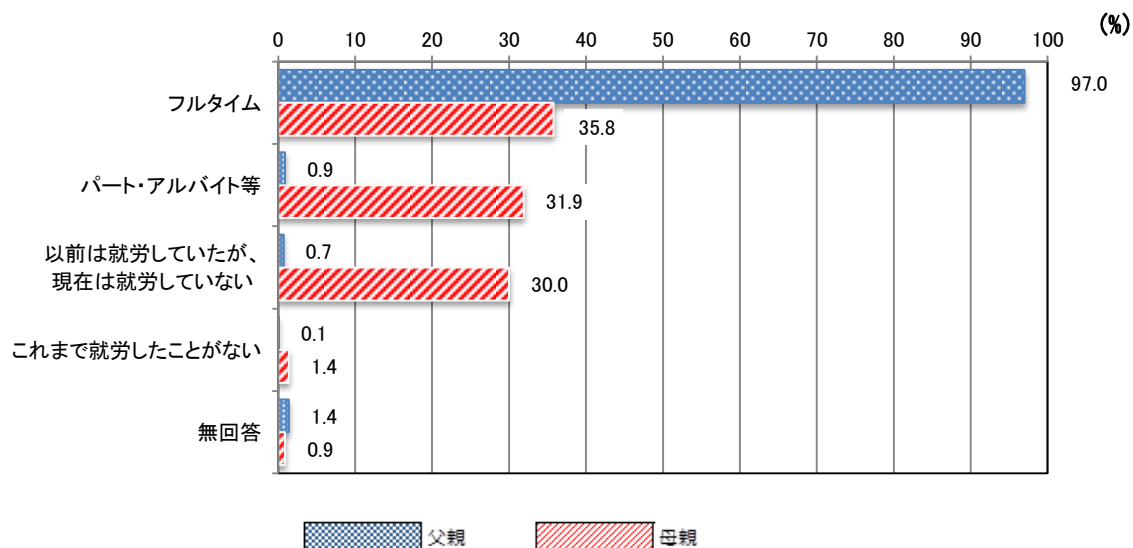
「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる人がいる」が63.4%と最も多く、次いで「日常的にみてもらえる人がいる」が21.3%、「みてもらえる人はいない」が14.2%であり、日常的にみてもらえる状況は少ない。

預かってもらえる続柄では、「祖父母」が89.3%と最も多く、次いで「母親のきょうだい」は21.0%と、親族にみてもらう割合が高い状況である。



## 父親・母親の現在の就労状況について

父親は「フルタイム」が97.0%と最も多く、母親も「フルタイム」が35.8%と最も多くなっている。



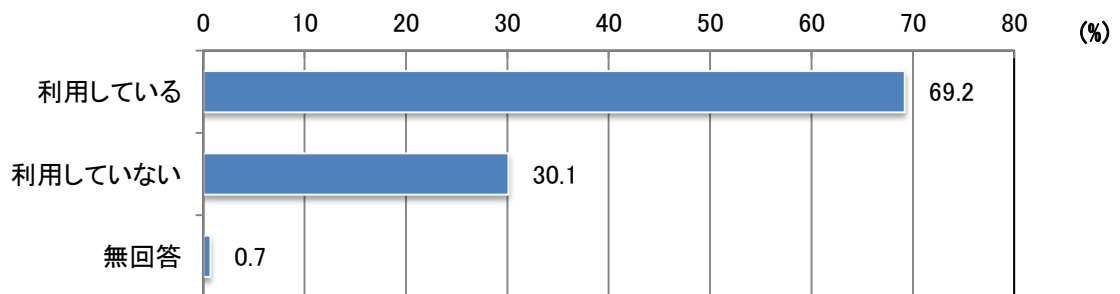


## 子どもの定期的な教育・保育の事業の利用について

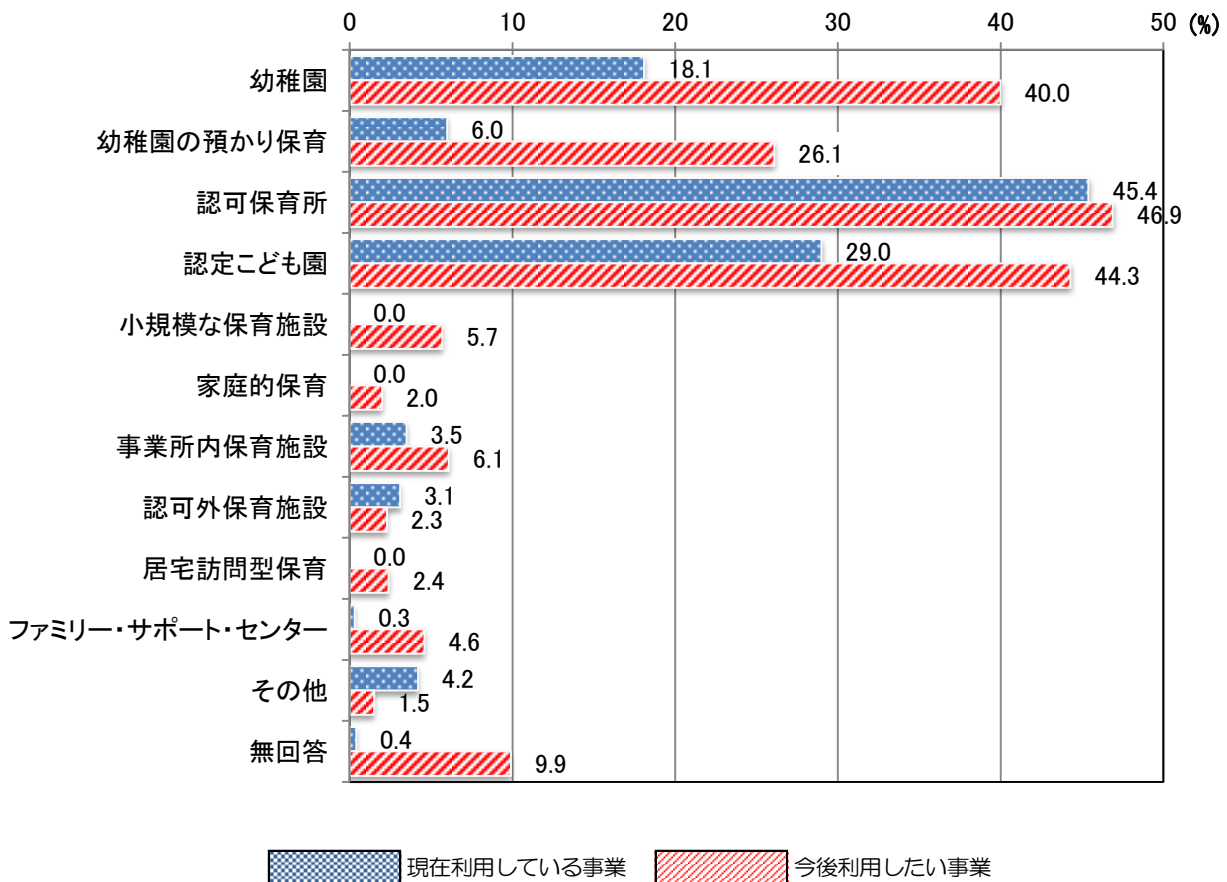
定期的な教育・保育の事業を「利用している」が69.2%で、「利用していない」は30.1%である。

現在利用している教育・保育事業では、「認可保育所」が45.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が29.0%である。

今後利用希望する教育・保育事業では、「認可保育所」が46.9%と最も多く、次いで「認定こども園」が44.3%である。

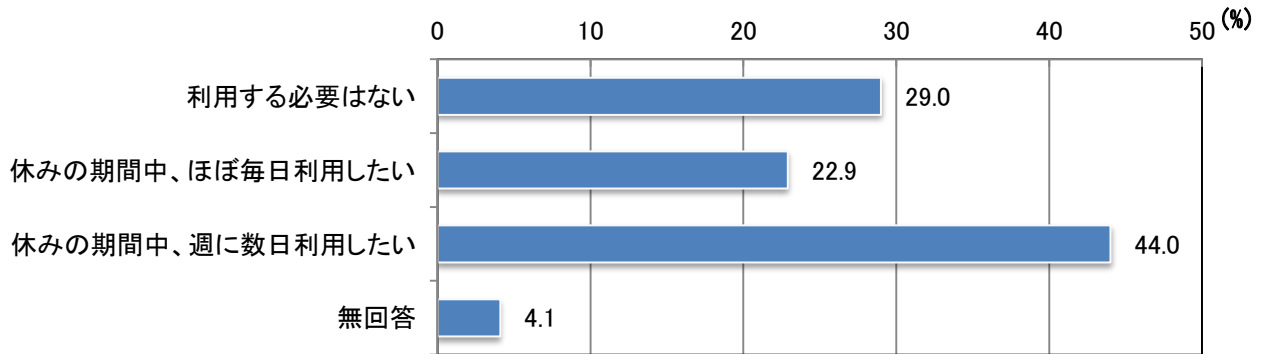


### ■現在利用している及び今後利用希望する教育・保育事業（複数回答）



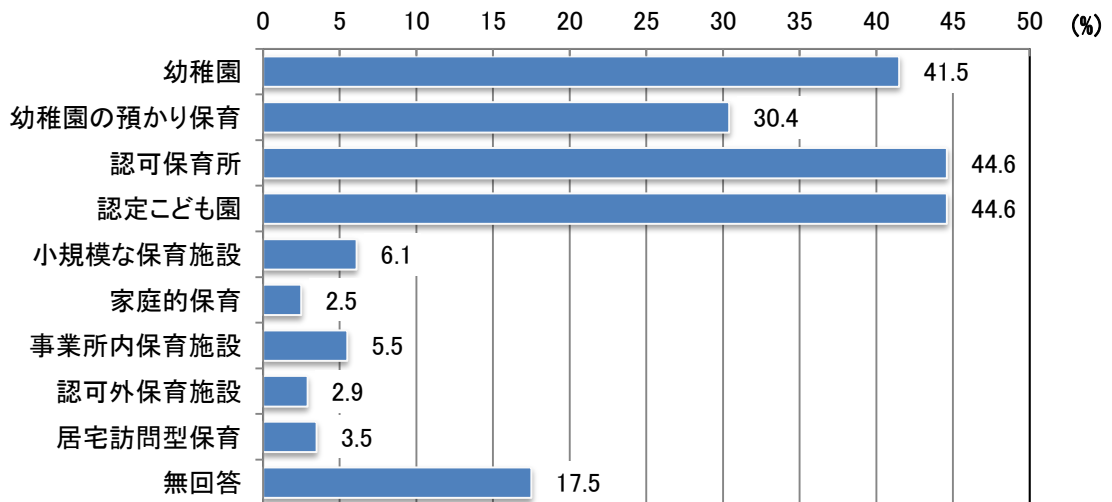
### 長期休業中の幼稚園の事業の利用希望について

「休みの期間中、週に数日利用したい」が44.0%で、次いで「利用する必要はない」が29.0%であるが、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が22.9%であり、休みの期間中の利用希望は合わせて66.9%と全体の7割弱である。



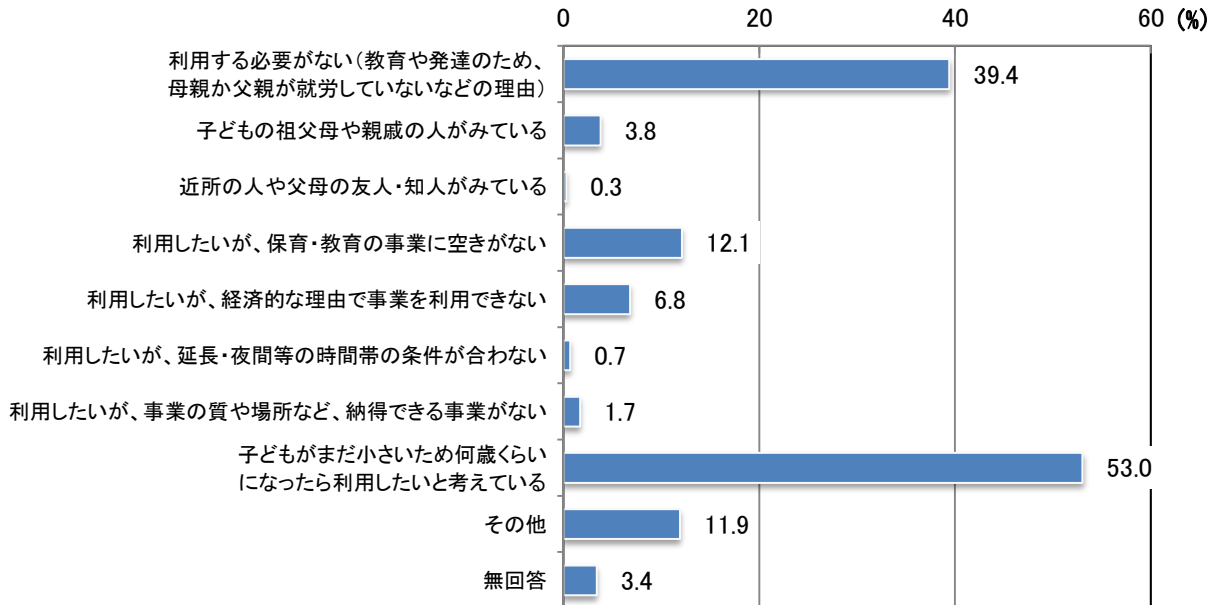
### 幼児教育が無償化された場合、「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

「認可保育所」、「認定こども園」がともに44.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.5%である。



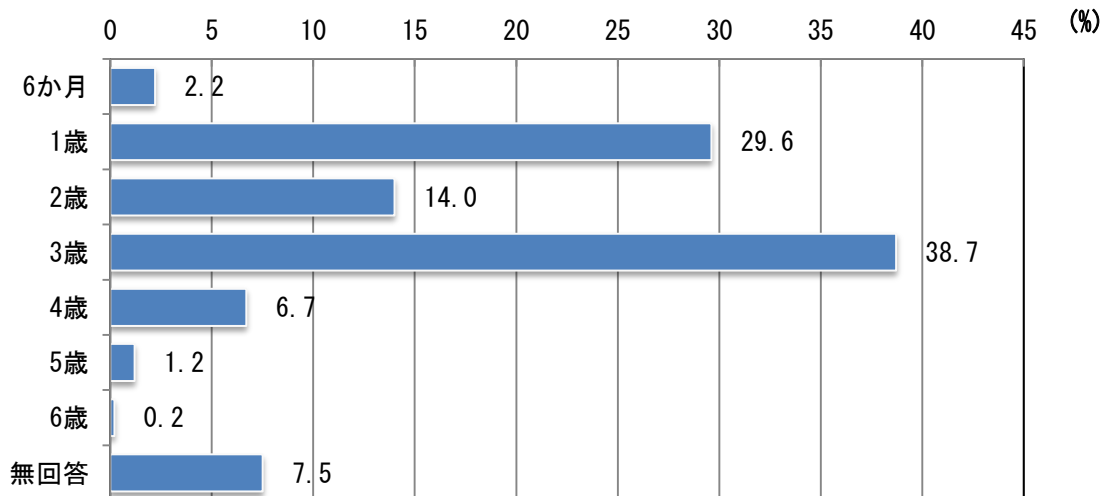
## 教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用したいと考えている」が53.0%と最も多く、次いで「利用する必要がない」が39.4%である。



## ■定期的な教育・保育の事業の利用を希望する子どもの年齢について

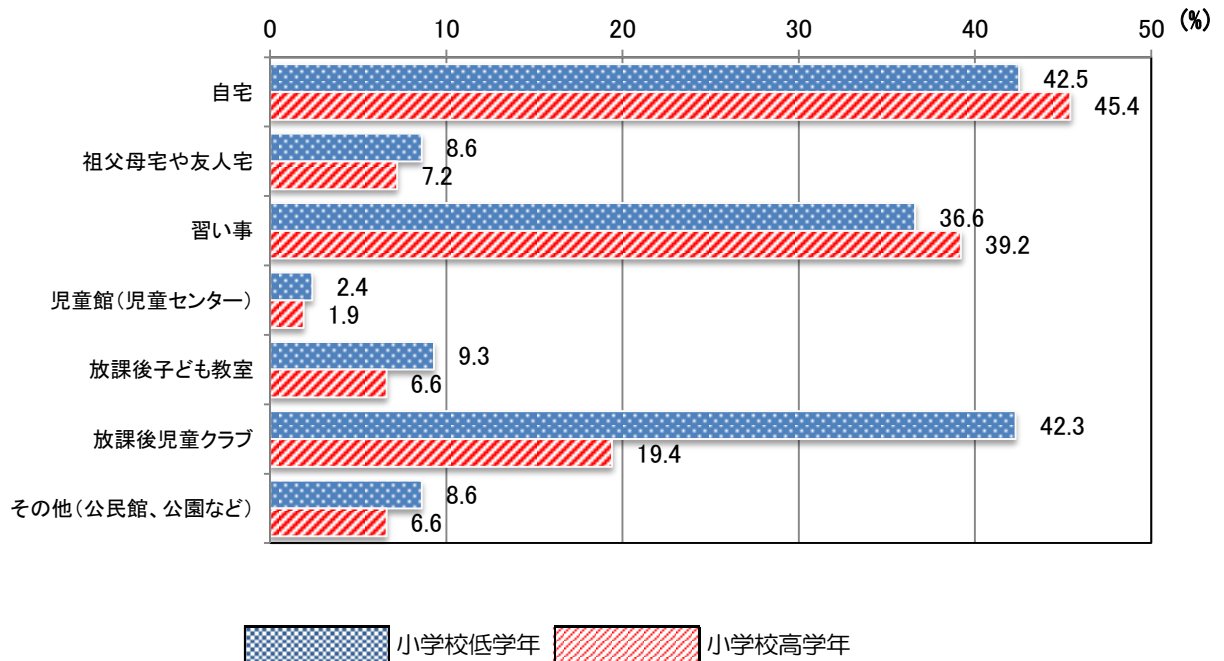
「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用したいと考えている」では、「3歳」が38.7%と最も多く、次いで「1歳」が29.6%、「2歳」が14.0%と続く。



### 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（複数回答）

小学校低学年では「自宅」が42.5%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が42.3%である。

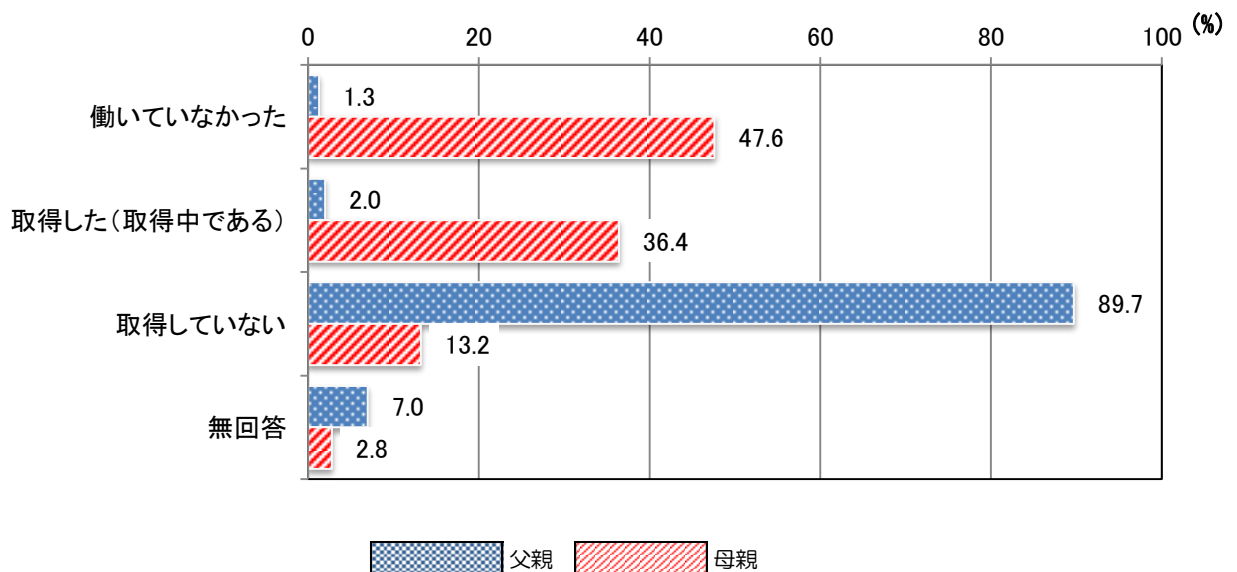
小学校高学年では「自宅」が45.4%と最も多く、次いで「習い事」が39.2%である。



### 誕生時の父母の育児休業取得の有無

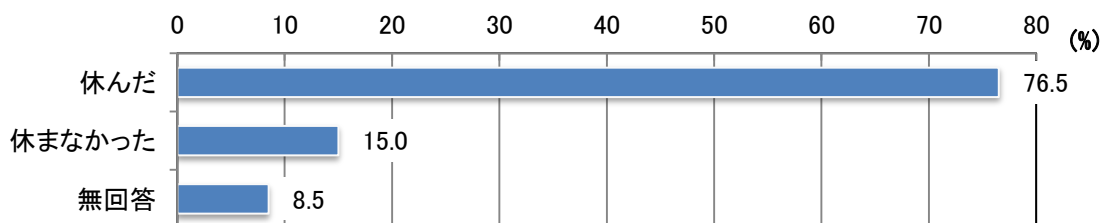
父親は「取得していない」が89.7%で、「取得した(取得中である)」は2.0%、「働いていなかった」が1.3%である。

母親は「働いていなかった」が47.6%で、「取得した(取得中である)」は36.4%である。



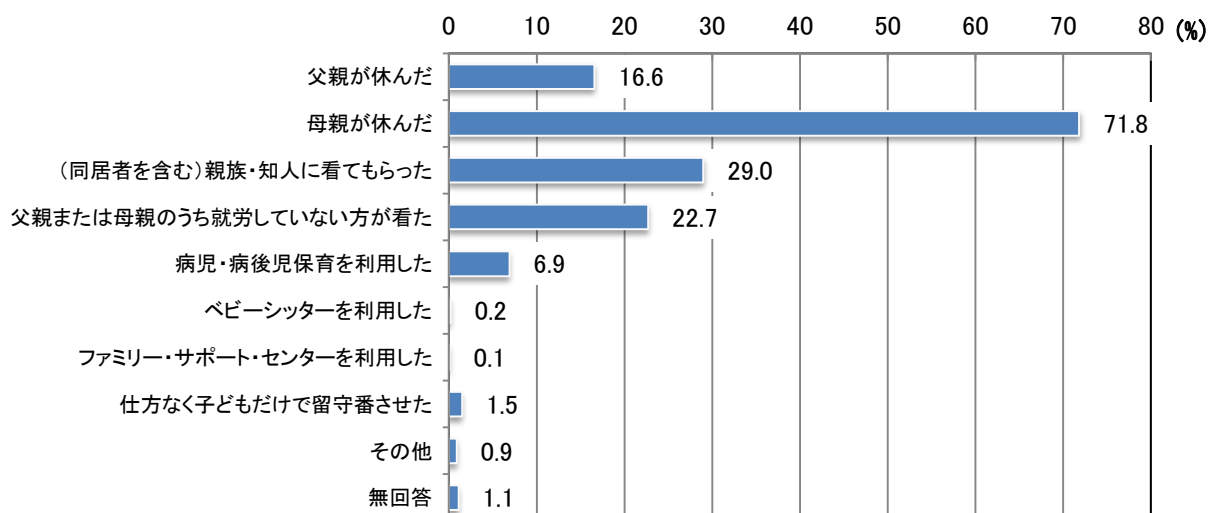
### 子どもが病気やケガで休んだ有無について

幼稚園、保育園、小学校などを「休んだ」が76.5%で、「休まなかった」は15.0%である。



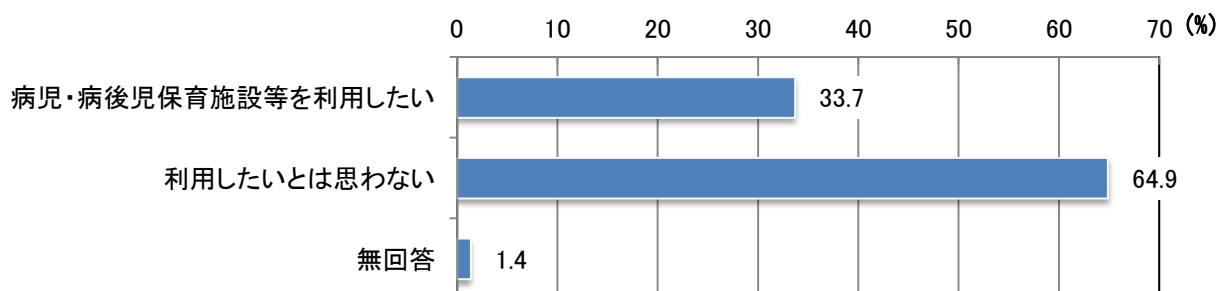
### 子どもが休んだ時の対処方法について（複数回答）

「母親が休んだ」が71.8%と最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に看てもらった」が29.0%、「父親または母親のうち就労していない方が見た」が22.7%と続き、「父親が休んだ」は16.6%である。



### 病児・病後児保育の希望について

「利用したいと思わない」が64.9%で、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が33.7%である。

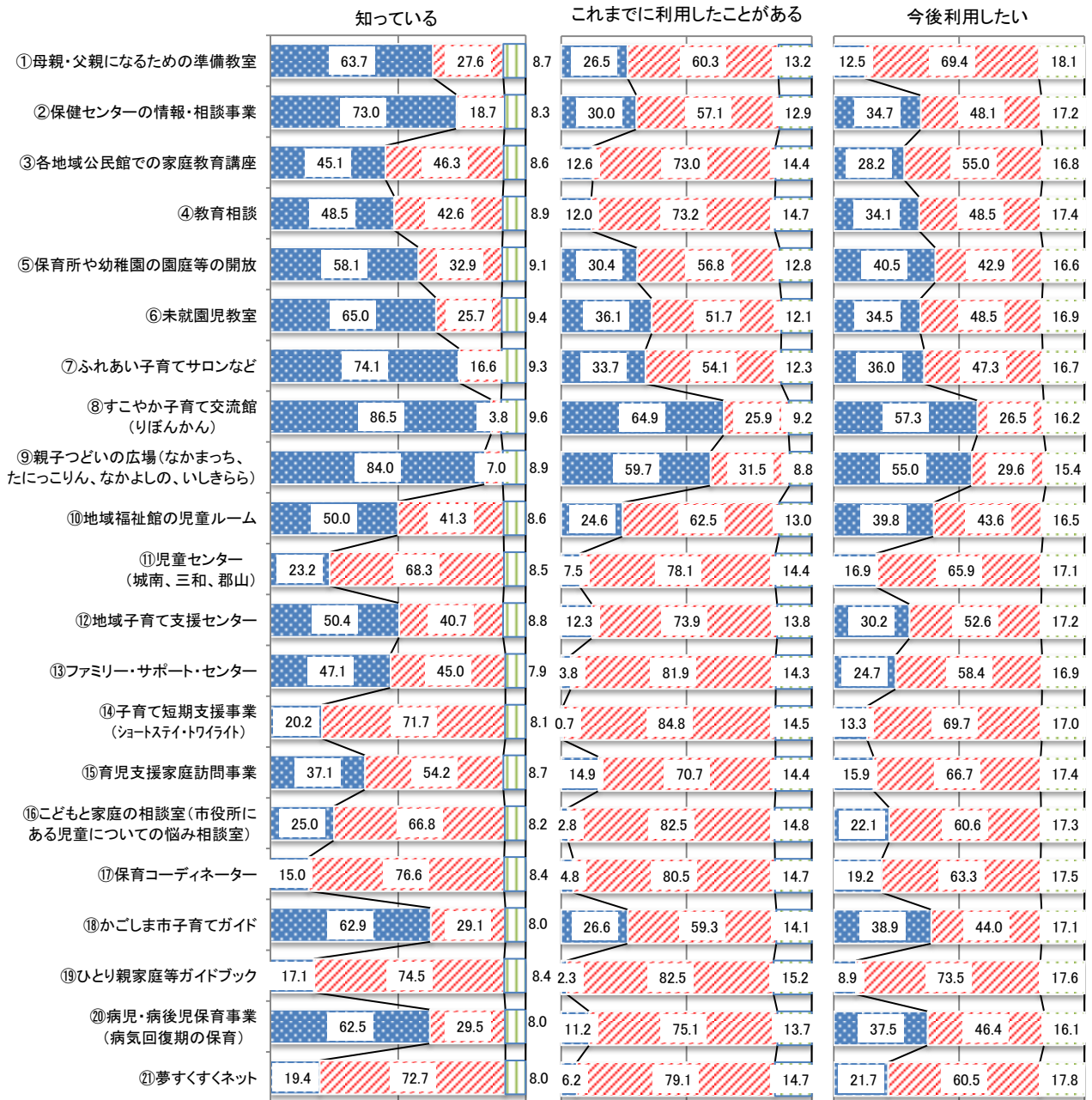


## 地域の子育て支援拠点事業の認知、利用の有無、希望について

認知度として「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が86.5%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が84.0%、「ふれあい子育てサロンなど」が74.1%と続く。

利用度では「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が64.9%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が59.7%、「未就園児教室」が36.1%である。

今後利用したい施設・事業では、認知度と現在の利用度共に割合の高い「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が57.3%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が55.0%である。



はい
  いいえ
  無回答

# 第 3 章

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

### 2 基本的視点

この計画は、次の8項目を基本的視点として策定します。

#### (1) 子どもの最善の利益を尊重する

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

#### (2) 子どもの育ちを支援する

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

#### (3) 利用者の立場に立つ

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、**待機児童解消のための取組**、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、など、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。



#### (4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提のもと、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

#### (5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

#### (6) 地域における社会資源を効果的に活用する

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

#### (7) サービスの質を向上させる

利用者が安心安全なサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

#### (8) 配慮が必要な子どもと家庭を支える

すべての家庭が安心して子育てでき、すべての子どもたちが安心して明るく健やかに成長できる環境づくりを進めるため、障害のある子どもや虐待・貧困等の課題を抱える子育て家庭など、配慮が必要な子どもや家庭の支援の充実を図ります。

